



指導者育成
50
年のあゆみ

1965-2015



公益財団法人

日本体育協会

指導者育成

50

年のあゆみ

1965 - 2015

SPORTS
JASA OFFICIAL LICENSE

50th

スポーツを未来へ継承する



公益財団法人

日本体育協会

発刊にあたって

公益財団法人 日本体育協会
会長 張 富士夫



本会の本格的な指導者養成は、1964（昭和39）年の東京オリンピック大会の選手強化事業が契機となり、翌年の1965（昭和40）年に東京オリンピック大会の選手強化事業を受け継ぐ形で「競技力向上委員会」が発足、その下に設けられたコーチ研修委員会において、各競技の技術向上に必要な体系的に組み立てられた理論とそれを生かす実践力を備えた各競技のコーチとなるべき「スポーツトレーナー」の養成が始まりました。

以来、スポーツ活動現場の最前線で活躍し、スポーツの普及・振興と競技者育成の中心となるスポーツ指導者育成のため、日本体育協会公認スポーツ指導者制度を制定し、本年、記念すべき50年の節目を迎えることとなりました。

これもひとえにスポーツトレーナー養成開始当初に、カリキュラムやテキストを創りあげた先哲の方々、また、公認スポーツ指導者制度の確立・発展にご尽力いただきました関係各所の方々をはじめとする、多くの皆さまのご理解とご支援の賜物であると深く感謝申し上げます。

さて、2020年に東京にて開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会は、これまで育んできたスポーツを見つめ直し、さらに未来へつなぎ、広め、高めていく絶好の機会であり、スポーツを未来へ継承する役割を担う公認スポーツ指導者の重要性は益々高まるであろうと思います。

本会では、公認スポーツ指導者の皆さまが指導対象者のスポーツ活動をより良いものとすることを目的に、日々、学び続ける姿勢に応えるため、各種研修会の開催や様々な情報提供を通じて、「学び」を応援したいと考えております。

そして、これらの取組みを通じて、スポーツに関わるすべての人の幸福実現に貢献する公認スポーツ指導者の活動促進と社会的地位の確立に向け、尽力していくことを改めて決意する次第です。

今後とも皆さま方のより一層のご理解とご協力を賜り、スポーツの未来のためにともに歩んでいくことを切に願っております。

結びに、本誌発行にあたりご協力いただきました関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、本誌が国民スポーツの推進に大いに資することを祈念し、発行に寄せる挨拶とさせていただきます。

発刊のごあいさつ

公益財団法人 日本体育協会 副会長
日本体育協会指導者育成専門委員会 委員長

監物 永三



スポーツ指導者の養成は、当時の西ドイツの競技力向上を目的とした指導者養成システムであるトレーナー制度を手本にし、1965（昭和40）年からスポーツトレーナーの名称のもと養成を開始したことから始まりました。

初めての講習会は、33競技団体から推薦された239名が修了者となり、記念すべき第一期生が誕生しました。

その後、1977（昭和52）年には、指導者の役割に応じた資格認定と指導体制の確立を目的に、加盟団体と一致協力して現在の指導者制度の元となる日本体育協会公認スポーツ指導者制度を制定。以来、時代とともに多様化、高度化する国民のスポーツニーズに対応して、国民各層のスポーツ活動をより適切に支援し推進するため、指導者制度を改定しつつ発展してきました。

おかげをもちまして、平成27年10月現在では、約45万人の登録者数を有する制度に発展しました。これもひとえに、日頃、常にプレーヤーを最優先するというスタンスに立ち、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導をされている指導者の皆さまのご尽力と、中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会をはじめとする関係機関・団体等のご支援とご協力の賜物であります。

さて、この度、日本体育協会公認スポーツ指導者育成50周年記念行事の一環として「指導者育成50年のあゆみ」を発刊する運びとなりました。本誌には、スポーツ指導者養成以前のあゆみから、今日に至るまでの50年にわたる歴史と、各種資料を収録しております。スポーツ指導者の歴史を紐解く貴重な資料としてご活用いただければ幸いです。

終わりに、本誌発刊にあたりご協力いただきました関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、本誌が新たな50年に向けてさらなる指導者養成の発展に寄与することを祈念いたしまして、発刊に寄せるあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ	2
-------	---

スポーツ指導者育成50周年記念式典	6
-------------------	---

第1部 変遷と拡大の半世紀 [指導者育成のあゆみ] 13

Phase 1 1965-1976 東京オリンピックを契機に一助走そして試行— 16

育成前史	17
1965 (昭和40)年 競技力向上委員会の発足	18
1966 (昭和41)年 スポーツトレーナー養成制度始まる	19
1971 (昭和46)年 スポーツ指導員の養成もスタート	21

Phase 2 1977-1987 資質向上と指導体制の確立—制度化と専門化へ— 24

1977 (昭和52)年 「日本体育協会公認スポーツ指導者制度」制定	25
1979 (昭和54)年 全国スポーツ指導者連絡会議結成される	28
1983 (昭和58)年 公認スポーツドクター制度発足	29
1986 (昭和61)年 文部大臣事業認定による「社会体育指導者の資格付与制度」	31
1987 (昭和62)年 「社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規定」	31

Phase 3 1988-2004 生涯スポーツ社会の推進役—きめ細かく指導者資格を分類— 32

1988 (昭和63)年 「公認スポーツ指導者制度」	33
1994 (平成6)年 アスレティックトレーナーの養成スタート	35
1996 (平成8)年 指導者育成と通信教育	36
2000 (平成12)年 国の認定事業が「告示」から「省令」へ	36

Phase 4 2005-2015 多様化・細分化するスポーツニーズへの対応 —指導者の役割をより明確に— 38

2005 (平成17)年 「公認スポーツ指導者制度」の見直しと新たなスタート [第2次改訂]	39
2006 (平成18)年 「クラブマネジャー」「アシスタントマネジャー」養成スタート	42
2008 (平成20)年 「スポーツ栄養士」養成スタート	43
2012 (平成24)年 「指導者マイページ」スタート インターネットを活用	44
2013 (平成25)年 「スポーツデンティスト」養成スタート	44
「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」策定、 暴力及びあらゆるハラスメントの根絶へ	45
2015 (平成27)年 スポーツ指導者育成50周年記念式典開催	46

in future 50

指導者育成事業推進プラン2013	51
日本体育協会は約束します!!	53
JOCエリートアカデミー生インタビュー わたしたちにとっての『スポーツ指導者』	54

第2部 指導者資格とその進化 [公認スポーツ指導者資格の50年] 57

日本体育協会公認スポーツ指導者資格の変遷	58
スポーツトレーナー	60
スポーツ指導員	63
コーチ、上級コーチ	65
スポーツドクター	68
C級スポーツ指導員、B級スポーツ指導員、A級スポーツ指導員	71
C級コーチ、B級コーチ、A級コーチ	74
C級教師、B級教師、A級教師	77
スポーツプログラマー1種(スポーツプログラマー)、 スポーツプログラマー2種(フィットネストレーナー)	79
少年スポーツ指導員、少年スポーツ上級指導員	81
アスレティックトレーナー	83
指導員、上級指導員	85
コーチ、上級コーチ	87
教師、上級教師	89
ジュニアスポーツ指導員	91
スポーツリーダー	93
アシスタントマネジャー、クラブマネジャー	94
スポーツ栄養士	97
スポーツデンティスト	98
2005(平成17)年改訂時および現行の共通科目カリキュラム一覧	100
2015(平成27)年度現在の養成資格一覧	102

資料編 103

公認スポーツ指導者制度	104
公認スポーツ指導者登録規程、同細則	114
公認スポーツドクター設置要綱	116
公認スポーツ指導者連絡会議運営規則	118
アスレティックトレーナー連絡会議運営規則	120
スポーツドクター代表者協議会運営規則	120
公認スポーツ指導者等表彰要綱	122
公認スポーツ指導者処分基準	123
公認スポーツ指導者登録者数推移	130

CD収納資料

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| • スポーツ指導者育成事業推進プラン2013 | • スポーツ宣言日本(2011年) |
| • これからのスポーツ指導者育成事業の推進方策(2004年) | • スポーツ界における暴力行為根絶宣言(2013年) |
| • 21世紀のスポーツ指導者～望ましいスポーツ指導者とは～(2003年) | • 文部大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」事業認定団体一覧 |
| • スポーツ指導者のための倫理ガイドライン(2013年) | • 歴代指導者育成担当委員会委員名簿 |
| • 学校運動部活動指導者の実態に関する調査(概要版)(2014年) | • 歴代指導者等表彰受賞者名簿 |
| • 公認スポーツ指導者実態調査報告書(2010年3月) | • 指導者育成30年を振り返って(パネルディスカッション) |
| • 公認スポーツ指導者リーフレット | • 公認スポーツ指導者海外研修派遣団員名簿 |
| • 公認スポーツ指導者ポスター | • 公認スポーツ指導者全国研修会テーマ一覧 |

公益財団法人日本体育協会

スポーツ指導者育成50周年記念式典

2015(平成27)年12月13日(日)



主催者式辞 張富士夫 本会会長

1964(昭和39)年に開催された第18回オリンピック競技大会(東京)を契機に、日本のスポーツ指導者育成はスタートした。以来半世紀のあゆみを重ね、現在およそ45万人の公認スポーツ指導者たちが国内外で活躍している。

「スポーツ指導者育成50周年」を迎え、日本体育協会は2015(平成27)年12月13日、スポーツ庁をはじめこれまでの本事業推進にご尽力いただいた個人、企業、団体、学校の方々など多数をお招きし、記念の式典を執りおこなった。(当日の様子は46ページ参照)



祝辞

スポーツ庁 高橋道和次長(鈴木大地長官代理) 公益財団法人日本オリンピック委員会 竹田恒和会長



祝辞



祝辞

大塚製薬株式会社 新田広一郎執行役員



特別感謝状贈呈

大島鎌吉氏(写真右、ご子息の章和氏)



特別感謝状贈呈

大塚製薬株式会社
新田広一郎執行役員(右)

特別感謝状贈呈

独立行政法人日本スポーツ振興センター
今里譲理事(右)

感謝状贈呈

感謝状受賞者代表
太田利彦氏(右)



式 辞

日本体育協会会長 張 富士夫

本日は、スポーツ指導者育成50周年記念式典の開催にあたり、年末のお忙しい中、多くの方々にご列席を賜り、主催者として心からお礼申し上げます。

日本体育協会の本格的なスポーツ指導者の養成は、1964(昭和39)年の東京オリンピック大会の選手強化事業を契機としております。翌年の1965(昭和40)年に選手強化事業を受け継ぐ形で「競技力向上委員会」を発足し、そのもとに設けたコーチ研修委員会において、各競技の技術理論とそれを生かす実践力を備えた「スポーツトレーナー」の養成を開始しました。以来、スポーツ活動現場の最前線で、スポーツの普及・振興と競技者育成の推進役として活躍するスポーツ指導者の育成のため、日本体育協会公認スポーツ指導者制度を制定し、本年、記念すべき50年の節目を迎えることとなりました。これもひとえにスポーツトレーナーの養成開始当初に、カリキュラムやテキストを創りあげた先哲の方々、また、公認スポーツ指導者制度の確立・発展にご尽力いただきました関係各機関・団体や協賛企業の方々をはじめとする、多くの皆さまのご理解とご支援の賜物によるものと深く感謝申し上げます。

さて、2020年に東京にて開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会は、私たちがこれまで育んできたスポーツを見つめ直し、さらに未来へつなぎ、広め、高めていく絶好の機会であり、スポーツを未来へ継承する役割を担う公認スポーツ指導者の重要性は益々高まっていくものと確信しております。

日本体育協会は、スポーツ指導者育成50周年という記念すべき機会に、スポーツ界を牽引するスポーツ指導者の皆さまが学び続ける姿勢に応えるため、各種研修会の開催や、様々な情報提供について、今まで以上に充実させ、皆さまを全力で応援していくことを、ここにお約束いたします。さらに、これらの取組みを通じて、スポーツに関わるすべての人々の幸福の実現に貢献するため、公認スポーツ指導者の活動促進と、その社会的地位の確立に向け、尽力していくことを改めて決意する次第です。今後とも皆さま方からのより一層のご理解とご協力を賜り、スポーツの未来のために、ともに歩んでいくことを切に願っております。

結びに、本日、全国各地からご出席いただきました関係各位のご健勝を祈念いたしまして、式辞とさせていただきます。

祝 辞

スポーツ庁長官 鈴木 大地
(代読：スポーツ庁次長／高橋道和)

日本体育協会指導者育成50周年、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げますとともに、前回の東京オリンピック直後から半世紀の長きにわたり、わが国のスポーツ指導者の資質能力の向上を支えて来た取り組みに、心より敬意と感謝申し上げます。

わが国のスポーツは貴協会において養成された多くのスポーツ指導者の努力により支えられ、発展をして参りました。昭和40年に養成をスタートしたスポーツトレーナーにはじまり、その後スポーツ指導員、スポーツドクター、アスレティックトレーナーなど社会のニーズに応じた資質の高い指導者を数多く輩出いただいております。

この指導者育成事業が半世紀、50周年の節目を迎えた今年10月にはスポーツ界の念願でありましたスポーツ庁が設置されました。スポーツ庁といたしましても国民の誰もが豊かなスポーツの実践を通じて継続的に健康および体力の増進、競技力の向上を図っていくためには、スポーツ医・科学に立脚した高いコーチングスキルを身に付けた指導者の存在が極めて重要であると考えております。

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を5年後に控えて、今後国民のスポーツへの関心は一層高まっていくことが期待されますが、これを契機として今年を次なる50年半世紀へのスタートを切る年として、さらに取り組みを進めていく必要があります。

本日はわが国を代表するスポーツ指導者の皆さま、スポーツ関係団体の皆さま、そしてそれを支えている皆さまがお集まりでございます。皆さまとともにオールジャパン体制で身近なスポーツ指導をより充実させていきたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本記念式典の開催にご尽力いただきました日本体育協会をはじめ指導者育成を支える関係者の皆さまに、心から敬意を表するとともに、世界に誇るわが国のスポーツ指導を実現するため引き続き皆さまのご活躍を祈念して、ご挨拶といたします。

祝 辞

公益財団法人日本オリンピック委員会会長 **竹田 恆和**

本日は、公益財団法人日本体育協会スポーツ指導者育成50周年記念式典がこのような盛大に開催されますことを心よりお祝い申し上げます。また、お集まりの皆さまには、日本スポーツの振興ならびにオリンピックムーブメントの推進に多大なるご支援、ご協力を賜わり心からお礼を申し上げます。

日本体育協会スポーツ指導者育成事業は1964年東京オリンピックの大切なレガシーとして、選手強化に不可欠な理論と実践その成果を全国的に広げるために50年前の1965年、スポーツ医・科学に立脚したドイツ型のスポーツトレーナーの育成制度をモデルとして始めました。以来、スポーツ指導者の資質と指導力の向上に多大な貢献を果たしてきました。

その後、加盟団体と一致協力して公認スポーツ指導者制度を制定し、その資格を得た指導者の努力とアスリートの活躍により社会的信頼を築き上げ、いまでは約45万人の登録者を数えるまでに発展されてきました。指導者資格レベルや種類もこの事業により飛躍的に向上し、グラスルーツにおけるスポーツから日本を代表するトップアスリートまで、さらには商業スポーツ施設など様々なニーズに対応する指導者の育成に努めておられます。

スポーツ指導者は、スポーツを始めよう、またはもう一度スポーツに取り組みたい人々にとっても重要な役割を併せ持っています。また昨今、若者のスポーツ離れが世界規模で進むなか、子どもたちをスポーツに触れさせ、そしてより多くの才能豊かな選手を発掘する大切な役割もあります。

JOC選手強化本部では、人間力なくして競技力向上なしと常にアスリートに伝達していますが、これは選手に対してだけでなく指導者の皆さまや関係者においてもとても大事なことだと思います。今後もスポーツ指導者の皆さまにおかれては、オリンピズムの精神に通ずる、常に自己研鑽を積み上げてよりよい社会の実現に貢献するための牽引者になっていただきたいと期待しています。

リオデジャネイロオリンピックまであと8ヵ月となりました。JOCとしては、日本体育協会公認スポーツ指導者の皆さまの協力のもと、日本代表選手の強化そして選手を取り巻く環境整備に最大限の努力をしております。リオデジャネイロオリンピックのあとには2017年の札幌アジア冬季大会、2018年の平昌冬季オリンピック大会そして2020年に東京オリンピック・パラリンピック大会がそれぞれ開催されます。今後も国民の皆さまのスポーツに対する理解そしてそのスポーツの素晴らしさ、感動にあらためて触れていただき、そして明るい豊かな社会形成と世界平和に貢献するオリンピックムーブメントの推進を図る機会となるよう、スポーツ庁、日本体育協会そして各競技団体とともに努めていきたいと思っています。

最後になりますが、あらためまして日本体育協会スポーツ指導者育成50周年をお祝い申し上げますとともに、スポーツ指導者の皆さまの今後の益々のご活躍を期待申し上げてご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

大塚製薬株式会社執行役員 **新田 広一郎**

日本体育協会スポーツ指導者育成50周年、誠におめでとうございます。弊社は、「世界の人々の健康に貢献する」を企業理念とし事業展開をしております。私どもが目指す健康とスポーツ、このふたつがより密接な関係にあると確信しており、1992年からは日本体育協会様のオフィシャルパートナーとしてスポーツ指導者の育成等の事業にご協力させていただいております。「スポーツ医・科学の振興を応援します」のテーマのもと、スポーツ医・科学研究の成果をスポーツ指導者の皆様にお役立ていただける情報として提供に努めて参りたいと考えております。

2020年に向けて、スポーツ界のみならず一般の皆様もスポーツの関心が強くなり、日本体育協会様、そしてスポーツ指導者の皆様が果たす役割が益々大きくなっていくと感じております。弊社としましては民間企業の立場ではありますが、スポーツ界の発展のために何が出来るか、どの様な貢献が可能かを考えながら、今後もスポーツ指導者育成事業等へ関わりを持たせていただきたいと考えております。

最後になりますが、このスポーツ指導者育成事業の益々の発展とスポーツ指導者の皆様の益々のご活躍をお祈りしまして挨拶とさせていただきます。

特別感謝状・感謝状贈呈者

本表彰は、本会がスポーツ指導者育成開始50周年という節目を迎えることを記念し、これまで指導者育成事業の発展に寄与した個人・企業・団体に対して感謝の意を表することを通じて、指導者育成事業の更なる発展を図ることを目的としています。

特別感謝状は指導者育成事業の発展に多大に貢献した個人・企業・団体に、感謝状は指導者育成事業の発展に寄与した個人・企業・団体に贈呈されます。

特別感謝状

大島鎌吉様

—贈呈理由—

スポーツトレーナー養成提案者であり、現在の指導者養成事業の礎を築かれたため

大塚製薬株式会社様

—贈呈理由—

長きにわたり、指導者養成に協力いただいたため

独立行政法人日本スポーツ振興センター様

—贈呈理由—

長きにわたり、指導者養成に多大な助成金をいただいたため

感謝状

●指導者育成事業の発展に寄与した者（スポーツトレーナー養成講習会開始時の講師及びテキスト執筆者）

小林一敏様（順天堂大学）

沢田芳男様（熊本大学）

高石昌弘様（国立公衆衛生院学校）

平田久雄様（東京大学）

黒田善雄様（東京大学）

金子公宥様（大阪体育大学）

窪田登様（早稲田大学）

※カッコ内は当時の所属先

●指導者育成事業の発展に寄与した者（歴代全国スポーツ指導者連絡会議正副幹事長）

太田利彦様 [幹事長：昭和54～昭和59年（6年）]

細川磐様 [幹事長：昭和60～平成8年（12年）]

佐々木秀幸様 [副幹事長：昭和60～平成8年（12年）]

[幹事長：平成9～平成18年（10年）]

広瀬均様 [副幹事長：平成17～平成18年（2年）]

[幹事長：平成19～平成20年（2年）]

酒井徹様 [副幹事長：平成3～平成12年（10年）]

花田徹夫様 [副幹事長：平成11～平成14年（4年）]

鈴木元様 [副幹事長：平成13～平成16年（4年）]

島田宏二様 [副幹事長：平成13～平成16年（4年）]

久保田敏夫様 [副幹事長：平成15～平成24年（10年）]

山根武様 [副幹事長：平成19～平成22年（4年）]

三輪一義様 [副幹事長：平成23～平成24年（2年）]

小澤育子様 [副幹事長：平成25～平成26年（2年）]

●指導者育成事業の発展に寄与した者（歴代専門委員会委員長）

笹原正三様 [昭和50年度～昭和53年度（4年）]

* 当時は国民スポーツ委員会が指導者育成事業を所管

●指導者育成事業に対し、永年にわたり寄付・助成をいただいた企業・団体（オフィシャルパートナー）

アシックスジャパン株式会社様

ミズノ株式会社様

三井住友海上火災保険株式会社様

株式会社ローソン様

株式会社ロッテ様

サントリーホールディングス株式会社様

株式会社廣済堂様

●指導者育成事業に対し、永年にわたり寄付・助成をいただいた企業・団体（助成団体）

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団様

公益財団法人三菱養和会様

公益財団法人JKA様

日本馬主協会連合会様

公益財団法人スポーツ安全協会様

●公認スポーツ指導者資格協同認定団体

公益財団法人日本陸上競技連盟様

公益財団法人日本水泳連盟様

公益財団法人日本サッカー協会様

公益財団法人全日本スキー連盟様

公益財団法人日本テニス協会様

公益社団法人日本ボート協会様

公益社団法人日本ホッケー協会様

一般社団法人日本ボクシング連盟様

公益財団法人日本バレーボール協会様

公益財団法人日本体操協会様

公益財団法人日本バスケットボール協会様

公益財団法人日本スケート連盟様

公益財団法人日本レスリング協会様

公益財団法人日本セーリング連盟様

公益社団法人日本ウエイトリフティング協会様

公益財団法人日本ハンドボール協会様

公益財団法人日本自転車競技連盟様

公益財団法人日本ソフトテニス連盟様

公益財団法人日本卓球協会様

公益財団法人全日本軟式野球連盟様

公益財団法人日本相撲連盟様

公益社団法人日本馬術連盟様

公益財団法人全日本柔道連盟様

公益財団法人日本ソフトボール協会様

公益社団法人日本フェンシング協会様

公益財団法人日本バドミントン協会様

公益財団法人全日本弓道連盟様

公益社団法人日本ライフル射撃協会様

一般財団法人全日本剣道連盟様

公益社団法人日本近代五種協会様

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会様

公益社団法人日本山岳協会様

公益社団法人日本カヌー連盟様

公益社団法人全日本アーチェリー連盟様

公益財団法人全日本空手道連盟様

公益財団法人日本アイスホッケー連盟様

公益社団法人全日本銃剣道連盟様

一般社団法人日本クレ射撃協会様

公益財団法人全日本なぎなた連盟様

公益財団法人全日本ボウリング協会様

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟様

公益社団法人日本綱引連盟様

公益財団法人日本ゲートボール連合様

公益財団法人日本ゴルフ協会様

公益社団法人日本カーリング協会様

公益社団法人日本パワーリフティング協会様

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会様

公益社団法人日本トライアスロン連合様

一般財団法人日本バウンドテニス協会様

公益社団法人日本エアロビク連盟様

一般社団法人日本バイアスロン連盟様

公益社団法人日本プロゴルフ協会様

公益社団法人日本プロテニス協会様

公益社団法人日本職業スキー教師協会様

一般財団法人社会スポーツセンター様

特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟様

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟様

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会様

一般社団法人日本スイミングクラブ協会様

公益社団法人日本歯科医師会様

公益社団法人日本栄養士会様

公益財団法人日本体育施設協会様

●都道府県体育(スポーツ)協会

公益財団法人北海道体育協会様

公益財団法人青森県体育協会様

公益財団法人岩手県体育協会様

公益財団法人宮城県体育協会様

公益財団法人秋田県体育協会様

公益財団法人山形県体育協会様

公益財団法人福島県体育協会様

公益財団法人茨城県体育協会様

公益財団法人栃木県体育協会様

公益財団法人群馬県スポーツ協会様

公益財団法人埼玉県体育協会様

公益財団法人千葉県体育協会様

公益財団法人東京都体育協会様

公益財団法人神奈川県体育協会様

公益財団法人山梨県体育協会様

公益財団法人長野県体育協会様

公益財団法人新潟県体育協会様

公益財団法人富山県体育協会様
 公益財団法人石川県体育協会様
 公益財団法人福井県体育協会様
 公益財団法人静岡県体育協会様
 公益財団法人愛知県体育協会様
 公益財団法人三重県体育協会様
 公益財団法人岐阜県体育協会様
 公益財団法人滋賀県体育協会様
 公益財団法人京都府体育協会様
 公益財団法人大阪体育協会様
 公益財団法人兵庫県体育協会様
 公益財団法人奈良県体育協会様
 公益社団法人和歌山県体育協会様
 公益財団法人鳥取県体育協会様
 公益財団法人島根県体育協会様
 公益財団法人岡山県体育協会様
 公益財団法人広島県体育協会様
 公益財団法人山口県体育協会様
 公益財団法人香川県体育協会様
 公益財団法人徳島県体育協会様
 公益財団法人愛媛県体育協会様
 公益財団法人高知県体育協会様
 公益財団法人福岡県体育協会様
 公益財団法人佐賀県体育協会様
 公益財団法人長崎県体育協会様
 公益財団法人熊本県体育協会様
 公益財団法人大分県体育協会様
 公益財団法人宮崎県体育協会様
 公益財団法人鹿児島県体育協会様
 公益財団法人沖縄県体育協会様

●講習・試験免除適応コース承認校として、永年にわたりご協力いただいた学校

〈大学〉

筑波大学体育専門学群様(1990年)
 鹿屋体育大学体育学部様(1990年)
 大阪体育大学体育学部様(1990年)
 日本女子体育大学体育学部様(1990年)
 国土舘大学体育学部様(1990年)
 福岡大学スポーツ科学部様(1990年)
 中京大学スポーツ科学部様(1991年)
 順天堂大学スポーツ健康科学部様(1991年)
 福島大学人間発達文化学類様(1991年)

天理大学体育学部様(1991年)
 金沢大学人間社会学域様(1992年)
 武蔵丘短期大学健康生活学科様(1993年)
 至学館大学健康科学部様(1993年)
 至学館大学短期大学部様(1993年)
 武庫川女子大学健康・スポーツ科学部様(1995年)
 武庫川女子大学短期大学部様(1994年)
 国際武道大学体育学部様(1997年)
 福岡教育大学教育学部様(1994年)
 東京女子体育大学体育学部様(1994年)
 東京学芸大学教育学部様(1994年)
 広島大学教育学部様(1994年)
 東京女子体育短期大学様(1995年)
 宇都宮大学教育学部様(1996年)
 日本体育大学体育学部様(1995年)
 関西医療大学保健医療学部様(1996年)
 東海大学体育学部様(1996年)
 千葉大学教育学部様(1997年)
 仙台大学体育学部様(1996年)
 山口大学教育学部様(1999年)
 佐賀大学文化教育学部様(1999年)
 京都教育大学教育学部様(1997年)
 日本大学文理学部様(1997年)
 岐阜大学教育学部様(2000年)
 早稲田大学スポーツ科学部様(2000年)
 鹿児島大学教育学部様(1999年)
 茨城大学教育学部様(1999年)
 三重大学教育学部様(2000年)
 〈専門学校〉
 大阪社会体育専門学校様(1990年)
 専門学校北海道体育大学校様(1992年)
 大阪教育福祉専門学校様(1991年)
 YMCA健康福祉専門学校様(1992年)
 東京スポーツ・レクリエーション専門学校スポーツ健康学部様(1994年)
 アップルスポーツカレッジ様(1995年)
 日本工学院八王子専門学校様(1997年)
 東京リゾート&スポーツ専門学校様(2000年)
 東京YMCA社会体育・保育専門学校様(2000年)
 ※カッコ内は初回認定年度

第 1 部

変遷と拡大の半世紀 〔指導者育成のあゆみ〕

2015年は「2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催へ向けての動きが本格的にスタートした年であり、スポーツ界の悲願ともいえるスポーツ行政の統轄機関「スポーツ庁」が発足、日本のスポーツを国として支え、守り育てていく拠点が誕生した年でもある。この記念すべき年に、ここに日本体育協会が試行錯誤を重ねつつ取り組んできた「指導者の育成」も半世紀の節目を迎えた。第1部では、本事業が発展段階で取り組んだ幾つかの改革を軸に、その生い立ちから主な足跡を記録していく。

日本体育協会指導者育成50年のあゆみ(年表)

西暦(元号)	できごと	指導者育成事業 所管委員会	委員長
1965(昭和40)年	スポーツトレーナーの養成スタート。 東京オリンピックでの競技者育成・強化のノウハウを全国へ。スポーツ医・科学に立脚したスポーツトレーナーの養成を開始。第1回講習会を岸記念体育会館講堂で実施。 	競技力向上委員会 (1965年～1970年)	近藤 天 (1965年～1969年)
			前田 豊(1970年)
1971(昭和46)年	スポーツ指導員の養成スタート。 国民スポーツの広がりを受けて、地域スポーツ振興のための指導者養成を開始。 	普及委員会 (1971年～1974年)	山口 久太 (1971年～1974年)
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	笹原 正三 (1975年～1978年)
藤原 哲夫 (1979年～1980年)			
馬飼野 正治 (1981年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
			国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		
		国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)	
国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)			
	国民スポーツ委員会 (1975年～1988年)		

西暦（元号）	できごと	指導者育成事業 所管委員会	委員長
1992（平成4）年	スポーツプログラマー 1 種・2 種（スポーツプログラマー、フィットネストレーナー）、少年スポーツ指導者（少年スポーツ指導員・少年スポーツ上級指導員）が事業認定され、養成スタート。	指導者育成専門委員会 （1991 年～現在）	高橋 敏 （1991 年～1994 年）
1994（平成6）年	アスレティックトレーナーの養成スタート。		小林 徳太郎 （1995 年～2000 年）
1995（平成7）年	指導者育成30周年を記念して、「公認スポーツ指導者全国研修会」を開始。「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者等表彰要項」を制定し、第1回表彰式を公認スポーツ指導者全国研修会で実施。 		
1998（平成10）年	アスレティックトレーナーが事業認定。		
2000（平成12）年	4月：文部大臣認定による「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第11条の実施省令として「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる。スポーツ指導者の養成が、スポーツ振興法に基づく省令として位置付けられ、スポーツ指導者の重要性と期待が高まると同時に、その責任も重くなった。 9月：文部省が「スポーツ振興基本計画」を策定。 12月：「行政改革大綱」が閣議決定。「行政改革大綱」の中で「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」が示され、「スポーツ指導者の知識・技能審査事業に関する規程」が2005年度末を持って廃止となること決定。 		林 敏弘 （2001 年～2004 年）
2004（平成16）年	「これからのスポーツ指導者育成事業の推進方策」を策定。生涯スポーツ社会の実現を目指す 「21世紀の国民スポーツ振興方策」に基づき10年間の指導者育成事業の指針を示した。 		監物 永三 （2005 年～現在）
2005（平成17）年	「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を改訂。		
2006（平成18）年	アシスタントマネジャー、クラブマネジャーの養成スタート。		
2008（平成20）年	スポーツ栄養士の養成スタート。		
2011（平成23）年	公益財団法人日本体育協会創立100周年。 今後100年のスポーツが果たすべき社会的使命を謳った「スポーツ宣言日本」を採択。		
2012（平成24）年	「スポーツ指導者育成事業推進プラン2013」を策定。スポーツ立国の実現を目指す「21世紀の国民スポーツ推進方策ースポーツ推進2013」に基づき2013年から5年間の指導者養成の指針を示した。		
2013（平成25）年	スポーツデンティストの養成スタート。 「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟の5団体が採択。		
2015（平成27）年	指導者育成50周年を記念し、記念式典、特別表彰を実施。 50周年を契機にスポーツ指導者育成の目指す方向性を表明するメッセージを発表。		

Phase 1: 1965-1976

東京オリンピックを契機に

—— 助走そして試行 ——



スポーツ指導者育成の端緒となった1964（昭和39）年の東京オリンピック



毎日マラソン出場のため来日したアベベ選手のトレッドミル・テスト（東大体育学研究室）
（東京オリンピックスポーツ科学研究報告）



1968（昭和43）年開催のスポーツトレーナー養成講習会（スポーツトレーナー第19号）



1972（昭和47）年札幌オリンピックへ向けてもスポーツ医・科学を活用（スポーツトレーナー第5号）

このころ

1965年に「体力づくり国民会議」が始まる。この頃から工業化の進展を背景に、日本経済は活況を呈し68年、GNP（国民総生産）世界第2位に。高度経済成長に沸く中で70年、大阪で万国博覧会が開かれた。この年オリンピック・メキシコ大会。72年、オリンピック・ミュンヘン大会。また、3億円事件（68年）、三島由紀夫自決（70年）、あさま山荘事件（72年）などが社会の耳目を集める。73年のオイルショックを境に日本は低成長時代へ。



スポーツトレーナー養成中央講習会の実技風景（スポーツトレーナー第19号）

育成前史

スポーツと医・科学を結びつけた 「医事相談所」の開設から

いまでこそスポーツ指導者のキーワードといえる「スポーツ医・科学」だが、日本体育協会（以下本会）がスポーツ指導者の育成事業に着手した1965（昭和40）年当時、多くのスポーツ指導者はその重要性を認識していなかった（全国公認スポーツ指導者連絡会議初代幹事長／太田利彦氏）。

だが医学の世界では、各種の体力テストや治験などを通じ、戦前から関係識者、専門家らによる「スポーツ医学」「スポーツ科学」の研究が進められ、東京と大阪には有志の学識者が集う研究会も生まれていた。戦後、横須賀海軍病院における検診用具の処理に際し、本会に医療器具機械が無料で交付されることになり、1946（昭和21）年9月、本会では医事部を設け、ここに相談所を付設することを決めた。東俊郎博士（順天堂大学名誉教授、元文部省体育局長／1898-1987）を中心に多くの大学病院や総合病院などと連携し、約40名の委員からなる医事相談所を、東京都の認可を得て正式に発足させている。1947（昭和22）年6月25日のことである。

当初は一般社会の認識も低くあまり利用されなかったが、1949（昭和24）年の第4回国民体育大会（東京）において相談所の身体検査票により出場選手の健康診断をおこなうことを決め、また海外での大会への派遣選手もすべてここで検診を受ける取り決めなどにより、年々利用者が増え、研究の基礎となる測定データ



1946（昭和21）年に開設された体育医事相談所
（日本体育協会日本オリンピック委員会100年史）

も集積されていった。このことがその後、1964（昭和39）年の第18回オリンピック競技大会（東京／以下、東京オリンピック）へ向けての医・科学的な選手強化対策、ひいては「スポーツトレーナー」の国内初の養成事業へとつながっていく。

スポーツ医・科学に 立脚した指導法

1959（昭和34）年5月26日、ドイツ連邦共和国（以下西ドイツ）のミュンヘンで開かれた第56次国際オリンピック委員会（以下IOC）総会で、1964（昭和39）年の東京でのオリンピック開催が決定した。これを受けて、日本選手が開催国にふさわしい結果をおさめるための対策や取り組みなどが欠かせないとの声が各方面から巻き起こった。日本オリンピック委員会（以下JOC、当時は本会内の委員会組織）は、1960（昭和35）年1月18日、「東京オリンピック選手強化対策本部」を設けた（本部長／田畑政治、副本部長／大島鎌吉※のちに本部長）。その中にスポーツ科学研究委員会（東俊郎委員長）が設置された。

対策本部が強化を目的に9つの事業を行うことが規程に掲げられたが、そのひとつに、(6) スポーツ科学研究所を設置し、研究調査を図る、という項目がみられる。1961（昭和36）年7月1日、当時御茶ノ水にあった旧本会中庭、医事相談所の棟続きにトタン葺平屋のささやかなスポーツ科学研究室が開設されたが、ここが日本のスポーツ医・科学の情報拠点となっていく。



日本のトレーニング思想に革命をもたらしたオゾーリン教授（ソビエト連邦）
（東京オリンピック選手強化対策本部報告書）

当時、欧米諸国ではすでにスポーツ医・科学に立脚した指導法による競技者の育成・強化が一般的だったが、日本では旧態然とした経験主義の強化指導が主流だった。スポーツ科学研究委員会は、ソビエト連邦(当時)のオゾーリン教授やレッツノフ博士、アメリカ合衆国のキュアトン博士、西ドイツのヘッティンガー博士やラインデル博士、ゲルシュラー博士などトレーニングの理論と方法論の専門家たちを日本へ招き、その講演活動から数多くの示唆を得ている。そして何より優れた指導者の養成というオリンピックへ向けての対策に全力を注いでいったのである。

東京オリンピック選手強化対策本部とスポーツ科学研究委員会

東京オリンピックに出場する日本選手の強化を目的に、本会内に「東京オリンピック選手強化対策本部」が設置されたのは、1960(昭和35)年のことである。本部内に4つの委員会(企画委員会、スポーツ科学研究委員会、国際交流・合宿委員会、トレーニングセンター委員会)を設け、主に次のような活動に取り組んだ。

- 総合的強化策の構築
- 各競技団体の強化策を物心両面で支援

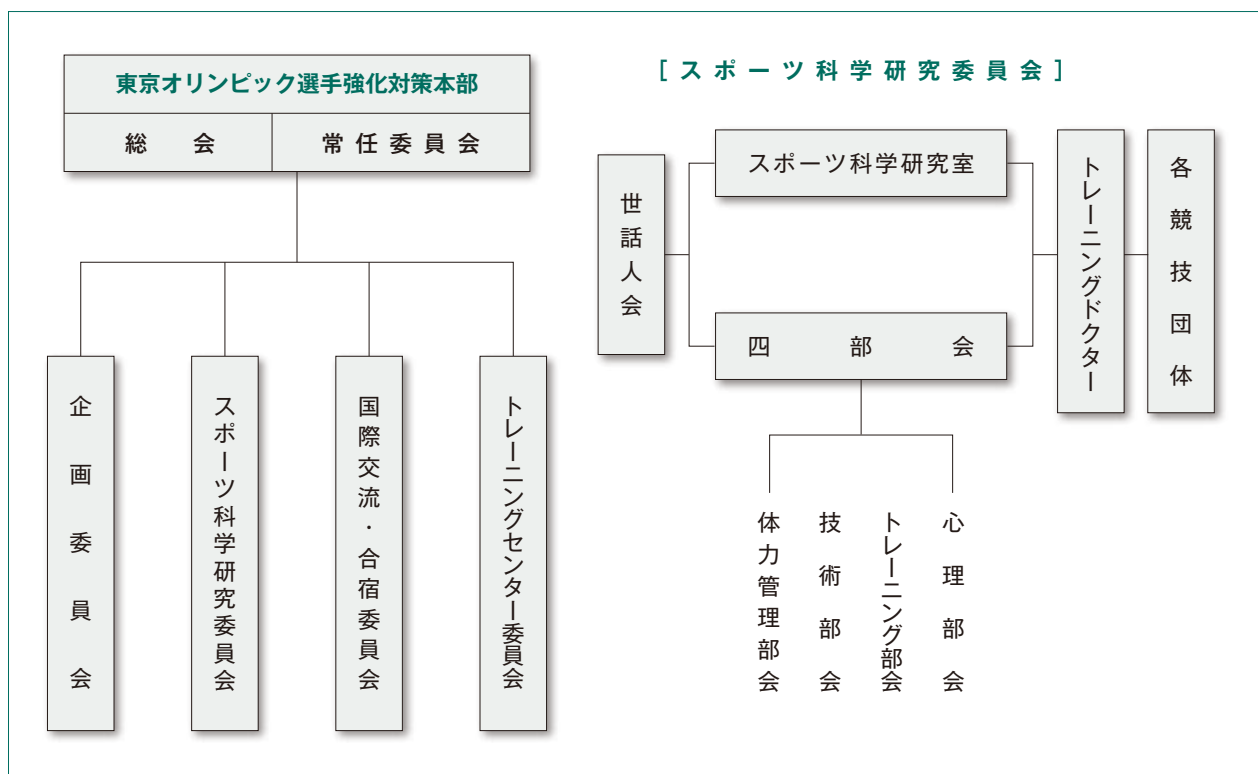
- コーチの指導力強化
- 国際交流(内外コーチ、選手団の海外派遣と日本招へい)
- 強化の際の各種あい路を打開

スポーツ科学研究委員会では、各競技団体の現場における問題点を知り、また研究された結果を現場に役立てるため、研究者と現場との橋渡し役として、トレーニング・ドクターを各競技団体に配置。個別に各現場で発生する問題はトレーニング・ドクター会議に諮られ、そこで回答が得られない場合は、各部会あるいはスポーツ科学研究室で研究される仕組みだった。

1965(昭和40)年

競技力向上委員会の発足

1960(昭和35)年1月に「東京オリンピック選手強化対策本部」が設けられて以降の6会計年度(昭和35-40)にわたり、総額20億6千万円余の当時としての巨費が関連する事業に投入された。結果は大会前の本部目標の金メダル15個を1個上回る好成績をおさめ、「選手強化の将来に貴重な示唆と業績を残し」たと本会75年史にある。



これを受けて、東京オリンピックでの競技者育成・強化のノウハウを全国に広め、あわせてスポーツ界の底辺拡充に必要な指導態勢の確立を目的に、オリンピック開催の翌年(1965年)4月「競技力向上委員会(委員長／近藤天)」が発足した。スポーツと一般の生活とを密着させることの重要性が各界に改めて認識されるようになったことも、その背景にあった。

この委員会は、国内トップレベルの競技者の強化さらには、国民体力の向上施策の推進という役割を担った。以下の5つの小委員会を設けた。即ち

- ・トレーニング委員会(強化合宿)
- ・国際交流委員会(国際交流)
- ・コーチ研修委員会(指導者育成)
- ・普及委員会(普及)
- ・施設委員会(施設整備)

であり、本会スポーツ指導者の養成事業がスタートした。

1966(昭和41)年

スポーツトレーナー養成制度 始まる

この時点での指導者資格の名称は「スポーツトレーナー」。当時の西ドイツのスポーツ指導者資格の名称を

参考にしており、現在の「アスレティックトレーナー」とは異なる位置づけであった。現在のコーチの共通科目にあたる部分を学び資格認定されており、競技別専門科目を受講している競技別のコーチとも異なる。

ここでの「スポーツトレーナー」とは、各競技技術の向上に必要な、体力に関する基礎理論から実践までを体系的に修得し、各競技のコーチとなるべき指導者とされ、加盟競技団体と都道府県体協が推せんした者が講習会を受講した。

指導者講習会の開催

講習会のプログラムは2級と1級に分かれ、それぞれ総論から各論へと学習を進めるもので、その日程は、2級が7日間46時間、1級は6日間35時間で実施された。

1966(昭和41)年1月、最初に中央において各競技団体所属の指導者を対象に講習会が開かれた。続いて都道府県の指導者は、全国を6～10ブロックに区分して開かれた講習会で受講した。当初2級のみでスタートしたが、同年3月には1級コースも始まっている。以後、毎年それぞれ1回以上の講習会が1976(昭和51)年まで実施され、この間に2級4,649名、1級1,914名の計6,563名のスポーツトレーナーが養成された。



1966(昭和41)年1月、日体協講堂で行われた第1回競技力向上指導者講習会(壇上は近藤天競技力向上委員長)(スポーツトレーナー第1号)

Column

スポーツ指導に科学への扉を開いた大島鎌吉

東京オリンピック(1964年)後、本会はスポーツのさらなる発展を目指すために、組織・機構の大幅な改革をおこなっている。1965(昭和40)年春に誕生した競技力向上委員会は、国体委員会、スポーツ少年団本部委員会、スポーツ科学委員会と並び“体協事業の四本柱”の一つであり、底辺の拡大と頂点づくりの中心となったと、当時の毎日新聞記者・伊東春雄さんが書いている(「スポーツトレーナー」創刊号)。この伊東記者の上司が毎日新聞時代の大島鎌吉さんで、大島さんは、前述したように1964年の東京オリンピックの選手強化対策本部長を務め、日本選手団長として日本の活躍をリードした人として知られるが、元々は陸上競技三段跳びのトップ選手で、第10回オリンピック競技大会(ロサンゼルス/1932)に出場し、選手村の風呂の爆発で大火傷を負いながらも銅メダルを獲得した逸話が残されている。

第11回オリンピック競技大会(ベルリン/1932)大会後に現役引退し、その後は毎日新聞運動部記者として取材活動に従事するかたわら、後輩たちの指導に力を注ぐ。経験主義のスポーツ界、頭の固いスポーツ界に常に異論を唱えていた大島さんだが、「スポーツ科学研究グループ」を発足させ自ら座長となり、ドイツ仕込みの科学トレーニング理論の重要性を語り、説き、研究していくために、体育教師やスポーツ指導者をはじめ、関西の京都大学・京都府立医科大学・大阪大学などの教授、研究者、学生たちに声をかけ、熱心に意見交換を重ねていった。本会会長となった平沼亮三とは旧知の仲で、戦後、日本スポーツ復興の一環として計画された国民体育大会の実現にも貢献している。1946(昭和21)年の暮れには平沼会長より、JOC設立のための幹事に任命され、アマチュア選手の倫理規定「スポーツマン綱領」の起草にたずさわった。

1959(昭和34)年、JOC委員に選出され、本場ドイツのカール・ディーム博士に伝授された「科学トレーニング」の重要性を訴え強化現場に導入しつつ、東京オリンピック前に海外から専門家や研究者を日本に招く橋渡しをおこなうなど、全精力を日本選手団の強化に注ぎ、金メダル獲得16個の実績も残したことから「東京オリンピックをつくった男」と呼ばれるようになる。「日本スポーツ少年団」の創設に際しても中心となって奔走し、「哲理」の重要性を訴え、自ら作成のリーダーシップをとった人物でもあった。

その後も、「儉安(とうあん)を許すな」と強く語り続け、ゆるむことなくスポーツの将来を担う若者たちの指導を視野に、大阪体育大学創設に奔走し、のちに副学長を務めた。1985(昭和60)年に永眠。



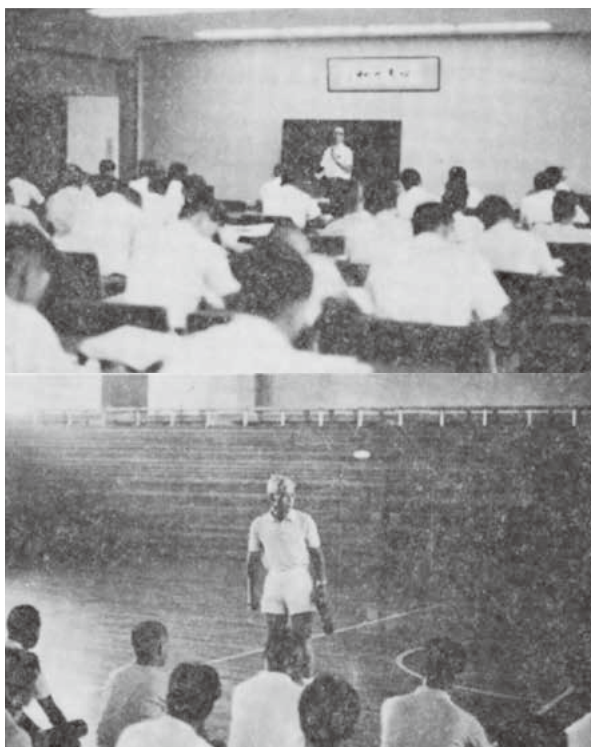
大島鎌吉氏(東京オリンピック選手強化対策本部報告書)

1971(昭和46)年

スポーツ指導員の養成もスタート

東京オリンピックは国民の間に広くスポーツへの関心を高めた。折から工業化社会も高度に進展し、著しい経済成長も手伝って、国民の間に生活環境を見直すゆとりをみせはじめていた。創設以来、国民体力および競技力の向上を両輪として歩んできた本会は、余暇活動としてのスポーツ実践の可能性が急激に高まってきたこの機をとらえ、「国民総体育構想」を打ち出した。スポーツの普及を通じて国民の健康体力の増強を一元的に所管する組織として生まれた普及委員会を中心に、本会は社会体育への本格的な取り組みに着手する。

1971(昭和46)年度の国庫補助で、「社会体育指導者育成費」と「スポーツ教室等実施費」のふたつの振興事業が認められ、普及委員会は、地域におけるスポーツ・グループの組織化や、市民スポーツの技術指導にあたるスポーツ指導員の養成を指導者養成プログラム4部門のひとつとして開始した。



1971(昭和46)年8月、神奈川県立体育センターでおこなわれた第1回スポーツ指導員養成中央講習会(体協時報1971年8月号)



女性のスポーツ機会も徐々に増えてきた
(体協時報1971年10月号)

〈指導者の養成4部門〉

1. スポーツ指導員の養成(新規)
2. トレーナーの養成(継続)
3. 職域指導者の養成(新規)
4. 女子指導者の養成(新規)

スポーツ指導員養成の概要

養成は中央と都道府県の両講習会でおこなわれ、中央での受講者(各都道府県体協の推せんを受けた各3名計148名)が各都道府県での養成講習会の講師となり指導者養成にあたる。そして都道府県の養成講習修了者(各都道府県200名)は、地域住民の体育・スポーツ活動の实际的指導と助言にあたるというものだった。なお、中央講習会の受講者のうち半数以上が、1966(昭和41)年から養成が始まったスポーツトレーナーの1級、2級既取得者だった。この事業もスポーツトレーナー養成と同様に1976(昭和51)年まで実施され、18,695名が資格を取得し地域スポーツの振興に貢献した。

Column

1972(昭和47)年『体協時報』6月号

ドイツ・オリンピック協会事務総長

ゲルト・アーベルベック氏の特別講演より [一部]

(前略)そして20日余りの間、日本国内の各地を視察し、専門家との話し合いを重ねてきた。その結果、日本では社会の均衡が失われつつあるとの結論に達した。

今こそ人間性を回復する時

(中略)科学技術によるヒューマニズムは、江の島で水泳ができた時代には不必要だった。しかし今は、何よりもそれが必要な時代になっている。日本の工業技術は、世界をリードするほどすばらしい力を持っている。そして組織力の回転のよさと勤勉な労働力がそれを支え、その力は世界でも恐れられているくらいである。

いまこそその力を、人間のための技術に転換し、活用することが必要なのである。

私の父は、1900年に日本に滞在していたことがある。私は子どもの頃から日本の話を聞かされ、爾来日本の姿は私の心に深く刻み込まれ、親愛の情を抱いてきた。そして私自身も過去に三度日本を訪れ、日本の古い文化や哲学に触れて感動をし、いつも心に満足感を抱いて帰国したものである。だが今回は、複雑な気持ちでドイツに帰らなければならない。

しかし私は、ひとつの希望を持っている。解決の時が今こそきたのである。工業は暴走しているが、その工業を作ったのは人間である。人間の能力をもってすれば、その技術を人間の奴隷として武器として、人間回復の社会ができるという望みを持つ。

そのためにスポーツは、非常に重要な役割を占めると思う。

※ゲルト・アーベルベック氏は、西ドイツ(当時)で1960年に策定されたスポーツ振興15カ年計画“ゴールドエンプラン”のプランナーである。



佐々木 秀幸 [ささき ひでゆき]

■ 1932 (昭和7) 年秋田県生まれ。スポーツ解説者、指導者。日体協公認陸上競技上級コーチ。早稲田大学教育学部卒業。公立中学で教員を務めたのち、東洋大学並びに早稲田大学教授を歴任。1966年スポーツトレーナー講習会受講。日体協、日本陸連第1号資格取得者となる。その後、日本陸上競技連盟のコーチ、役員としてオリンピックに参加したほか、専務理事として組織の強化に奔走。現在は日本陸上競技連盟顧問。

日本陸上競技連盟顧問

「全国公認スポーツ指導者連絡会議」第3代幹事長

佐々木 秀幸

「スポーツトレーナー養成講習会」の思い出

1964 (昭和39) 年の東京オリンピック当時、僕は陸連 (日本陸上競技連盟) の強化部門で短距離担当だった吉岡隆徳さん (『暁の超特急』の異名を持つ) のサブコーチとして、依田郁子選手 (80m ハードル5位入賞) や飯島秀雄選手 (100m、200m、4×100m 出場) を受け持っていました。そして強化の最高責任者だった大島鎌吉さんがオリンピックチームの総監督。

大島さんの考え方は、選手を強くすることも重要だけれども結局は指導者だと。指導者、コーチは、選手を抱え込んで「俺だけの選手」だとか、個別的なマンツーマンで「よくやった!」とか言って涙を流していたのではダメだと。やはり組織として選手を強化していく。そのためには指導者のための組織が必要で、指導者自身の意識改革が必要であり、そのための研修・講習が必要だ、というものでした。しかし、現場のコーチたちにしてみれば、研修会や講習会に出て時間を取られたりしたくない思いが強い。

1966 (昭和41) 年1月に「スポーツトレーナー養成講習会」がスタートしても、そっぽを向かれてしまう状態でした。

講習会では猪飼道夫 (運動生理学の権威、東京大学教授 / 1913-1972) 先生、黒田善雄 (スポーツ科学委員会委員長。国際スポーツ医学連盟副会長 / 1925-) 先生方が講師で、その話を聞いているうちに、スポーツというものは科学を背景にしなければ成り立たないことを、僕は初めて知り、目から鱗が落ちるがごとく感動しました。現場のコーチに煙たがられながらも、スポーツ=科学という思考を日本に芽生えさせた当時のスポーツ科学者たち、そしてそれを日本のスポーツ組織に導入しようとした大島さんのような先輩たちには、いまさらながら頭が下がる思いです。



窪田 登 [くぼた みのる]

■ 1930 (昭和5) 年岡山県生まれ。兄の影響でウエイト・トレーニングに目覚め、1946 (昭和21) 年より本格的に取り組む。オリンピックローマ大会のほか、アジア競技大会は1951 (昭和26) 年の第1回大会から3大会連続出場。早稲田大学体育局局长、吉備国際大学学長を経て、現職。『ボディ・ビルディング入門』などウエイト・トレーニングの著書、訳書、多数。

早稲田大学名誉教授 吉備国際大学名誉教授

窪田 登

講習会の講師に請われて

前回の東京オリンピックの頃の日本のスポーツ界では、僕の専門のウエイト・トレーニングは好ましくないものと受けとめられていました。重い重量を使ってトレーニングする際に、息を止めておこなうため怒責作用があり心臓の生理のためには良くない、あるいは「筋力トレをやると筋肉が太くなりスピードや柔軟性が無くなる」、「持久力が無くなる」ということが言われていました。だから僕はそれを打ち破ればよかった。

ところが、思いもかけないことが起こります。当時僕が毎日通っていた日体協で、ある日僕にとっては神様のような存在だった大島鎌吉さんに呼び止められ、「君の『ボディ・ビルディング入門』は立派な著作だよ。あれを講習で使ってみたらどうだろう」と講師に請われたのです。

初めのうちはコーチ会議で勉強会を開くので、よく地方へ講師として引っ張られました。理論を加藤橘夫さんや猪飼道夫さんたちが、僕は実技担当ということで。ところが

そのうち一人で講習会に行ってくれということになり、大変です。理論も何時間か話をしなければならぬわけですから、僕自身猛烈に勉強をしました。第17回オリンピック競技大会 (ローマ / 1960) でウエイトリフティング競技に出場して7位 (ライトヘビー級) という成績が得られたぐらいのいいからだでしたが、このからだを引退後も維持するためにどんな筋トレをやればいいのか、勉強すればするほど科学的になっていき、僕の講義の充実につながりました。講習会でも、参加した人たちが本当に熱心で、僕が話すと海綿にしみ込むようで、自分の身が軽くなったような気持ちになれました。

Phase2:1977-1987

資質向上と指導体制の確立

—— 制度化と専門化へ ——

このころ

オイルショックを克服した日本は安定成長時代を迎え、70年代に実感できる“豊かさ”にたどりつく。産業構造が転換期を迎え、製造業に代わってサービス業が台頭。一方、高性能・省エネ型の日本製家電や車が海外で支持され経済は繁栄の80年代に入る。冷戦下で開催された1980年モスクワオリンピックは、日米はじめ約50カ国が不参加、84年ロサンゼルスオリンピックではソビエト連邦等の東側諸国がボイコット。85年、日航ジャンボ機墜落事件。同年、プラザ合意で円高時代に突入、87年の地価・株価暴騰でバブル時代が幕を開ける。



1979（昭和54）年の全国スポーツ指導者連絡会議結成総会
（指導者のためのスポーツジャーナル 1979年4月号）



1977（昭和52）年のサッカー上級コーチ専門科目養成講習会
（指導者のためのスポーツジャーナル 1977年9月号）



地域で開催された高齢者スポーツ教室
（指導者のためのスポーツジャーナル 1978年6月号）



1977（昭和52）年の第32回国民体育大会は、冬季、夏期、秋季とも
青森県で開催



日体協による婦人スポーツ・リーダー養成講習会の様子
（指導者のためのスポーツジャーナル 1976年12月号）

1977(昭和52)年

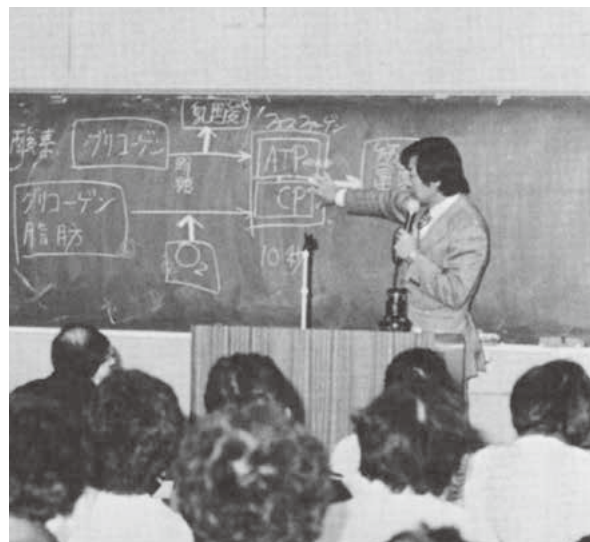
「日本体育協会公認 スポーツ指導者制度」制定

1965(昭和40)年からスポーツ指導者の育成を始めた本会は、スポーツトレーナーやスポーツ指導員以外にも、職場向指導者や婦人リーダーの養成事業も実施し、指導者の資質向上と活動促進を図り、広く社会へ寄与することに努力してきたが、指導体制を整備するまでに至らなかった。当初は競技力向上委員会(昭和45年度まで)、次いで普及委員会(昭和49年度まで)が指導者育成を担当し、1975(昭和50)年からは、本会に新たに発足した国民スポーツ委員会へと事業は引き継がれた。同委員会では、多様化したスポーツ活動に対応する指導体制の確立こそ、これからのスポーツ振興の最重点施策と位置づけ、体系的な育成制度の再検討を2年間にわたりおこなった。その結果1977(昭和52)年1月、「日本体育協会公認スポーツ指導者制度」をまとめ制定した。これは現在に至る公認スポーツ指導者制度の元となったものである。

一方、この前年、文部省体育局がおこなった「日常生活におけるスポーツ推進に関する調査研究のまとめ」のなかで、地域スポーツクラブの育成と活動の促進に重点を置きこれにかかわる指導者の役割を重要とし、指導者養成事業に対する援助、資格認定等の必要性を述べている。これらの幾つかが1977(昭和52)年度に予算化され、行政面からも地域スポーツの振興策が具体化されていった。

〈制度のポイント〉

- 多様化したスポーツ活動に対応する指導者の種類と役割を明確化
- 一貫したシステムによって段階的に資格を取得できる
- 競技団体、都道府県体育協会ならびに本会共通の制度としての登録制
- 競技別および地域別に指導者の組織的連携をすすめる活動を促進する
- 現行のスポーツ指導者育成事業は発展的に本制度へ組み入れ、計画的に育成を図る



講習会風景（日本体育協会 75 年史）

指導者の種類と役割 ※詳細は第2部参照

指導者を、①スポーツ指導員、②コーチ・上級コーチ、③トレーナーの3つに分類。①は地域の市民スポーツ層が対象、②は初心者から選手層までを対象とするスポーツ技術の専門指導者、③は体力トレーニングやコンディショニングの専門的指導者、とした。

講習会は共通教科と専門教科から編成されたカリキュラムによって実施。各教科とも単位制で段階的に履修できるシステムだった。共通教科は指導活動に必要な医学、心理学、社会学などから編成され本会が担当した。専門教科は技術を中心としたスポーツ活動の直接的指導法について各競技団体が担当した。初年度の公認スポーツ指導員の受講者は5,605名にのぼった。

公認コーチ・上級コーチは、6カ月の自宅研修(共通教科の通信教育)と年2回のスクーリング(各3泊4日)が生まれ、スクーリング最終日の単位取得検定試験と各競技団体がおこなう専門教科講習会の評価を併せ、国民スポーツ委員会中央審査会が修了判定する仕組みだった。(※トレーナーは検討が続けられ、その後現在のアスレティックトレーナー資格創設へとつながった)

各指導者の履修教科と講習担当区分

(1) スポーツ指導員

スポーツ技術指導		一般的身体活動指導
専門教科	共通教科	専門教科
競技団体	日本体育協会	体育協会および協力団体

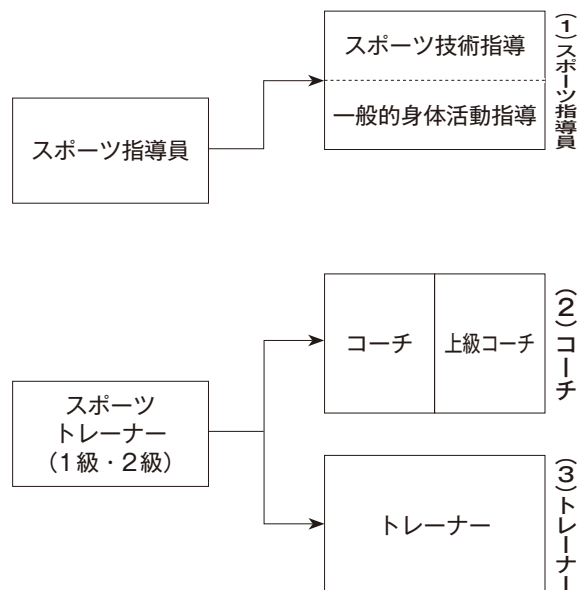
(2) コーチ

上級 コーチ コーチ	専門教科	共通教科
	専門教科	共通教科
	競技団体	日本体育協会

(3) トレーナー

専門教科	共通教科
体育協会および協力団体	日本体育協会

既存の有資格者の新制度への移行措置



1980（昭和55）年、コーチ養成コース前期スクーリングでの人工呼吸実習（指導者のためのスポーツジャーナル1980年12月号）

Column

“公認スポーツ指導者手帳” 発行

公認登録指導者に対するサービスのひとつとして製作がすすめられていた“公認スポーツ指導者手帳”1978年版が完成し、公認登録指導者に対して無償で直送された。

この手帳はパスポート版で、表紙(写真)は黒レザー張り、金文字入り、公認登録証挿入用のポケット付、本文は130頁で、指導者の利便のための編集がされており、昭和54年3月までの15ヵ月分の行事日記欄、指導日誌欄(主なスポーツ行事日程の記載付)等のほか、資料として、公認指導者制度の解説、講習会、研修会案内、第33回国体案内、スポーツ界の組織機構図等が収められている。



Column

公認スポーツ指導者ユニフォームの制定

スポーツ指導者から寄せられた強い要望を受け、本会は新制度制定の翌1978(昭和53)年から、全国共通のユニフォームを制定し、公認スポーツ指導者限定での販売を開始した。デザインは、ブルー(スポーツ指導員用)、赤(コーチ、上級コーチ用)の2種類、左胸にそれぞれの資格別マークが付けられ、トレーニングウェア(8,500円)、半袖ポロシャツ(2,500円)、ウィンドブレーカー(3,300円)が同色でコーディネートされていた。また、各種指導者共通のマーク入りスポーツバッグ(8,000円)も同時に発売となった。

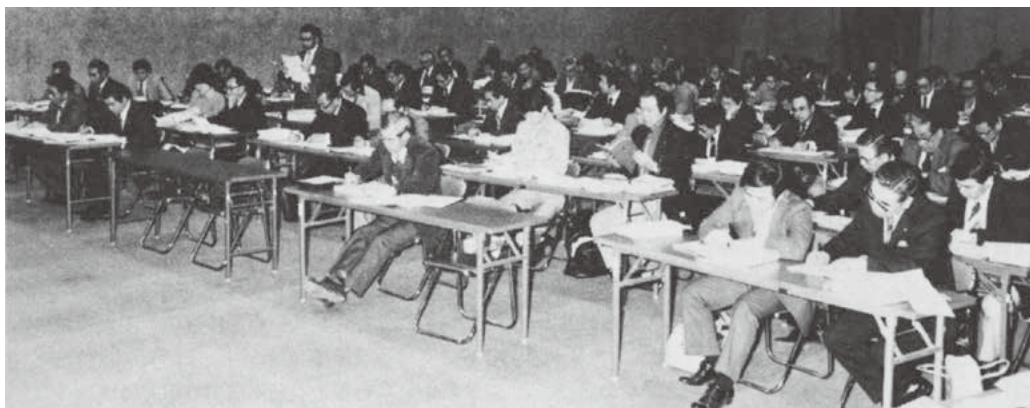


1979(昭和54)年

全国スポーツ指導者 連絡会議結成される

公認スポーツ指導者制度のなかで重要な柱のひとつが指導者組織の確立だった。本会が認定し登録されたすべての指導者による自主的な組織とすることを原則に、個々のスポーツクラブを指導する指導者の組織を基盤とする都道府県レベルまでの組織化と、各競技団

体の指導者も競技ごとに組織化を図った。まず都道府県における指導者組織(スポーツ指導者協議会)が整備されていった。そして、全国3分の2以上の都道府県に結成もしくは結成準備が完了するとの見込み(昭和60年度末にすべて結成)のもとに、これらの組織と中央競技団体の普及指導部門の両者で、1979(昭和54)年3月14日、全国スポーツ指導者連絡会議(全国会議)が結成された。



全国スポーツ指導者連絡会議結成総会(指導者のためのスポーツジャーナル1979年4月号)

Interview

岩手大学名誉教授

「全国スポーツ指導者連絡会議」初代幹事長

太田 利彦

社会体育と競技スポーツ



団長をつとめた1987(昭和62)年度の公認スポーツ指導者海外研修(前列中央)

1964(昭和39)年の東京オリンピックの際に諸外国の指導者が来日し、「日本の指導者の実体は?」と尋ねたところ、答えた人の種目によって全然違う内容だったため大混乱したというエピソードがあり、何とかしなくてはいけないということになったそうです。それで指導者に共通するベースの部分を支えるのは日体協だから、そこは日体協が面倒みましょうということで、「スポーツトレーナー」の養成が始まったのです。

当時岩手県では、スポーツトレーナーの養成が少し先行しており、前後して行政の体育指導委員制度もスタートしていました。それを一緒にして岩手県スポーツ指導者協議会を作りました。これを全国的に見ると、本来は競技団体がやるものを日体協がお手伝いして共通教科をやりましょうという形ですから、地方ではそれは日体協がやる仕事だからとあまり見向きもされない状況でした。ですから冒頭のような話、つまり競技種目ごとにデコボコの状態になっていたと思います。その解消のために全国的な連絡会議を結成しようと、全国から地域代表の指導者が集まった会議で、初代幹事長の予定の方が欠席してしまい、急ぎょ私がピンチヒッターとして指名され断ることもできず、「1期2年」のつもりでしたが、いろいろな事情で結局3期6年間つとめました。

私の時代の課題は、関係者が同じレベルで新設の指導者制度を理解することが非常に難しかったことです。年間有資格者を20人程度養成している県もあれば、百人単位で養成している県もあって、同じ土俵での論議が非常に困難な状況だったのは当然のことでした。



太田 利彦 [おたと としひこ]

■1933(昭和8)年岩手県生まれ。1956(昭和31)年より市立厨川中学校中学校教諭。県立盛岡商業高等学校教諭を経て、1966(昭和41)年より国立岩手大学教育学部助手。1981(昭和56)年に同大学人文社会学部教授。1999(平成11)年同大学定年退職。中学校では体操部顧問、高校では男子バレーボール部顧問として県優勝。大学では男女ハンドボール部監督を務め、全日本総合選手権やインカレ出場に導いた。

Interview

大阪体育大学名誉教授

「全国スポーツ指導者連絡会議」第2代幹事長

細川 磐

全国をかけ回った幹事長時代



1987（昭和62）年7月の「指導者のためのスポーツジャーナル」100号記念座談会「指導者協議会の充実・発展を目指して」に司会として出席（写真中央）

東京教育大学（現筑波大学）でバスケットボールに打ち込み、卒業後は教員として京都府の山城高校へ赴任。5年目にインターハイで優勝することができました。その後、大島鎌吉さんが創立に尽力された大阪体育大学へと籍を移し、女子バスケットボール部も指導しました。指導の勉強をしようにも書物も何もない時代ですから、実際に指導をしてみても、反省することのくり返し。

私の指導のモットーは、選手と一緒にプレーすること。コートの中かで選手たちと視線を合わせながら、良いものは良いと褒め、悪いプレーはその場で戒める。だから練習中はずっと視線に火花が散っているような感じでした。そうやって現場に直接足を運ぶスタイルは、「全国スポーツ指導者連絡会議」の幹事長になった時にも生かされていたような気がします。

全国会議の後におこなわれるブロック会議は、課題がより身近なものになるせいか、非常に盛り上がりました。北海道から沖縄まで、全部のブロックへ足を運び、各都道府県の指導者の方々と議論を交わしたものです。ブロック会議に参加した都道府県の人たちが中心になり、各県に戻って指導者の指導や理念の伝達役をつとめる、当時のシステムは非常に有効でした。

今のスポーツ指導者を見てみると、本当に変わりました。海外の優れた制度に学び、今や日本のスポーツ指導者制度は世界に誇る質を備えているといえそうです。ただ、一般のスポーツ愛好者が、どれだけその指導を受けられているのでしょうか。スポーツ指導者には地域の総合型クラブやスポーツサークルといった場で、もっと積極的に指導にあたって欲しいのですが。



細川 磐 [ほそかわ いわお]

■ 1931（昭和6）年京都府生まれ。東京教育大学体育学部卒業後、京都府立山城高校教諭を経て、1967（昭和42）年大阪体育大学助教授。1971（昭和46）年同大学教授。2011（平成13）年に定年退職し、現在は同大学名誉教授。公益財団法人ライフスポーツ財団常務理事、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会副会長・顧問。前回の東京オリンピックでは、バスケットボール競技の審判を務めた。2007（平成19）年瑞宝中綬章受章。

1983（昭和58）年

公認スポーツドクター制度
発足

スポーツ医学自体は戦前から手がける人はいた。戦後にかけてもスポーツ医学の重要性、スポーツドクター制度を求める声は強まっていたが、スポーツに携わる医師を専門的に養成する公的制度は具体化しなかった。そうしたなか1978（昭和53）年3月、本会加盟団体に関係する臨床医46名により、「第1回加盟団体関係臨床医相互研修会」なる会合がもたれた。お互いの情報を交換し、スポーツ医学の普及と研修およびスポーツドクター制度の確立を目指すものだった。

この研修会は1981（昭和56）年度まで4年間にわたり続けられ、1982（昭和57）年に「日本体育協会公認スポーツドクター設置要項」としてまとめられ本会理事會に提案、承認を受け、ついに翌年1月、医師230名が参加のもと、要項に基づいて「第1回公認スポーツドクター養成講習会」の開催にこぎつける。

本会機関誌である『体協時報』1982（昭和57）年5月号

に、制度制定へ向けて中心的役割を担った、黒田善雄スポーツ科学委員会委員長（当時）の発言が紹介されている。

「日本ではスポーツ医学の教育を、医学教育機関ではまったくしていませんから、スポーツ医学に関する知識を持つ医師は非常に少ないのです。スポーツの愛好者がこれだけ増加しているのに、医師が対応できないため、医者自身が困っているんです。これは体協事業ですから、各加盟団体の推薦を受けた医師が、体協指定のカリキュラムを履修し“スポーツドクター”として認定されていきます。スポーツの現場はもちろん、医師の側からも要望のある事業ですから1日も早く定着させたいですね」（部分）



スポーツドクター制度創設に尽力した黒田善雄氏
（体協時報 1982 年 6 月号）

制度発足に社会的反響

第1回講習会が開催された年度には、「相互研修会」時代から4年間にわたり研さんを積んできたドクター34名が最初の認定証を受けた。こうして始まったスポーツドクター制度は、スポーツの現場から広く求められていたことも手伝い、新聞やテレビなどマスコミが大きく報じ社会的反響を呼んだ。講習会の参加希望者も年々増加し、当初は東京で年1回開催されていたが、1985(昭和60)年度からは年3回、地域ブロックでの開催も含め年6回開催されることとなった。



わが国初のスポーツドクター認定証授与(体協時報 1983年2月号)

Interview



1977(昭和52)年、帯同ドクターとして初めてのユニバーシアード(ソフィア大会)に参加(写真右下)

本部帯同ドクターとして参加させてもらいました。

その頃、スポーツにかかわるドクターが競技団体や都道府県などにいたのですが、私と同様、現場にかかわりながら自己流で学ぶしかない状況でした。そこで、スポーツ医学の基礎から臨床まで、専門家を招いてお互いに勉強するために1978(昭和53)年につくられたのが、「スポーツ関係臨床医相互研修会」。栄養や運動生理学、スポーツ障害など、いろいろなことを学びました。そのうち「せっかくこれだけのことを勉強したのだから、制度化してはどうか」との声がしだいに強まり、そうやって日本体育協会の「スポーツドクター制度」が1982(昭和57)年に立ち上げられたのです。

「相互研修会」時代の参加は数十人程度。それが制度化されたとたん、受講希望者が予想以上に増え、スポーツドクターが全国で育つようになりました。その後、日本整形外科学会の認定スポーツ医、日本医師会の健康スポーツ医といった制度も次々立ち上げられ、スポーツ医学にかかわる人材育成は、おおむね順調に進んできたと感じています。

その一方で、養成されたスポーツドクターの活用場がこれからの課題でしょう。国立スポーツ科学センターのようなフルタイムでスポーツのために働ける場を、大学や地域の中核病院にもっと増やすべきだと思います。スポーツ少年団や学校運動部活動といった地域スポーツの現場でも、スポーツドクターへのニーズは高まっています。

国立スポーツ科学センター長
日本体育協会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会部会長
川原 貴

スポーツドクター 30余年のあゆみ

医学部を卒業した1976(昭和51)年に、師匠の村山正博先生の指示を受け、代々木にあった日本体育協会スポーツ診療所で週1回の内科外来を担当し始めました。当時の所長は黒田善雄先生。その翌年には、ブルガリアで開催されたユニバーシアード大会にも唯一人の



川原 貴 [かわはら たかし]

■ 1951(昭和26)年鹿児島県生まれ。日体協指導者育成専門委員会委員、スポーツドクター部会部会長。日体協公認スポーツドクター。東京大学医学部卒業。東京大学教養学部保健体育科講師、同助教授などを経て1999(平成11)年国立スポーツ科学センター設置準備室長に就任。2001(平成13)年より同センタースポーツ医学研究部長を務め、2014(平成26)年より現職。

1986(昭和61)年

文部大臣事業認定による「社会体育指導者の資格付与制度」

1987(昭和62)年

「社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規程」

上記のふたつは、1988(昭和63)年の新しい「公認スポーツ指導者制度」への改訂を促した直接的要因となる重要な国の動きである。

まず「社会体育指導者の資格付与制度」であるが、これは文部省(当時)の保健体育審議会が国に建議したものであり、そこに至る背景としては、1972(昭和47)年の保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」のなかで、体育・スポーツ施設の整備や体育・スポーツへの参加の推進に加えて、体育・スポーツの指導者の養成・確保と指導体制の確立がうたわれたことである。

その後、国民スポーツの多様化と高度化が広範に進み、資質の高いスポーツ指導者を求める声が高まり、本会から文部省への働きかけもあり、国としての社会体育指導者の資格付与制度が建議されるに至った。その内容は、資格付与の対象となる指導者を「地域スポーツ指導者」、「競技力向上指導者」、「商業スポーツ施設における専門指導者」の3種とし、それぞれ所定の講習を終了した者に対し審議をおこない、初級・中級・上級の指導者資格を認定することとなっている。

これを受けて、スポーツ団体がおこなうスポーツ指導者養成事業のうち、文部省が定めるカリキュラムなどの基準を満たしている事業を文部大臣が認定する「社会体育指導者の知識・技能審査事業」(文部大臣事業認定制度)が創設され、養成されたスポーツ指導者のレベルが一定の水準にあることを国が社会に保証することとなった。国(文部省)が後ろ盾となる「制度」「規程」こそスポーツ界が熱望していたことであり、この実現は関係者へ大きな勇気と希望を与えた。



講習会風景 (指導者のためのスポーツジャーナル 1979年7月号)

Phase3:1988-2004

生涯スポーツ社会の推進役

—— きめ細かく指導者資格を分類 ——

このころ

1988年オリンピック・ソウル大会。89年昭和天皇崩御、年号が平成に。同年11月、ベルリンの壁崩壊。91年、バブル経済が弾け日本は長い経済低迷期へ。92年にサッカーJリーグ開幕。オリンピック・バルセロナ大会。95年、阪神淡路大震災および地下鉄サリン事件発生。96年オリンピック・アトランタ大会。98年には冬季オリンピック・長野大会が開催された。2000年オリンピック・シドニー大会。アメリカでは01年、同時多発テロ事件が。02年日韓共同でサッカーW杯開催。04年にオリンピック・アテネ大会。



1998（平成10）年長野オリンピック冬季大会の公式ポスター



公認スポーツ指導者全国研修会は1995（平成7）年度からスタート（指導者のためのスポーツジャーナル2003年1・2月号）



2001（平成13）年に発足した国立スポーツ科学センター（JISS）



総合型地域スポーツクラブ創設は1990年代後半から2000年代にかけて本格化（指導者のためのスポーツジャーナル2002年7・8月号）



2003（平成5）年から「中高年を対象としたスポーツプログラム研修会」を実施（指導者のためのスポーツジャーナル2003年5・6月号）

1988(昭和63)年

「公認スポーツ指導者制度」

1977(昭和52)年に創設されて10年、公認スポーツ指導者制度により3万人を超える資格取得者が生まれ、本会ならびに本会加盟団体所属の公認スポーツ指導者として活動を展開していった。文部省(当時)による1987(昭和62)年の「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」の告示は、資質の高いスポーツ指導者の育成にさらなる弾みをつけるものと、スポーツ界の期待はふくらんだ。本会でも国民スポーツ委員会を中心に新たな制度づくりに積極的に取り組み、プロジェクトを設置して入念な検討を重ねた。その結果、「地域スポーツ指導者」、「競技力向上指導者」、「商業スポーツ施設における指導者」の3領域で構築した指導者育成事業をまとめ、理事会の承認を経て文部省への認定申請をおこなった。申請資格は財団法人または社団法人であることから、本会以外も認可されているが、共通科目を実施できる団体として本会が中心的な役割を果たすことになった。

この事業の認定は1989(平成元)年となったが、改訂した育成事業そのものは1988(昭和63)年8月に先行してスタートした。

改訂の目的と内容

この時点で、すでに社会的認知も進んできていた旧制度を極力継承し、当該中央競技団体が国の事業認定を受けた後の5年間は資格保全がなされるなど、混乱が予想された現場への配慮を図った。

改訂に際しては、国の資格付与制度を導入することから、指導者の資質向上とともに制度のより一層の充実を目指すものとした。具体的には次の通り。

- 国の資格付与制度の導入により、本会公認スポーツ指導者の社会的地位を向上させ、活動の促進を図る。
- 旧公認スポーツ指導者制度、スポーツドクター制度、スポーツ少年団指導者制度等個別に制度化されていたものを、相互の関係を密接に保ちながら一元的に体系化する。
- 育成した指導者に登録と研修を義務づけ、資質の



第1回C級コーチ養成講習会の講義(上)およびテーピング実習風景(指導者のためのスポーツジャーナル 1989年8月号)



文部大臣認定「社会体育指導者の知識・技能審査事業」による公認スポーツ指導者のPRポスター。都道府県体育協会から広く公共スポーツ施設に配布・掲示された(指導者のためのスポーツジャーナル 1991年4・5月号)

向上と組織的活動のさらなる促進を図る。

- 既存のスポーツ指導者の本会制度への組入れを促進する。

【おもな内容】 ※各資格の詳細は第2部参照

地域スポーツ指導者(C・B・A級スポーツ指導員)と競技力向上指導者(C・B・A級コーチ)は1989(平成元)年1月の事業認定により養成が始まった。翌年に、商業スポーツ施設における指導者(C・B・A級教師)、1992(平成4)年にスポーツプログラマー1種・2種(スポーツプログラマー・フィットネストレーナー)と少年スポーツ指導者(少年スポーツ指導員・少年スポーツ上級指導員)、さらに1998(平成10)年にはアス

レティックトレーナーが事業認定され、育成事業が始まった。

この改訂事業の中心的役割を担った本会の馬飼野正治国民スポーツ担当理事(当時)が本会機関誌である『指導者のためのスポーツジャーナル』(vol.115/1989)に寄せた年頭所感の一部を紹介しておく。

「この制度は、わが国の多くの体育・スポーツ指導者やスポーツ愛好家が長い間、要望してきたことが実現したものであり、これを育てるのは私たちの義務でもある」

Interview

元 文部省競技スポーツ課長
日本オリンピック・アカデミー会長
日本スカッシュ協会会長
笠原 一也

文部大臣の事業認定

「社会体育指導者資格付与制度」のこと

「社会体育指導者の知識・技能審査事業認定制度」が告示された1988(昭和63)年当時、私は文部省(当時)の生涯スポーツ課課長補佐として、制度制定にかかわっていました。すでに日体協をはじめとする多くの民間団体が指導者育成を手がけていましたが、資格認定の基準が団体によってバラバラだったため、質を確保するためには一定の基準を設ける必要があったこと、また指導者の養成・確保等の提言もありました。

実は国としては当初、国家資格の形を想定していましたが、結局は各団体のおこなう事業を国として認定するという形を取るようになりました。当時、国民のスポーツ実施率が増加傾向にあり、指導者への期待が高まっていたこともあって、よりレベルの高い資質や資格が求められた背景があったのです。事業認定を受けた団体は官報に名前が掲載されるようになり、このことはスポーツ指導者の地位向上につながったと思います。さらにはスポーツプログラマーや少年スポーツ指導者など、新たな資格も追加で認定されていきました。ちなみに、「スポーツプログラマー」の名付け親は私でした。

その後、2000(平成12)年に行政改革の一環として文部大臣の事業認定の廃止が決定。すでに私は文部省から離れていましたが、このニュースを聞いて非常に残念に思いました。なぜそこでスポーツ界が一致団結し、事業の一律廃止に反対の声を挙げられなかったか、と。スポーツ指導者の価値を高めるためにも大変重要なことではなかったかと思います。とかく日本のスポーツ界には一体感が足りないように思います。普段は別々に活動していても、いざという時には一つになってパワーを発揮する。それがスポーツの価値を高めることであり、スポーツ文化なのです。



笠原 一也 [かさはら かずや]

■ 1938(昭和13)年埼玉県生まれ。日体協公認水泳上級指導員。東京教育大学体育学部卒業。公立高校教員、文部省競技スポーツ課長、日本オリンピック委員会(JOC)事務局長、東京女子体育大学教授、国立スポーツ科学センター長、ナショナルトレーニングセンタ施設長等を歴任。現在、日本フォークダンス連盟会長、日本体育・スポーツ政策学会会長など多くのスポーツ団体役員を務める。

1994(平成6)年

アスレティックトレーナーの養成スタート

1965(昭和40)年に本会のスポーツ指導者養成事業が始まり、その資格名称は「スポーツトレーナー」だった。これは当時の西ドイツのスポーツ指導者資格名称を参考にしたもので、現在のアスレティックトレーナーとは異なる。位置づけとしては、競技力向上指導者・コーチに近いものであった。1976(昭和51)年に「公認スポーツ指導者制度」が制定されるまで、「スポーツトレーナー」は養成された。それ以降、本会のスポーツ指導者制度の中で「トレーナー」をどのように位置づけるかについては長年議論され、その結果1994(平成6)年に、医療関係の法律に抵触しない範囲でスポーツドクターとの



アスレティックトレーナー研修会
(指導者のためのスポーツジャーナル 2008 年春号)

緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、スポーツ外傷・障害の予防と応急処置、アスレティックリハビリテーション、コンディショニングなどを担当するものとして、「アスレティックトレーナー」資格を位置づけた。

1996(平成8)年度より正規のアスレティックトレーナー養成講習会が実施された。そして1998(平成10)年に文部省(当時)より事業認定をうけた。

Interview

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副会長
日本体育協会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会部会長
河野 一郎

共通理解を生んだ

「アスレティックトレーナー制度」

1980年代に入ってから以降、特に競技レベルが上がるほど、トレーナーがいなければ好成績が残せないことに皆気づいてきた。国内でそれが明確になったのは、1992(平成4)年のバルセロナオリンピックの頃だと記憶しています。翌93年にはJリーグも開幕し、トレーナーがひとつの職域として認められつつありました。

しかし、トレーナーの活動が盛んになると同時に、課題も浮き彫りになってきました。「トレーナー」として活動している人のバックグラウンドが、鍼灸師、柔道整復師、理学療法士、海外のトレーナー資格保有者とそれぞれ異なるため、現場が混乱してしまうのです。そこで、トレーナーの意義と役割を明確に示すべく「アスレティックトレーナー(AT)」制度が、日本体育協会ですらスタートしたのです。

ATは他の公認資格と比べ、合格率が非常に低くなっています。競技団体からは「せっかく推薦して受講したのに、なぜ資格を取らせないんだ」という声もありました。しかし、ATという資格は即職業と結びつくことが多いため、一定の質を保たなければなりません。それが結局はATの価値を高めることにつながるからです。

これまで国民体育大会の中に、ATは明確に位置づけられていませんでしたが、2015(平成27)年の第70回大会から、開催基準要項の参加選手団本部役員編成の項目に「公認AT」の文言が初めて加えられました。また学校や地域などグラスルーツでのAT活用についても現場でのニーズは高く、今後その必要性が社会に認められれば職業として成り立つようになると思われます。さらには現在、海外のトレーナー資格との資格互換についても協議・検討が進められているところです。



河野 一郎 [このの いちろう]

■ 1946(昭和21)年東京都生まれ。東京医科歯科大学医学部卒業。筑波大学名誉教授。医学博士、日本協公認スポーツドクター。オリンピック日本選手団本部ドクター、JOC理事、国際ラグビー連盟理事、JADA会長、2016年招致委員会事務総長、日本スポーツ振興センター理事長、日本臨床スポーツ医学会理事長他数多くの要職を歴任。

1996(平成8)年

指導者育成と通信教育

1977(昭和52)年制定の最初の「公認スポーツ指導者制度」に基づく指導者育成事業における“共通教科課程”に、はじめて通信教育が導入されている。

その背景には、多様化したスポーツニーズに対応するスポーツ指導者にとって、その基礎理論の必修範囲が著しく拡大されていて、短期合宿による講習時間では十分な対応ができなくなったことがあった。1996(平成8)年度からは、地域スポーツ指導者(C級スポーツ指導員、少年スポーツ指導員、スポーツプログラマー1種共通・I期)共通科目につき全面的に通信教育が導入され実施された。以後現在に至るまでNHK学園など通信教育は継続されている。

2000(平成12)年

国の認定事業が「告示」から「省令」へ

「社会体育指導者」から
「スポーツ指導者」へ

長く日本のスポーツ振興を支えてきていた「学校体

育」と「企業スポーツ」。しかし、少子高齢化や長期にわたる経済不況などにより両者ともに多くの課題を抱える時代を迎えることになった。とはいえスポーツへの一般の関心は高まる一方で、将来を見据えたスポーツ環境の整備を求める声が募った。

そのさなか、1987(昭和62)年の文部大臣告示により施行されてきた「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」が廃止され、2000(平成12)年4月1日からスポーツ振興法第11条(指導者の充実)の実施省令として、名称も「スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規定」として新たに施行されることとなった。国が真にスポーツ指導者の重要性を認めたことによる“告示”から“省令”への格上げであり、社会からの要請に対応する公的な資格を手に入れた公認スポーツ指導者が活動することを意味する。当然、省令化により認定基準は厳しくなり、資格の重要性が増すとともに、その責任も大きくなったことになる。特にスポーツの現場である地域社会で認知が高まることによって、スポーツ指導者は活動しやすく、やり甲斐のある状況が生まれたともいえる。



Interview

筑波大学名誉教授

元日本体育協会指導者育成専門委員会委員

八代 勉

地域スポーツの未来のために

1972(昭和47)年に出された「保健体育審議会答申」を受けて文部省の「社会体育指導者資格付与制度に関する調査研究協力者会議」が設置されました。それを元に文部省の「社会体育指導者資格付与制度」がつくられたわけです。具体的に制度として公表された1987(昭和62)年のことはよく覚えています。その日、ラジオでは朝から晩まで「日本にも社会体育指導者制度ができました」と繰り返し放送されていました。それくらい画期的な出来事だったのです。残念ながら現在は、制度は国の直接的な責任範囲から外れてしまいましたが、だからこそなおさら日体協にがんばって欲しいと思うこの頃です。

この国は昔から行政主導型の運営が主流を占めてきました。今もなお、様々な領域で、行政への依存体質が色濃く残っています。しかしスポーツとは本来、やりたい人が自発的に努力して自ら条件を整えていくべきもの。地域のスポーツを盛んにするのは、住民自身であるべきです。そう考えたとき、総合型地域スポーツクラブは非常にすぐれた地域スポーツのシステムです。しかし現在の総合型クラブの状況を見ると、活発なクラブがある一方で、活動が下火になっているクラブも少なくないようです。何よりも創設されたクラブの絶対数が極めて少ない。日体協と傘下の競技団体が養成する競技別指導者がクラブづくりや地域のスポーツ活動にもっとかかわるべきです。指導員はもちろん、競技力のすそ野を広げることを考えれば、コーチにも積極的に参画して欲しいと思います。日体協内部においても、指導者育成とクラブ育成の各担当部署がより密接な連携を取ることを期待しています。



八代 勉 [やつしろ つとむ]

■ 1941年滋賀県生まれ。東京教育大学卒業・同大学院修了。東京教育大学体育学部講師、筑波大学教授を経て平成16年筑波大学定年名誉教授。その後東亜大学(下関)に勤務。5年間の在職中に地域と大学との協働による地域総合型クラブ(CCT)づくりに参加。昭和52年度文部省海外派遣(1カ月)を通してドイツ・フランスの指導者制度の充実ぶりに感銘、その後の我が国の指導者制度の在り方の議論に反映させた。

Column

公認スポーツ指導者海外研修事業について

2001(平成13)年、24回目となった公認スポーツ指導者海外研修団(イギリス、デンマーク)をもってこの事業は終了し、現在は、総合型クラブのスタッフによるもの(2014年終了)や日本オリンピック委員会の指導者海外研修などがおこなわれている。

公認スポーツ指導者海外研修団の派遣は、1971(昭和46)年にスポーツ指導員の養成をスタートさせてから、本会国民スポーツ関係者の懸案となっていたもので、1977(昭和52)年にスポーツ指導者登録制を本会が実施して以降急速に具体化し、翌1978年より国庫補助を受けて実現することとなった。

公認スポーツ指導者に、ヨーロッパ諸国におけるスポーツ指導法、指導技術の実際を実習させるとともに、その国のスポーツ活動組織形態、行政との連携、財源調達方策等について調査研究をおこない、資質、指導力と国際スポーツ事情の知識向上に資するものとして毎年実施され、参加者からは極めて有意義との評価で受けとめられていた。



1988(昭和53)の第1回研修。最終訪問地のギリシャでは古代オリンピック遺跡を視察
(昭和53年度公認スポーツ指導者海外研修報告書)



アメリカ・同時多発テロの影響で派遣が延期された2001(平成13)年度の研修(UKスポーツでのレクチャー風景)
(平成13年度公認スポーツ指導者海外研修報告書)

Phase4:2005-2015

多様化・細分化するスポーツニーズへの対応

—— 指導者の役割をより明確に ——

このころ

2008年、オリンピック・北京大会。同年リーマン・ショックによるアメリカ金融危機が世界経済へ波及。09年、日経平均株価終値がバブル後最安値を記録。ラグビーワールドカップ2019の日本開催が決定。11年、東日本大震災および福島第一原発事故発生。本会創立100周年記念式典。12年、オリンピック・ロンドン大会で、史上最多38個のメダル獲得。メダリストたちの銀座パレードに50万人の大観衆。13年、2020年オリンピック・パラリンピック開催地が東京に決定。15年、パリ同時多発テロが発生し対テロ戦争激化。



2011（平成23）年、日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念祝賀式典では天皇后両陛下の御臨席を仰ぐ



総合型地域スポーツクラブの増加は本会マネジメント資格創設につながった
（指導者のためのスポーツジャーナル2010年秋号）



本会公認スポーツ指導者資格の保有が監督に義務付けられた
第68回国民体育大会



新しいスポーツのニーズに対応できる指導者が求められている
（指導者のためのスポーツジャーナル2011年夏号）



2015（平成27）年の指導者育成事業50周年記念式典

2005(平成17)年

「公認スポーツ指導者制度」 の見直しと新たなスタート [第2次改訂]

1988(昭和63)年の改定以降、「公認スポーツ指導者制度」は国の制度(「社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規程」、2000年からは「スポーツ指導者の知識・技能審査事業に関する規程」)に基づく養成事業として続けられてきたが、2005(平成17)年度末をもって文部大臣による事業認定制度が廃止されることが決定した(「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」2000(平成12)年行政改革大綱閣議決定による)。

しかし本会としては、こうした育成環境の変化に対応し、加盟団体と一致協力して、より資質の高い、自立したスポーツ指導者育成に努めるべく、2000(平成12)年6月に立ち上げられた「指導者制度検討プロジェクト」(指導者育成専門委員会内)が示した現行制度の抜本的な見直し指針に基づき、2005(平成17)年度に新たな「公認スポーツ指導者制度」をスタートさせた。

〈制度の見直しのポイント〉

この時点でおおよそ9万4千人以上の公認指導者が育成され、地域でのスポーツ振興をはじめ競技の普及・強化に貢献していたものの、制度に対しては現場からの改善要望が少なからず出されていた。資格の種類が多く複雑であること、活動拠点や指導対象により認定される能力がやや不明瞭、あるいは科目や日程など資格取得のための講習会が硬直化していることなどである。同プロジェクトは制度に再検討を加え、見直しのポイントとして次の諸点を打ち出した。

- ① 現行制度の資格の複雑さを解消するため、資格の種類、ランクを整理
- ② 講習内容を精選して受講時間数を削減し講習内容のレベルを統一
- ③ 受講しやすいシステム
- ④ 役割に応じた資格認定と活動拠点を明確化
- ⑤ 望ましい指導者像を養成カリキュラムに組み込む
- ⑥ 各競技団体の一貫指導システムを養成事業に反映
- ⑦ 国民のスポーツニーズに伴う新たな資格の創設



また併せて、関係団体へのヒアリングや有資格指導者および受講者等に対するアンケートも実施。さらに、「スポーツ振興基本計画」や「21世紀の国民スポーツ振興方策」にあげられている、「総合型地域スポーツクラブ」など将来のスポーツ活動を見据えて検討を重ねていった。

新たな「公認スポーツ指導者制度」

その結果、2005(平成17)年度よりスタートした新たな指導者養成事業では、本会が加盟団体等と養成するスポーツ指導者を次の5領域に分類した。

- スポーツ指導基礎資格
- 競技別指導者資格
- フィットネス系資格
- メディカル・コンディショニング系資格
- マネジメント資格

※個別資格の詳細は第2部参照

[スポーツ指導基礎資格]

スポーツリーダー

[競技別指導者資格]

指導員／上級指導員

コーチ／上級コーチ

教師／上級教師

[フィットネス系資格]

ジュニアスポーツ指導員

スポーツプログラマー

[メディカル・コンディショニング系資格]

スポーツドクター

アスレティックトレーナー

[マネジメント資格]

アシスタントマネジャー

クラブマネジャー

これらのカテゴリーと指導資格の分類によって、競技力向上を目指すスポーツ、楽しむためのスポーツ、健康のためのスポーツ、地域のコミュニティづくりに貢献するスポーツなど、多様なスポーツニーズに応えるものとなった。また併せて、免除制度を取り入れることによる受講時間の削減や、通信講座での単位取得といった受講者の負担軽減にも配慮した。

養成目標数と育成態勢の整備

人口推計月報（総務省統計局）による2003（平成15）年3月時点の国内人口は、約12,741万人。地域スポーツクラブの加入対象年齢をおよそ5歳～74歳と設定してみると、その数は約11,130万人となる。そこで地域スポーツクラブへの加入率がおよそ30％程度となっている状況（「21世紀の国民スポーツ振興方策」※コラム参照）でみると約3,339万人となる。1人のスポー

ツ指導者が最大50人を対象に指導すると仮定した場合、最低でも約67万人が必要と想定される。本会と加盟団体が養成した公認スポーツ指導者はこの時点で9万4千人余であり、過去の実績等を踏まえると、67万人はほぼ不可能な数となる。そこで必要最低数67万人は、体育系大学卒業者や他のスポーツ関係団体が養成する指導者も合わせた最終的な目標数とし、2005（平成17）年から10年間で本会が加盟団体等と養成する指導者数は次の表に掲げた数を目標とした。

この目標を達成するため、本会指導者養成専門委員会内に、専門部会（プロジェクト）を設け、事業を適切に推進するための態勢整備をおこなうこととした。

また、国体の監督・コーチ及びスポーツ少年団を核とする総合型地域スポーツクラブの指導者としてその活用を促進するために、都道府県体育協会及び中央競技団体への働きかけをおこなう。さらには、本会の国体委員会、日本スポーツ少年団、生涯スポーツ推進専門委員会、スポーツ医・科学専門委員会との連携をはじめ、広報・スポーツ情報専門委員会とも連携し、本会一体となつての広報活動に努めることとした。

■資格別指導者養成目標数

資 格	平成16年度末在数 （見込）	平成26年までの 達成目標数	新規養成数
スポーツ指導基礎資格	0人	150,000人	150,000人
競技別指導者資格	96,000人	200,000人	104,000人
フィットネス系資格	8,600人	20,000人	11,400人
メディカル・コンディショニング資格	5,000人	8,000人	3,000人
マネジメント資格	0人	6,000人	6,000人
合 計	109,600人	384,000人	274,400人



Column

「スポーツ振興基本計画」と「21世紀の国民スポーツ振興方策」

2011(平成23)年8月に施行された「スポーツ基本法」は国のスポーツに関する施策と方向を定めるもので、それまでは1961(昭和36)年の「スポーツ振興法」に基づいて、スポーツの方向づけと施策がおこなわれていた。「スポーツ振興法」に基づく「スポーツ振興基本計画」は、2001(平成13)年度から概ね10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その目標達成のために必要な施策を示したもの。計画では、(1)スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策、(2)生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策、(3)我が国の国際競技力の総合的な向上方策が、今後のスポーツ行政の主要な課題として掲げられていた。

本会はそれを受けて2001(平成13)年1月16日に「21世紀の国民スポーツ振興方策」(＝スポーツ振興2001)を策定。スポーツが国民生活に根づき、豊かな社会の構築に寄与することを願って、本会を中心とする国民スポーツ振興の現状と課題並びに21世紀の国民スポーツ振興の方向性を示すとともに、推進すべき振興方策を明らかにした。

スポーツ振興2001では、「生涯スポーツ社会」の実現が基本理念とされた。また「するスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」の振興を目指した方策の推進がうたわれている。そのなかで「公認スポーツ指導者制度」の改定及び、新たな分野の養成制度の創設(クラブマネジャー等)が国民スポーツ振興事業のひとつとして掲げられている。

国の「スポーツ振興基本計画」はその後2006(平成18)年9月に改定され、政策目標として、1.子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す、2.成人の週1回以上のスポーツ実施率50%、3.オリンピックでのメダル獲得率3.5%が示された。

本会は2008(平成20)年3月に、「21世紀の国民スポーツ振興方策」の改定(＝スポーツ振興2008)をおこなった。ここでは、指導者養成システムの充実、新たな分野の養成制度の創設、有資格指導者の積極的な活用の推進を振興事業のひとつとしている。

このように、本会のスポーツ推進事業は国の法律に基づき、その施策の実現を促進する形で展開されている。当然ながら「スポーツ指導者育成事業」もその主要な柱のひとつとしておこなわれており、スポーツの振興、推進の主要な担い手としてスポーツ指導者は位置づけられている。



2009(平成21)年に発足した総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)

日本のスポーツは、おもに学校体育や企業スポーツ中心の「する」スポーツによって支えられ、発展してきた。しかし2000年代に入り急速に進む少子高齢化や長引く経済不況、急速な高度情報化など社会環境の変化に伴うスポーツ環境の整備が急務となり、これに柔軟に対応できるスポーツ指導者の育成は現在だけでなく今後においても求められていく。

2006(平成18)年

「クラブマネジャー」 「アシスタントマネジャー」 養成スタート

本会の「スポーツ振興2001」では「スポーツ振興基本計画」に基づき、「生涯スポーツ社会」の具体的なイメージを、国民の二人に一人が週1回以上のスポーツ活動を継続しておこない、日常のスポーツ活動の受け皿となる地域スポーツクラブへの加入率が30%程度となっている状況としている。これを具体的に実現するために、「スポーツ指導者の育成」、国民の誰もが目的に応じて、いつでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる場として期待される「総合型地域スポーツクラブ」の育成支援をうたっている。

本会では、「生涯スポーツ社会の実現」を目指し、国や地方自治体とともに、さまざまな可能性を秘めるクラブ育成に力を注ぎ、国の「スポーツ振興基本計画」が掲げた目標(10年後に全国の各自治体に1つ)はほぼ達成されるに至った。

公認スポーツ指導者制度と総合型クラブ

しかし、一定期間の補助金や助成金が打ち切られると財源確保が困難となり、クラブの運営が事実上停止したケースも見られる。自立したクラブとして円滑な運営を続けていくためには、「マネジメント」の機能が欠かせない。

2000(平成12)年度から2005(平成17)年度にかけて、文部科学省と総合型地域スポーツクラブ育成協議会、日本レクリエーション協会、全国体育指導員連合そして本会が、「総合型地域スポーツクラブマネジャー講習会」を実施し、各地方公共団体も、それぞれ独自の内容でクラブマネジャー養成がおこなわれた。

そうしたなか、本会「公認スポーツ指導者制度」においても、『子どもから高齢者まで、初心者からトップアスリートまで、生涯を通じたスポーツ活動の「場」として期待される総合型地域スポーツクラブなどには、競技別の指導や健康体力づくりの実技指導をおこなうコーチングスタッフ、健康管理などにあったメ

ディカル・コンディショニングスタッフ、そしてクラブを円滑に運営するマネジメントスタッフが必要である』との考え方に立ち、それぞれの専門的な能力を備えた指導者の養成に着手した。



クラブマネジャー養成講習会(指導者のためのスポーツジャーナル2009年冬号)

本会が考えるクラブマネジャーの役割

カリキュラム検討の基本条件として、『非営利組織で独立採算を目指すクラブの専従で「クラブマネジャー」、または専従でなくても有給の「クラブマネジャー」』を想定。会費による自主運営を基盤とし、赤字を出さず、クラブの経営資源を有効に活用できる「公認クラブマネジャー」を養成することとし、公認クラブマネジャーとともに「クラブマネジメントの諸活動をサポートする」者として、「公認アシスタントマネジャー」を養成することとした。

本会では、公認クラブマネジャーの役割を「総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントをおこなう。そのうえで、必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する」とした。

そのためにマネジャーは、さまざまな情報を集め、具体的な目標を定め、人事・事業・予算などの事業計画を立てて実行し、問題があれば解決を図っていく、などの仕事を進めていかなければならない。クラブマネジャーは担う役割が多岐にわたることと同様に、求められる能力も多様な分野にわたる。したがって、①経営の専門家(プロフェッショナル)としての能力、②地域スポーツの演出家(プロデューサー)としての能力、③地域活性化の推進者(ファシリテーター)としての能力が求められる。



間野 義之 [まの よしゆき]

■ 1963 (昭和38) 年神奈川県生まれ。日体協指導者育成専門委員会委員、マネジメント資格部会会長。東京大学大学院教育学研究科修士課程修了。博士(スポーツ科学)。株式会社三菱総合研究所勤務を経て早稲田大学人間科学部助教授となる。2009 (平成21) 年より現職。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では組織委員会参与のほか、街づくり・持続可能性委員会委員、スポーツと会場エリアに関するDG座長も務める。

同士のノウハウや課題を共有し合うネットワークが各所で生まれたことは、想定外の喜びでした。またアシスタントマネジャーについては、これまでに5千人以上が資格を取りました。しかし、その実態をみると、講習や試験が都道府県体育協会や他の団体にすべて委託されているため、質の管理が行き届いていないケースも見られます。

日本は、「お上が何とかしてくれる」という意識が根強く残っている国。しかしこれからは、自分たちの力で社会のことを考え、自ら行動していく姿勢がますます求められていくでしょう。私たちがマネジメント資格や総合型クラブを通じて広めたいことは、実はその「シチズンシップの形成」なのです。

早稲田大学スポーツ科学学術院教授

日本体育協会指導者育成専門委員会委員マネジメント資格部会会長

間野 義之

「マネジメント資格」の先へ

たしか2001 (平成13) 年頃でしたか、スポーツ指導者制度改訂のワーキンググループでマネジメント指導者の必要性を訴えたところ、一部から猛反対を受けました。曰く「総合型地域スポーツクラブは住民による住民のためのクラブであって、住民が手づくりでできることをすればいい。スポーツをビジネス化するのか」と。しかし、これだけスポーツのニーズが多様化しているいま、組織のマネジメントができる専門的な人材を育成する必要は当然ある。そこで始まったのがクラブマネジャー、アシスタントマネジャーの育成。奇しくも1998 (平成10) 年に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行され、非営利組織運営の専門家が求められ始めた時代でした。

育成開始から9年。全国3千あまりの総合型クラブに対して、育成されたクラブマネジャーは400人程度とその数はまだ十分とはいえません。一方で、クラブマネジャー

2008 (平成20) 年

「スポーツ栄養士」養成スタート

2004 (平成16) 年に本会指導者育成専門委員会で策定した「これからの指導者育成事業の推進方策」において、資格制度としての検討が始まった「スポーツ栄養士」。日本栄養士会の学術関連団体として活動している「日本スポーツ栄養研究会」と調整しながら制度化の作業が進められ、指導者制度に組み込まれることとなった。

生涯スポーツ社会に必須

この資格は、日本栄養士会との協同認定事業とした。スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、健康の維持増進を目的としたスポーツ活動から競技者育成及び競技現場における競技者のコンディショニングという大きな役割を担う人材の養成と確保を目指すこととなった。

この「公認スポーツ栄養士」資格の場合、その必要性や求められる役割などは、職域を先に紹介すると理解しやすくなる。

まず栄養教諭や学校栄養士として部活動をおこなうジュニアたちにかかわる。病院栄養士として受診したスポーツ選手にかかわる。スポーツ給食や寮食を通じてかかわる。スポーツチームや選手に直接雇われる。競技団体所属スタッフとなる。スポーツクラブや地域の健康増進センターなどでスポーツ選手や健康維持・増進



を目的として運動している人の指導に加わる。国民体育大会対策として行政の立場にかかわる。(※Sports Japan vol.7 / 小清水孝子さんの栄養サポートを参照)

子どもの「食育」への関心が高まり、高齢者の介護食に至るまで、日々の暮らしと食の関係は密接さを増し、さまざまな情報が飛びかっている。それだけに正しい知識を備えた人材から適切なアドバイスを受けることは、もっとも大切なことだといえる。特にスポーツや健康をテーマとして考えてみると、その基本に栄養があり、食事がある。

生涯スポーツ社会の実現を願い、競技力の向上も視野に入れる本会では、スポーツの習慣化やジュニア育成の面からも「公認スポーツ栄養士」の役割を重視している。加工食品やファストフード、コンビニ弁当やスナック菓子など便利な食品が身の回りにはらんしている。それらを上手に活用するためにも、栄養や食品の知識は欠かせない。

スポーツ栄養士の役割

まだ公認スポーツ指導者資格として一般に知名度がさほど高まっておらず、現状、資格取得者も多くはない。しかし、その役割の重要さは他の資格以上かもしれない。

この資格は、本会と日本栄養士会の協同認定資格で、「スポーツ活動現場における栄養・食事に関する専門的なサポートを担うための、高い実践能力を有する管理栄養士」とされている。その役割は、地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する自己管理能力を高めるための栄養教育や食事環境の整備に関する支援等、栄養サポートをおこなうこと。健康維持・増進のための運動指導現場での栄養サポートも役割に含まれている。

2012(平成24)年

「指導者マイページ」スタート インターネットを活用

2012(平成24)年4月、本会では公認スポーツ指導者の利便性向上、情報提供等を目的にインターネットを利用した「指導者マイページ」を導入した。公認ス

ポーツ指導者は、一人ひとりに発行されるIDとパスワードを入力することで、パソコンやスマートフォンから義務研修への申し込みや更新等の手続きや指導に役立つさまざまな情報の入手が可能となった。

マイページで提供される主なサービス

- ・資格の登録・更新手続き
パソコン上での、資格登録や変更、更新手続きが可能。登録期限が近づくと登録されたメールアドレス宛に更新手続きの案内が送付される。
- ・義務研修の開催情報
自身の資格にあった「更新のための義務研修」開催情報がインターネット上で確認できる(一部の研修会はマイページから申し込みが可能)。
- ・オリジナル名刺作成
公認スポーツ指導者マークや資格名の入ったオリジナルの名刺を作成できる。
- ・「指導者のためのスポーツジャーナル」誌の閲覧
公認スポーツ指導者へ定期的に発送されていた情報誌「指導者のためのスポーツジャーナル」のバックナンバーをWEB上で閲覧することができる。



2013(平成25)年

「スポーツデンティスト」 養成スタート

「スポーツ基本法」に基づき2012(平成24)年3月に策定された「スポーツ基本計画」に、「歯学」「マウスガードの着用の効果等の普及啓発を図ること」として今後10年程度のスポーツに関する基本方針の部分で明記された。

国内でもスポーツと歯の関係は古くから指摘されていたが、国際歯科連盟(FDI)が1990(平成2)年に「すべてのスポーツ競技を通じて適切なスポーツ活動の選

扱、助言、診査、監督と、また必要に応じて治療をおこない、さらに専門的情報を提供することを目的とする特別な歯科医学の部門」と定義。日本においては、1988(昭和63)年のソウルオリンピックより日本代表選手に対する歯科検診が始まっている。一方、歯学の分野ではスポーツ歯科にかかわる学会がすでに設立され学会の認定医制度もあったが、論文作成・学会発表等を認定の要件としていた。本会が養成する「スポーツデンティスト」においては、カリキュラムに基づいた講習会を受講し、受講を修了した方を認定する形とした。スポーツ歯科に関する高い実践能力を有する人材を確保し、スポーツ歯科分野のレベルアップや裾野の拡大を図るものとして、2011(平成23)年には日本歯科医師会より養成事業の提案もなされていた。

スポーツデンティストの役割

本会でも検討を重ね、さまざまなスポーツの現場においてアスリートのパフォーマンス維持向上をはじめとして、地域住民のスポーツを通じた健康づくりを支援し、健康寿命の延伸、QOLの維持向上等に寄与できる人材養成を目的に2013(平成25)年に「スポーツデンティスト」として資格養成をスタートさせた。

初年度は受講枠50名に対し、定員の10倍を超える



本会ウェブサイト内のスポーツデンティスト検索ページ

615名の申し込みが見られた。その役割は、協同認定団体である日本歯科医師会との調整機関として指導者育成専門委員会の下に新たにスポーツデンティスト部会が設置された。

スポーツ選手の歯科検診(デンタルチェック)をおこなうほか、競技活動を考慮しつつ、一般的な歯科疾患をはじめスポーツ外傷事故に関する相談や治療、応急処置をおこなう。また、スポーツ外傷防止のため、カスタムメイドマウスガードの製作・調整、スポーツ現場(大会等)での歯科的救護をおこなう。

「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」策定 暴力及びあらゆるハラスメントの根絶へ

スポーツ指導の黎明期から、指導現場において、「愛のムチ」と称した暴力・暴言がおこなわれてきたことは否定できない。2013年、学校運動部活動や柔道ナショナルチームでの暴力・暴言問題が浮上したことを契機として、本会および日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟の五者が一致して「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を同年4月に採択した。また張富士夫本会会長、監物永三副会長(指導者育成専門委員会委員長)から公認スポーツ指導者へ向けたメッセージを発信するとともに、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」(全文は資料編CD)を策定し、概要をまとめた小冊子を講習会等で配布。さらには本会内に「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置し、スポーツ指導の現場における「プレーヤーズ・ファースト」の徹底へ向け、取り組み強化に乗り出した。



2015(平成27)年

スポーツ指導者育成 50周年記念式典開催



12月13日(日)、東京都内のホテルにて、お招きした400名余の方々とともに、スポーツ指導者育成50周年式典を盛大に開催した。

式典では、鈴木大地スポーツ庁長官(高橋道和次長が代理出席)はじめ、竹田恆和日本オリンピック委員会会長、新田広一郎大塚製薬株式会社執行役員の方々よりご祝辞が披露され、特別表彰に続き、映像「指導者育成50年のあゆみ・スポーツを未来へ継承する」を上映。そして室伏広治東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツディレクターによる記念講演がおこなわれ、閉式となった。

その後会場を移し記念パーティーが開催された。主催者挨拶、来賓のご祝辞そして映像上映やトークショーなどが続いた。

トークショーでは、いずれも公認スポーツ指導者資格を持つ、バレーボールのヨーコ ゼッターランドさん、水泳の竹村吉昭さん(渡部香生子選手を指導)のおふたりが、資格取得のきっかけや指導者資格の必要

性などのほか、それぞれの指導者としての心構えを語り合い、盛況のうちに終えた。

記念式典 次第

10:30

開 式

主催者式辞 公益財団法人日本体育協会会長 張 富士夫

来賓祝辞 スポーツ庁長官 鈴木 大地 様

公益財団法人日本オリンピック委員会会長 竹田 恆和 様

大塚製薬株式会社執行役員 ニュートラシューティカルズ事業部

リレーショナルマーケティング担当 新田 広一郎 様

特別表彰

映像上映 「指導者育成50年のあゆみ・スポーツを未来へ継承する」

記念講演 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会

組織委員会スポーツディレクター 室伏 広治 様

11:30

閉 式

記念パーティー 次第

11:50

開 式

主催者挨拶 公益財団法人日本体育協会副会長

指導者育成専門委員会委員長 監物 永三

来賓祝辞 公益財団法人ミズノスポーツ振興財団専務理事

鶴岡 秀樹 様

一般財団法人関西ワールドマスタースゲームズ2021

組織委員会 事務総長 木下 博夫 様

乾 杯

公益財団法人日本体育協会最高顧問 安西 孝之

ご 歓 談

映像上映 「関西ワールドマスタースゲームズ2021」

トークショー 「指導者の未来を語り合う！」公認バレーボールコーチ

ヨーコ ゼッターランド 様

公認水泳上級コーチ 竹村 吉昭 様

ご 歓 談

中 締 め 公益財団法人日本体育協会副会長 岡崎 助一

13:20

閉 会

◎記念講演要旨

オリンピック・パラリンピックの会場計画でよく指摘されるのが「サステナビリティ」。持続可能であるべきといわれる。しかしこれはスポーツそのものにもいえることであって、子どもからお年寄りまでスポーツができる環境であったり、選手引退後までのフォローアップにも通じること。スポーツを通して豊かな人生、それも長く続けることがすごく大切だと思う。

私はそのための努力をさまざまな形で続けてきたし、これからも続けたいと思う。そこにさまざまな指導者資格を持った専門の方々の支えが必要になってくる。

でも一番大事なものは、特にいまのスポーツ界に足りないことは、アスリートの自己管理だと思う。トレーナーなどに全部任せて自分から関与しようとしない。だが、本来は自己管理、栄養の摂り方、トレーニングの自覚、心の自覚、哲学者であり科学者でもある必要



がある。もちろん向上能力もすごく大切。だからコーチやトレーナーはアスリートにどのようなアドバイスをすべきかといえば、アスリートが自立した考えを持てるように支援してあげることではないかと思う。ライバルにも年齢にも、自分で乗り越えてやっていこうという姿勢と意欲が芽生えることが一番大切だと私は思っている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会スポーツディレクター

室伏広治

Interview

東京大学 名誉教授

元指導者育成専門委員会委員

小林 寛道

現場と科学の二人三脚



小林 寛道 [こばやし かんどう]

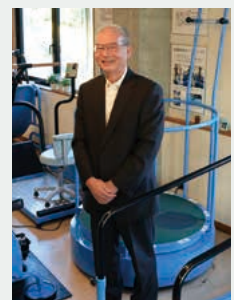
■ 1943 (昭和18) 年生まれ。東京大学教育学部卒業、同大学院教育学研究科修了。教育学博士。子ども、高齢者、スポーツ選手の体力向上や運動技能の改善に関する研究に取り組み、1993 (平成5) 年以来、「認知動作型トレーニングマシン」の開発を進め、低体力高齢者や知的障害者にも適する運動方法を開発中。「ランニングパフォーマンスを高めるスポーツ動作の創造」ほか著書多数。

2005 (平成17) 年に日体協公認スポーツ指導者制度が改訂 (第2次) されたときの指導者養成テキスト編集が、指導者育成事業にかかわった最後となりました。1964年の東京オリンピックの年に、東大の駒場キャンパスに入学した時に、加藤橋夫先生と出会いました。その頃、構想が練られていた「スポーツトレーナー制度」が動き出し、名古屋大学の松井秀治先生をはじめ、諸先生方がこの制度の発展に尽力されました。

当時のテキストは、「スポーツ界の科学性を上げる」という流れもあって、内容がやや学術的なものであったために、現場から評判が芳しくなかったという印象があります。現場と科学がまだマッチングしていなかった時代ともいえます。講習会の講師によって講義内容がまちまちであるので、「どこの講習会場に行っても同じ内容の講義を受けられるようにしてほしい」という受講者からの意見がありました。第2次改訂テキストでは、講義内容を均一化するように努力しました。

私はもともと実技が好きで、実技ができる人を尊敬しています。学生時代、体育実技の時間にサッカーの竹腰重丸先生が代講で見て、「インステップキックはこうやるんだよ」と軽いぐさで蹴られたボールが、ズシーン！と鋭くボードに当たりました。かなり年配に見えた先生が、どうしてこんなすごい球を蹴ることができるのだろうと心底驚きました。当時、「スポーツ科学」という言葉はカッコ良かったけれども、スポーツの世界では、実技が学問より遙かに上位概念のように思われました。

私が日本陸上競技連盟の科学委員長になったとき、メダルの獲得を最優先の課題として取り組みました。谷口浩美選手、山下佐知子選手、森下公一選手、有森裕子選手をはじめ多くのメダル獲得者が出ました。世界の一線で戦うためにはどうしたらいいかを科学的に分析し、「勝つためのスポーツ科学」を目指しました。スポーツ科学の学問分野は、原理追究ばかりではなく、実際と研究が融合しながら進んでいくことに本当の意味があると思います。



Column

日本スポーツ史に深く刻まれた2011(平成23)年という年

この年の春3月、「東日本大震災」が発生した。支え合い助け合うことの大切さを多くの人々が実感し、『絆』という言葉をもその胸に蘇らせることとなった。スポーツ界でもいち早く、オリンピックをはじめトップアスリートたちが続々と被災地を訪れ、スポーツを通じて現地の人々を励まし続けた。スポーツの魅力だけでなく社会性という新たな側面が大きくクローズアップされた。

「スポーツ基本法」

はからずもこの年の6月、第177回国会において「スポーツ基本法」が成立、公布(8月24日に施行)された。文字通り日本のスポーツを基本的に方向づける本格的な法律が誕生した。

「スポーツ基本法」で最も注目されることは、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利」と前文に記し、1978(昭和53)年のユネスコ「体育およびスポーツに関する国際憲章」で定められていた「スポーツ権」を明文化したこと。すなわち国および地方公共団体は国民に対し、競技レベルや性別、年齢にかかわらず、スポーツをする機会、場所を確保する責務が生じることとなり、スポーツ環境の改善が図られることを意味している。

本会創立100周年

つづく7月15日、日本体育協会・日本オリンピック委員会は創立100周年を迎えた。当日は、天皇、皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、海外からもジャック・ロゲ国際オリンピック評議会 会長(当時)やアジア・オリンピック評議会のシェイク・アハマド・ファハド会長はじめ多くの関係者が列席。新たなステージに踏み出す日本スポーツ界の力強い姿勢が示された。

『スポーツ宣言日本』

本会の創設者であり、初代会長である嘉納治五郎先生は、創立にあたり「国民体育の振興」と「オリンピック競技大会参加のための体制整備」を趣意書として表した。その志を受け継ぎ、次の100年を目指す日本スポーツの姿勢を『スポーツ宣言日本～二十一世紀におけるスポーツの使命～』としてまとめ、100周年記念シンポジウムにおいて、森喜朗創立100周年記念事業実行委員会会長が発表した。以下に宣言部分のみ紹介する。

一、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

二十一世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

二、スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

二十一世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

三、スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

二十一世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。



創立100周年記念式典で『スポーツ宣言日本』を発表する森喜朗氏(右)

Column

より良い指導者になるために ※「21世紀のスポーツ指導者」(本会刊より)

PATROLしましょう

プレーヤーが自立(自律)し、自ら進んで取り組むようにするためには指導者としてどんなことに心がけていけばよいでしょうか。そこで提案したいのが“PATROL”です。PATROLとは「巡回する、見てまわる」という意味です。分解してみると指導者が持つべき心構えの頭文字と当てはまります。きっと「GOOD COACH」となるためのヒントとなるはずですので憶えていてください。皆さんもプレーヤーを公平に見てまわり「誉めて、夢中にさせて」可能性を引き出してあげましょう。さあ「PATROL」しましょう。



“PATROL” しましょう

Process : 「結果ではなく、経過を重視しましょう」

結果を評価するのではなく、経過を重視しましょう。どんな結果であろうとも、結果にいたるまでの努力や行動があったはずですよ。いい結果が出たときも悪い結果が出たときも、プレーヤーと一緒に原因を考えてみましょう。

Acknowledgment : 「承認しましょう」

プレーヤーの意志を尊重し、その行動や言動を承認することが重要です。自らの存在を認められることが、プレーヤーにとって大きな励みとなるのです。

Together : 「一緒に楽しみ、一緒に考えましょう」

何よりも指導者自身が楽しくなければ、プレーヤーも楽しくありません。プレーヤーとともにスポーツを一緒に楽しみましょう。

Respect : 「尊敬しましょう、尊重しましょう」

年齢、性別に関係なく、すべての人を尊敬する気持ちを持ちましょう。10人いれば10人の個が存在します。プレーヤーの個性を尊重しましょう。

Observation : 「よく観察しましょう」

プレーヤーをよく観察しましょう。体調は万全か、悩み事はないだろうか。見ていなければわかりません。「見られている」ことでプレーヤーは安心するのです。

Listening : 「話をよく聴きましょう」

自分が話すより、プレーヤーの話を聴く時間を多く取るように心がけましょう。指導者が「なってほしいプレーヤー」ではなく、プレーヤー自身が「なりたい」自分を意識し、気づかせるためには、プレーヤー自身にたくさん話す機会を作ってあげましょう。

in future

本会は、2001(平成13)年に「21世紀の国民スポーツ振興方策」(「スポーツ振興2001」(Phase4コラム35ページ参照)を策定した。2008(平成20)年にはその改訂版(「スポーツ振興2008」)を策定し、「スポーツ振興2001」で掲げた目標の達成状況を認識、評価するとともに、その後5年程度のうちに取り組むべき課題を明示した。

その後、前述したように2011(平成23)年には「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」として全面改正され、旧来のスポーツ振興方策に該当する国のスポーツ推進に関する基本方針および施策を明記した「スポーツ基本計画」が翌年3月に策定された。これに基づき、本会は「21世紀の国民スポーツ振興方策改定プロジェクト」を設け、幅広い意見聴取と種々の検討を重ね、「21世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進2013—」(以下「スポーツ推進2013」)を策定した。

この「スポーツ推進2013」は、本会が21世紀に達成すべき「スポーツ宣言日本」の3つのグローバル課題を念頭におき、その対応へのスタートに位置づけるとともに、「スポーツ振興2008」の成果と課題を踏まえて、その後10年間の具体的な推進方策を示したものであり、その基本理念となったものが「スポーツ立国」であった。



「スポーツ立国」とは

スポーツにかかわる自立・自律した人々が集う地域(ローカル)の主体的かつ自治的なスポーツ実践が、「スポーツ宣言日本」が目指す社会へと導くとともに、その運動(ムーブメント)がアジア近隣諸国から地球規模へと拡がることによってグローバル課題(地域、環境、平和)の達成に寄与していくという新しい「立国」のあり方を示すものである。

2013(平成25)年～2017(平成29)年

指導者育成事業推進プラン 2013

これからの公認スポーツ指導者 育成の基本コンセプト

本会及び加盟団体等は、「スポーツ立国」の実現を目指す。そのために生涯を通じた快適なスポーツライフの構築を図ることを通して、望ましい社会の実現に貢献していく。その推進の中心となるスポーツ指導者を育成していく。

基本方針(2013年から概ね5年間)

スポーツ指導者事業は、これまでスポーツ指導者の育成を通じて地域におけるスポーツ振興、競技力向上に一定の役割を果たしてきた。しかし、「スポーツ立国」の実現に際しては、人々の自発的・自治的なスポーツへの参画を「推進」する必要があり、スポーツ実施者の多種多様なニーズに対応し、今まで以上にスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう指導者の資質向上が求められる。そこで、次の4点を基本方針として定めている。

- 有資格指導者の拡充(特に若年層・女性)
- 指導者の資質の向上
- 指導者の社会的価値の向上
- 有資格指導者の活動の場の拡充

基本方針 1 有資格指導者の拡充(特に若年層・女性)

- 重点施策**
- ①受講しやすい講習会の検討(日程・場所の設定等)
 - ②多様な講習会受講形態の開発と実施(実施数・方法等)
 - ③大学等を対象とした免除適応コースの拡充

- 目標**
- 新たなカリキュラム(内容・日程・実施形態等)に基づく講習会の開催
 - 全登録者数に占める20代および女性の割合の増加
→20代12.9%、女性32.7%(2013年:20代7.9%、女性29.7%)
 - 免除適応コースによる資格取得者の増加
 - 登録者数の増加
→226,878人(2012年:161,907人)
※スポーツリーダー資格を除く
 - 免除適応コース専門科目実施コース(競技)数の増加
→15コース(2013年:11コース)

- 具体的取り組み**
- 現在の講習会の課題を整理し、関係団体・大学等の要望を踏まえるとともに国と連携してカリキュラム(内容・日程・実施形態)を改善します。
 - 各資格の養成目標数も考慮のうえ、資格取得を希望している人をできる限り受け入れられるよう講習会の実施形態・方法について検討します。
 - 免除適応コースにおいて、修了証明書発行に関わる現行ルールを再度検討し、必要に応じて見直しを実施します。
 - 競技団体および大学等との連携のもと、免除適応コースの専門科目コース(競技)を増設します。

基本方針 2 指導者の資質の向上

- 重点施策**
- ①魅力的な研修プログラム(内容・講師)の開発と実施
 - ②多様な研修受講形態の開発と実施(実施数・方法等)
 - ③指導者マイページコンテンツの充実

- 目標**
- 新たな実施による義務研修の開催
→年間50回開催
 - 更新対象者の義務研修受講率向上
→受講率90%(2013年:72.4%)
 - 研修会満足度の向上
 - 指導者マイページ保有率のアップ
→マイページ保有率80%(2013年:34%)
※クラブマネジャー、アスレティックトレーナーは100%

- 具体的取り組み**
- 中央競技団体・都道府県体育(スポーツ)協会等が開催している義務研修の横断的評価を狙いとして「研修会評価システム」を構築・導入します。これにより、各団体が実施する個々の研修会の改善点を明らかにし、より質の高い研修会の開催を目指します。
 - 研修プログラム、教材、講師等を本会であらかじめ定め、当日の運営を中央競技団体・都道府県体育(スポーツ)協会等に委託する「パッケージ型研修」を企画・実施します。
 - 関連団体(自治体・大学等)が開催する研修・講演・学会等で、基準を満たしている事業を積極的に義務研修として承認していきます。
 - eラーニング研修について検討を行います。
 - 指導者マイページにおける新規コンテンツを企画・実施します。
 - 指導者マイページ稼働4年が経過する2016年を目途に、それまでの実績を踏まえ改めてマイページのあり方の検討を行います。

今後の具体的取り組み

基本方針 3 指導者の社会的価値の向上

- 重点施策**
- ①各種大会・指導現場における資格義務付けの促進
 - ②現役トップアスリートの資格取得促進
 - ③指導者表彰制度の充実

- 目標**
- 国民体育大会における資格保有率100%の早期達成
 - 競技団体が実施する大会・事業における資格義務化促進
→すべての競技団体における義務付けの実施(2013年:20団体)
 - 国際総合競技大会における監督の資格保有率の向上
→2016年のリオデジャネイロ五輪60%(2012年のロンドン五輪50%)
 - 現役トップアスリートの講習会受講支援策の実施
→支援策の利用者30人
 - 有資格指導者の社会的価値向上
 - 新たな表彰区分の設置

- 具体的取り組み**
- 日本スポーツマスターズ、国際交流大会等、本会主催の大会・事業において資格義務付けを段階的に実施しています。
 - 日本オリンピック委員会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、中央競技団体に働きかけ、各種大会・事業における資格義務付けを推進します。
 - 現役トップアスリートの指導者資格取得を促進する支援策を検討・実施します。
 - 既存の表彰事業との連携や長期的視点で育成した指導者の表彰等、新たな表彰区分の設置を検討し、指導者表彰制度を充実させます。

基本方針 4 有資格指導者の活動の場の拡充

- 重点施策**
- ①指導者と学校・地域スポーツクラブ等とのマッチングサービスの実施
 - ②指導者資格のプロモーション活動の活性化(少年団・地域スポーツクラブ・中体連・高体連・教育委員会・保護者)
 - ③資格別の活用方策についての検討

- 目標**
- マッチングサービスの実施・協力団体の増加(加盟団体等)
→10団体(2013年:3団体)
 - マッチングサービスにより紹介する指導者数の増加
→年間延べ100人を紹介
 - 学校、スポーツ関係団体等における本会公認スポーツ指導者資格の認知度の向上
 - メディアでの掲載回数を5年間で20回

- 具体的取り組み**
- 都道府県(体育協会や教育委員会)と連携して、指導者と学校・地域スポーツクラブ等とのマッチングを促進します。
 - 総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)と連携して、指導者と地域スポーツクラブのマッチングを推進します。
 - 有資格指導者自身が公認スポーツ指導者資格をPRすることの一助として、指導者自身が需品(指導者グッズ)を作成・配布(販売)します。
 - プロモーション活動の効果検証のため、スポーツ実施者・関連団体等における公認スポーツ指導者資格の認知度調査を実施します。
 - 必要に応じて各資格の役割を整理するとともに、資格のあり方・活用方策についても個別に検討していきます。

日本体育協会は約束します!!

日本体育協会は、公認スポーツ指導者制度に基づき「スポーツの未来を支えるグッドコーチ」を育成するため、指導者に対し、社会に対し、そして自分自身に対し、指導者育成事業が目指す方向性をここに示し、みなさんと約束します。

メインメッセージ

スポーツを未来へ継承する

「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。(スポーツ宣言日本)」

私たちが愛するスポーツは、世代も人種も越えて受け継がれてきました。しかも不断の進化(変容・拡大・深化)を続け、現在では、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えています。

そのスポーツの現場において、直接的に活動を支えてきたスポーツ指導者たちの存在と功績は極めて大きく、日本のスポーツ発展の牽引役を担ってきたと言えるでしょう。

時代と社会の発展とともに進化し続けてきたスポーツ界において、指導者には何が求められてきたのか。これからの時代に何を受け継ぎ伝え導いていくのか。そして新たに何が求められてくるのか。

日本体育協会は、スポーツ指導者養成の取り組みを始めて50年が経過したことを契機に、改めて、スポーツ指導者のこれまでの実績を見つめなおし、その意義と役割を未来へつなぎ、広め、高めていくことを約束します。

指導者のみなさまへ

あなたの「学び」を全力で応援します

スポーツ指導者は何のために存在するのか。それは、スポーツの技能やパフォーマンスの向上、スポーツを通じた人としての総合的な成長、そしてスポーツの意義と価値の向上の3つといえるでしょう。

スポーツ指導者は、この3つを実践するため、プレーヤーズ・ファーストを基本スタンスとして、自分が持っている資質能力(思考・態度・行動、知識・技能)のすべてを駆使して、指導対象者の行動をプラス方向へ変容させることに力を注ぎ、その成果を高めるために「学び続けて」います。

「学び」は常に「わかる」から「できる」へ。さらに「いつでもできる」へと段階的に成長していきます。

日本体育協会は、あなたの「学び続ける姿勢」に応えるため、各種講習会や研修会を開催するとともに、さまざまな情報提供を通じて、あなたの「学び」を応援し続けていくことを約束します。

スポーツを愛するすべてのみなさまへ

「安全で、正しく、楽しいスポーツ活動」をサポートします

「スポーツ通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」と謳う「スポーツ基本法」は、併せて「すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」としています。

日本体育協会は、公益法人の責務として、スポーツの意義と価値を自覚し、尊重し、表現できる資質能力(思考・態度・行動、知識・技術)を有する公認スポーツ指導者を加盟団体等と一体となって養成していくことで「安全で、正しく、楽しいスポーツ活動」をサポートしていくことを約束します。

スポーツ界(自分たち)へ

指導者とともに、スポーツの未来のために

日本体育協会公認スポーツ指導者制度は、日本体育協会と加盟団体等が一体となって、各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するために定めているものです。

このたび、指導者育成50周年にあたり「私たちは何のために指導者育成事業を行っているのか?」と自らに問いかけたとき、その答えを「スポーツに関わるすべての人の幸福実現(うまくなりたい、つよくなりたい、健康でいたい、長生きしたい、仲間と喜び楽しみを共有したい)に貢献すること、養成された指導者の社会的価値を高めること、スポーツの意義と価値をつなぎ、広め、高めていくこと」と導き出しました。

スポーツ指導者の「学び」は常に「わかる」から「できる」へ。そして「いつでもできる」へ。と段階的に成長していきます。

スポーツ推進の担い手となるスポーツ指導者の成長を支えていくのは、私たちスポーツ団体の責務です。

スポーツに関わるすべての人を幸福にし、さらにその幸福を社会に広げていく活動のため「指導者とともに、スポーツの未来のために」とともに歩みましょう。

わたしたちにとっての『スポーツ指導者』

—— JOCエリートアカデミーの生徒たちに聞く

■ 向江 彩伽さん

(高2、フェンシング、EA在籍5年目)

一人ひとりと向き合える コーチになりたい

アカデミーに入ってから本格的に競技を始めたこともあって、最初のコーチには生活のことからフェンシングの技術まで、考え方を含めて私の土台をしっかり作ってもらいました。当時の自分では理不尽としか受け取れないことも言われ、毎日のように泣いていましたが、とても感謝しています。次のコーチとは、高校進学時に全日制か通信制のどちらに進学するかで、とことん衝突しました。でもそれは私のためを思っていることだと思うし、今すごく信頼できていて技術面も生活面も何でも話せます。

将来、私がコーチになったら一人ひとりと向き合っていける人になりたい！ちょっとした変化も気づいてあげられたり、悪いところがあったらきちんと叱ってあげられるようにして、信頼関係を作りたい！信頼しているコーチのほうがアドバイスもすんなり入ってきますから。

■ 向田 真優さん

(高3、レスリング、EA在籍6年目)

負けて一緒に泣いてくれた コーチのように

5歳の頃から競技を始めて、試合で勝った時に喜んでくれるコーチはいましたが、大きな大会で負けた時に一緒に泣いてくれるのは、今教えてもらっているコーチが初めてでした。もともとレスリングはキツイ練習ばかりなので、口で言うだけでなく、選手と一緒にトレーニングしたりしてコーチに引っ張ってもらえると、いつも以上の力を出すことができたりします。

先輩の吉田沙保里選手は、合宿でも大きい声を出して盛り上げたり、本人もキツイと思うんですが面白いことを言って場を和ませてくれたりします。もしコーチになるとすれば、そういうところを見習って行って、厳しい練習でも楽しくできるように変えてくれるコーチを目指したいです。そうして常に選手のことを考えながら、自分の競技体験を活かせたらと思います。

■ 森 千紬さん

(高3、フェンシング、EA在籍6年目)

練習以外の話もできる 家族みたいなコーチ

本格的にフェンシングを始めたのは中1からです。ちょうど同じ時期にアカデミーに入ってきたコーチがいて、そのコーチはすごくいろいろな話を聞いてくれました。「コーチは技術を教えてくれる人」と思っていたのですが、技術指導だけでなく、信頼できる家族みたいな感じがしていました。まだ私は中学生だったし、家族と離れて寂しい時期でした。そんな私の環境も考えてくれていて、常に優しく接してくれるお兄ちゃん的な存在でした。食事でも毎日一緒に食べて、学校の話だとか日常の小さな話もよくしました。

だから、コーチと私たちというのは、まず人間的に信頼し合えること。そして尊敬し合える関係が生まれればいいと思います。



スポーツ指導者と選手の関係は、この50年で大きく変化してきた。今後、未来へ向けて求められるスポーツ指導者像を「プレーヤーズファースト」の視点に立って考えるに当たり、これから羽ばたいていくジュニアアスリートたちの正直な声に耳を傾けたい。

■ 伊藤 洸輝さん

(高1、水泳飛込、EA在籍1年目)

練習以外もコミュニケーションが できるコーチに憧れる

飛込競技は、誰か相手がいて戦うというよりは、自分自身で自分を高めていくしかありません。だから試合でもあまり“気持ち”のことは言わなくて、選手に自信を持たせること、リラックスさせてくれる存在がコーチだと、僕は思います。

自分は競技を始めてから9年間、ずっと一人の中国人コーチに教わっています。大会へ行っても、そのコーチがいないとしっかり飛べません。そのコーチがいることで自信を持って演技ができます。喧嘩することもあるけど、向こうの気持ちも分かるし、お互いに理解し合えていると思います。一緒にいると安心感があります。

やはり日頃のコミュニケーションが大事です。練習以外でもコミュニケーションがとれるようなコーチには憧れます。今のコーチもそういう指導者の一人だと思います。

■ 清水 紀宏さん

(高3、フェンシング、EA在籍3年目)

選手と同じ目線で 考えてくれるコーチがいい

小4の頃から地元のクラブというか道場でフェンシングを始めました。そこで最初に教えてくれたコーチにすごく感謝しています。厳しいけど優しく、自分と相性がいいコーチでした。そのコーチは引越してしまったのですが、試合会場などでは会うこともありました。小6のある日、自宅に「学校が終わったあと、一緒に練習しないか」と電話をかけてきてくれました。なぜ誘ってくれたのか聞くと、「伸びしろがある」と。それからほぼ1カ月、毎日学校が終わったあと1、2時間練習しました。シューズにポリ袋をかぶせてわざと滑るようにしてフットワークを身につけさせたり、自分と同じ目線に立ってくれたのが嬉しかったですね。上から目線ではなく、だから何でも相談できました。

■ JOCエリートアカデミー (EA) とは

中学1年から高校3年まで、味の素ナショナルトレーニングセンターを生活拠点として、全国から発掘した優れた素質のあるジュニア選手を近隣の学校に通学させながら、「考える力」を中核として「競技力」「知的能力」「生活力」をバランスよく向上させ、将来オリンピックをはじめ国際競技大会で活躍できる選手を育成するプログラム。

■ 阿部 敏弥さん

(高3、フェンシング、EA在籍6年目)

選手の意見も取り入れて それぞれに合った指導を

僕にとっては、技術と体力を鍛えてくれるのがコーチ。気持ちを表に出すようにと、気持ちで負けないようにアドバイスしてもらえます。いつも対戦するライバルがいて、その相手と試合をする時はそばにいてくれて、「いつもキツイ練習をこなしてきているのだから、お前なら勝てるよ」と言ってくれます。そこで気合いが入るし、頑張れます。やっぱり一緒にやってきますから。

自分が逆の立場だったらどうするか。アカデミー自体、私生活でけっこう厳しいルールがあるので、僕だったら私生活の面ではあまり言いたくない(笑)。駄目なところは駄目だと言いますが、ある程度は許してあげたいと思います。競技の面では、一人ひとりの選手の状況に合った指導ができるように、選手の意見も取り入れます。



Column

SPORTS

JASA OFFICIAL LICENSE

求められるもの

日本体育協会公認スポーツ指導者とは

日本体育協会及び加盟団体等が、公認スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者とは、常にプレーヤーを最優先するというスタンスに立ち、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることのできる者である。

望ましい公認スポーツ指導者とは

公認スポーツ指導者は、日常の「生活／暮らし」にスポーツを取り入れることによって「豊かな人生」を得られることを広く一般に定着させるとともに、「仲間と楽しく行いたい」「うまくなりたい、強くなりたい」さらに「健康になりたい、長生きしたい」という欲求に応えられるよう、その実現に向けて「サポートする」活動を通して、望ましい社会の実現に貢献するという役割を持つ。

また、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展するとともに、社会的評価が得られるよう努力することが重要である。

安全で、正しく、楽しいスポーツ活動の場を確保するために

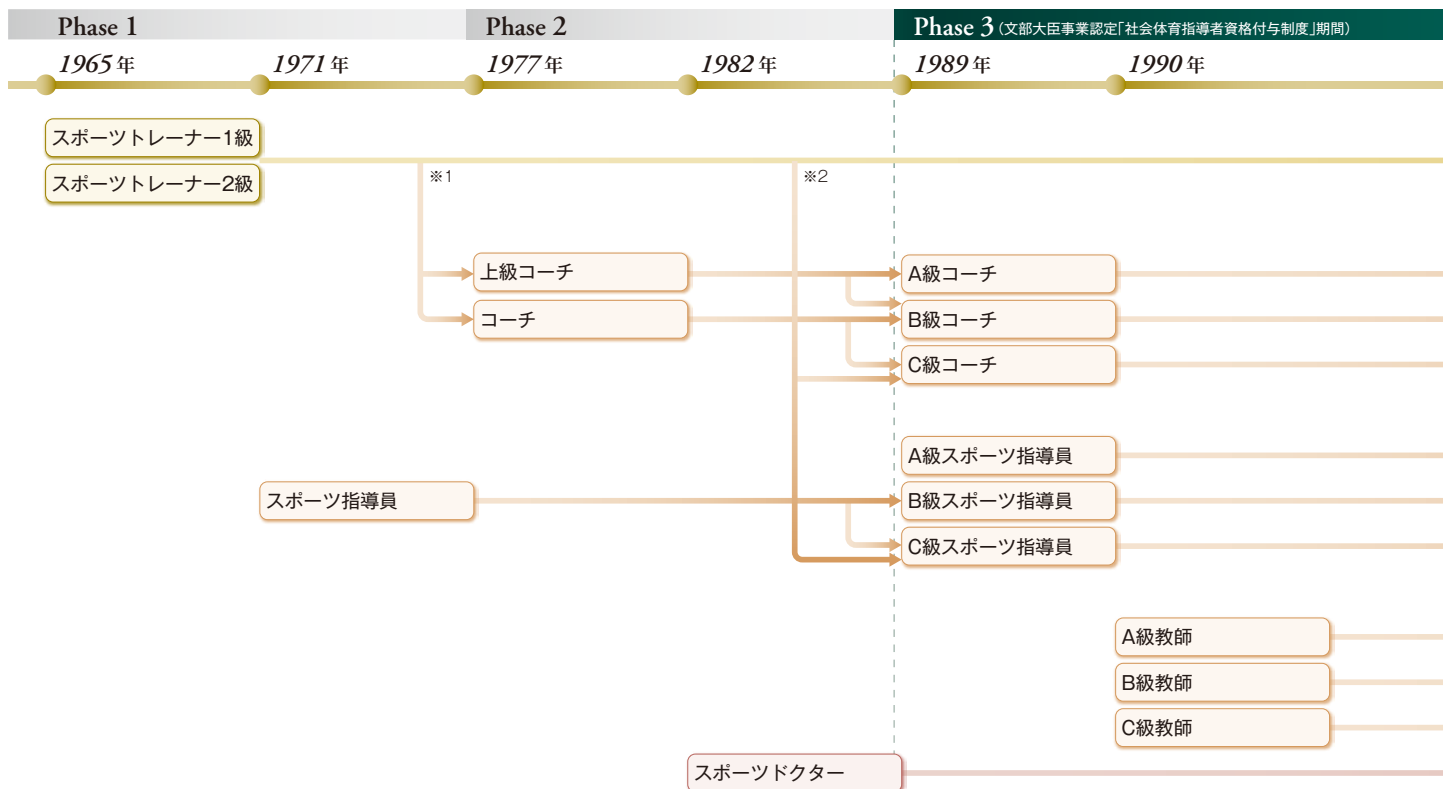
- スポーツに対して情熱を持ち、常にプレーヤーを最優先し、何事にも前向きに取り組む
- すべてのプレーヤーに常に公平な態度で接し、また活動に参加したくなるような雰囲気を作る
- すべてのプレーヤーの個性や長所を見つけ、伸ばす
- 一方的、強制的な指導にならないよう、コミュニケーションスキルを高め、活動のねらいや内容をプレーヤーと共有する
- 発育発達段階や技能レベルに即して指導の内容と方法を工夫する
- プレーヤーの健康状態に注意をはらい、ケガや病気を起こさないよう配慮する
- 天候や活動場所の整備状況、道具・用具の手入れや施設の破損確認などに配慮する

第 2 部

指導者資格とその進化 〔公認スポーツ指導者資格の50年〕

日本体育協会では、1965(昭和40)年のスポーツトレーナー養成を皮切りに、2013(平成25)年のスポーツデンティストに至るまで、質・量ともに拡大するスポーツ需要と時代の要請に応えながら、競技力向上や生涯スポーツの実践、安全かつ安心なスポーツライフの実現をサポートするスポーツ指導者の養成に取り組んできた。第2部ではそれらの「資格」そのものに焦点を当て、各資格の創設にいたる経緯、カリキュラム、養成実績等を紹介する。

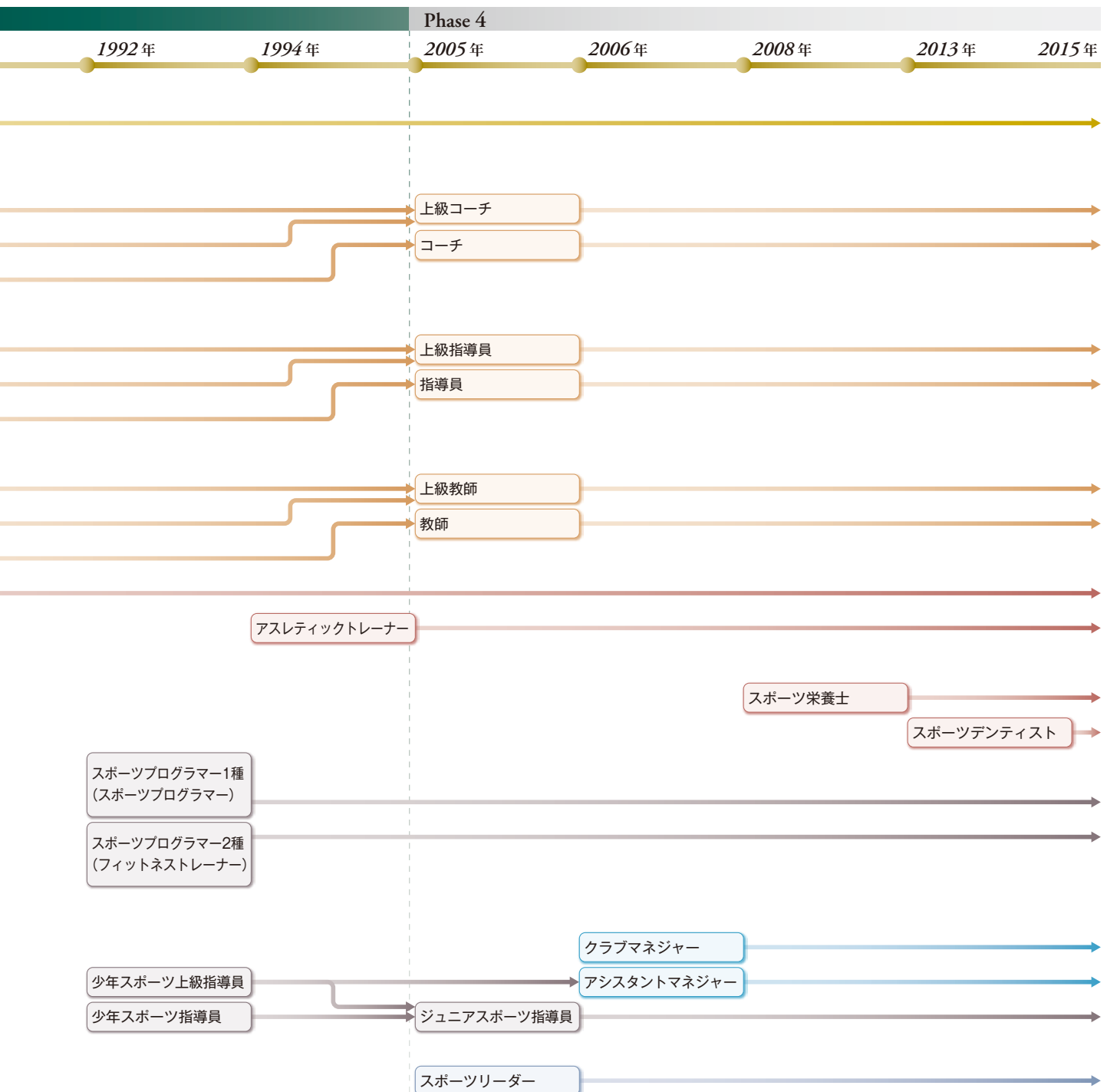
日本体育協会 公認スポーツ指導者資格の変遷



※1 2級保有者はコーチの、1級保有者は上級コーチの共通科目免除

※2 2級保有者はC級コーチ、C級指導員の、1級保有者はB級指導員の共通科目免除

手さぐり状態だった「スポーツトレーナー」は別格として、日本体育協会の公認スポーツ指導者資格は大きく「競技別指導者資格」「メディカル・コンディショニング資格」「フィットネス系資格」「スポーツ指導者基礎資格」「マネジメント資格」の5つの流れに分類される。時代を追うごとにスポーツ実施者や社会的ニーズの多様化が進み、資格の種類や役割も細分化されてきている。



スポーツトレーナー

養成期間 / 1965 (昭和40) 年度～ 1976 (昭和51) 年度

養成実績 / スポーツトレーナー 1級 1,914名
スポーツトレーナー 2級 4,649名

資格創設の背景

日本体育協会のスポーツ指導者養成は、1964 (昭和39) 年の東京オリンピック開催へ向けての選手強化事業が契機となった。1960 (昭和35) 年に発足した東京オリンピック選手強化対策本部は、各競技の強化に従事するコーチの資質向上を目的として外国人指導者の招へいやコーチ会議等を全国的な規模で実施した。

金メダル16個という輝かしい成果とともに、活動を通じて得られた数多くのノウハウを受け継ぎさらなる充実を図る目的で、オリンピックの翌1965 (昭和40) 年、本会では選手強化事業を受け継ぐ形で競技力向上委員会 (近藤天委員長) が発足。その下に設けられたコーチ研究委員会において、各競技の技術向上に必要な理論とそれを生かす実践力を備えた各競技のコーチとなるべき「スポーツトレーナー」の養成がスタートした。

対象

本会加盟競技団体および都道府県体育協会から推薦された、体育科系の大学卒業程度の知識と競技の指導経験を有する者。

講習会

資格は2級と1級に区分され、2級資格取得者が講習会受講を経て1級へ進むステップアップ方式が取られた。講習会は、競技団体所属指導者を主な対象とする「中央講習会」と、都道府県体協推薦の指導者を対象とする「ブロック別講習会」(全国6～10ブロック) とに分け、それぞれ毎年1回以上開催。

第1回の中央講習会 (スポーツトレーナー 2級) は1966 (昭和41) 年1月、競技力向上委員会委員および33競技団体から選ばれた291名の役員・コーチが受講。引き続き全国6会場でおこなわれたブロック別講習会には合わせて662名が参加した。各会場の参加者は下表のとおり。

	開催地	期 日	受講者数
中央講習会	東京 (日体協講堂)	1966年1月20～26日	291名
ブロック別講習会	北海道・東北 (青森)	1966年3月18～21日	104名
	関東 (千葉)	1966年2月10～13日	116名
	東海・北陸 (愛知)	1966年2月24～27日	123名
	近畿 (京都)	1966年2月17～20日	91名
	中国・四国 (広島)	1966年2月3～6日	122名
	九州 (大分)	1966年1月27～30日	106名

※原則として各都道府県からの参加は各県15名以内とされていた

なお、スポーツトレーナー 1 級の第 1 回中央講習会は、1967 (昭和 42) 年 3 月に本会講堂で実施され、31 競技団体からスポーツトレーナー 2 級資格保持者 162 名が受講した。

カリキュラム

■創設時／1965 (昭和 40) 年

初回は 2 級 46 時間の講習会が、下記のカリキュラムで実施された。

分 類	科 目	講習時間	中央講習会	ブロック講習会	
				前 期	後 期
1	応用解剖学と運動生理学	7	7	7	0
	体力と測定	3	3	0	3
	発育発達論 (年令と運動)	3	3	0	3
	栄養学	2	2	0	2
2	スポーツ心理学	4	4	2	2
3	トレーニング概論	4	4	2	2
	トレーニング実技	6	6	4	2
4	健康管理と運動衛生	4	4	4	0
	救急法	3	3	0	3
	マッサージ	2	2	0	2
5	スポーツ論	8	8	4	4
合 計		46	46	23	23

※分類 1 = 生理領域、2 = 心理領域、3 = トレーニング領域、4 = 健康管理および運動衛生領域、5 = スポーツ論



その後、改定に伴い以下のとおり講習科目・時間が変遷した。

■講習科目と時間数の変遷(2級)

講習科目	昭和40～42年度		昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度	
	時間数	摘要	時間数	摘要	時間数	摘要	時間数	摘要
解剖生理学	4		6		6		6	
運動生理学	4		4		6		6	
スポーツマンの栄養	2		2		3		3	
発育発達論	3		3		3		3	
スポーツ心理学	4		4		4		4	
健康管理と運動衛生	4		-	※1	-		-	
救急法(内外)	4		7	※2	-	※3	-	
(運動衛生と救急法)	-		-		6		6	
マッサージ実習	2		3		3		3	
体力の測定と評価	3		3		-	※4	-	
トレーニング概論	4		5		5		5	
トレーニング実技	6		6		6		6	
キネシオロジー	-		-		3	※5	3	
テスト	2		2		2		2	

※1 健康管理は1級のスポーツ医事へ統合。運動衛生は2級の救急法に統合

※4 1級のスポーツ統計演習へ統合

※2 1級の救急実習と、2級の運動衛生が統合

※5 新設

※3 運動衛生と救急法に名称変更

■講習科目と時間数の変遷(1級)

講習科目	昭和41～42年度		昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度	
	時間数	摘要	時間数	摘要	時間数	摘要	時間数	摘要
近代スポーツ発達史	2		2		2		2	
環境とスポーツ	3		3		3		3	
疲労と運動	2		2		-	※5	-	
女子の特性	2		2		2		2	
ウォーム・アップ	1		1		2		2	
キネシオロジー	3		3		3		-	※8
スポーツマンの栄養	2		2		2		2	
スポーツ医事(内外)	4		4	※1	4		4	
ドーピング	1		1		2		-	※9
スポーツ社会心理学	2		2		4		3	
スポーツ・カウンセリング	2		2		2		2	
スポーツ統計学	2		-	※2	-		-	
(スポーツ統計演習)	-		2		-	※6	-	
(体力測定とスポーツ統計演習)	-		-		5	※7	7	
トレーニング実技	6		6		6		6	
救急法実習	3		-	※3	-		-	
マッサージ実習	3		-	※4	-		-	
トレーニング処方と実際	-		-		-		2	※10
テスト	2		2		2		2	

※1 2級の健康管理が統合

※6 体力測定とスポーツ統計演習に名称変更

※2 スポーツ統計演習に名称変更

※7 2級の体力の測定と評価が統合

※3 2級へ全面的に統合

※8 2級へ全面的に統合

※4 2級へ全面的に統合

※9 1級のスポーツ医事へ統合

※5 2級の運動生理学へ統合

※10 新設

スポーツ指導員

養成期間 / 1971 (昭和46) 年度～1988 (昭和63) 年度

※ 1977 (昭和52) 年の「公認スポーツ指導者制度」制定後も、継続して養成。有資格者は同制度の「スポーツ指導員」にそのまま移行 (共通教科および専門教科の受講免除) した。

養成実績 / 26,518 名

※ 1988 (昭和63) 年 10 月 1 日時点登録者数

資格創設の背景

東京オリンピック開催は、日本選手団の活躍も手伝い、国民の間にスポーツへの関心・意欲を高めた。さらに高度経済成長に伴う余暇時間の増大により、人々の視線は余暇 (= レジャー) 活動としてのスポーツに集まりはじめた。

1971 (昭和46) 年、本会は「健康で明るい国民生活形成のための国民体力の増強」と「高度な競技力と純粋なスポーツ精神をあわせもつ選手の育成と国際競技を通じての国際親善の促進」を二大目標に定め、「国民総体育」の実現に取り組むメッセージとして打ち出した。そして、地域におけるスポーツグループ(クラブ)の組織化や市民スポーツの技術指導にあたる社会体育指導者を養成すべく「スポーツ指導員」の養成事業をスタートさせた。

対象

中央講習会

- 都道府県体育協会から推薦された者

都道府県講習会

- 地域住民が自発的におこなうスポーツ活動の実際の指導者となる者

1977 (昭和52) 年の「(財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度」制定後は、「主として地域におけるスポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、導入的かつ基礎的なスポーツ技術の指導や、一般的な身体活動の指導をおこない、かつ活動組織の育成・指導に当たる者。指導対象者の性、年齢、経験、運動能力に対応する基礎的な知識と指導技能を身につけ、一応の指導経験を有する者」と定められた。

講習会

中央講習会は、各都道府県における講習会開催の計画・立案の中心的役割を担う指導者を主な対象として、本会が開催。都道府県講習会は、中央講習会の受講者を中心として、都道府県体育協会が実施した(各都道府県200名)。

初年度の中央講習会は東・中・西の3会場でおこなわれ、●各都道府県の講習会計画・立案の中心となる人、●スポーツ指導の中心的役割を持つ人、●各都道府県教育委員会の社会体育担当職員の3名(各都道府県)が参加した。各会場の日程は次ページ上段のとおり。

開催地	会場	期日	受講者数
東地区(北海道、東北、関東、甲信越)	神奈川県立体育センター	1966年3月18～21日	148名
中地区(東海、北陸、近畿)	和歌山県南紀青少年スポーツセンター	1966年2月10～13日	
西地区(中国、四国、九州)	大分県湯布院青少年スポーツセンター	1966年2月24～27日	



カリキュラム

■ 創設時／1971(昭和46)年

中央講習会は〈講義〉、〈実習〉、〈研究協議〉の3つに分け、合計22時間のプログラムで実施された。

I 総論	・わが国と諸外国における体育スポーツの現状と課題
II 健康と体力	・国民体力の現状とこれからの生活と体力づくり
	・体力のとらえ方と運動処方・スポーツ医事
III 市民のための体育・スポーツ	・スポーツグループの育て方(教室の開設と運営)
	・スポーツ施設の整備とその効果的利用
	・スポーツの指導について(初心者や安全確認)
	・実習
IV スポーツ指導員の養成について	・講義と研究協議



コーチ、上級コーチ

養成期間 / 1977 (昭和52) 年度～1988 (昭和63) 年度

養成実績 / コーチ 2,100名
上級コーチ 1,622名

※ 1988 (昭和63) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

「スポーツトレーナー」と「スポーツ指導員」は、それぞれ目的別に養成されており、両者の間に「関係も特にない」(体協時報1975年10月号) 状態であった。1975 (昭和50) 年に発足した国民スポーツ委員会 (笹原正三委員長) は、国民スポーツ振興と競技力向上という本会が掲げる2大目標を達成するための一貫した指導者育成システムの構築に着手。1977 (昭和52) 年、スポーツ活動の多様なニーズに対応するため「(財) 日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定するとともに、あらたな指導者資格の種類と役割を構築した。

対 象

コーチ

スポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導にあたる者。指導対象者の性、年齢、経験、運動能力にそれぞれ対応できる専門的な知識と指導技能を身につけ、相当な指導経験を有する者

上級コーチ

スポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導とスポーツ指導員等の育成・指導にあたるとともに、新たな技術の研究開発や高度な技術指導をもおこない得る者。指導対象者の性、年齢、経験、運動能力および当該スポーツの特性に対応する専門的な知識と高度な指導技能を身につけ、相当な指導経験を有する者

参加資格

コーチ

- ・ 22歳以上の者でスポーツ指導員資格取得後4年以上スポーツ活動を指導している者で都道府県体育協会が推薦する者
- ・ 相当の指導歴と競技歴を有し中央競技団体が特に認めた者
- ・ 体育科系大学生 (4年生以上) で競技団体が認める者
- ・ 中央競技団体が定める条件があれば、その条件も併用する

上級コーチ

- ・ 27歳以上の者でコーチ資格取得後5年以上スポーツ活動を指導している者で中央競技団体が認める者
- ・ 相当の指導歴と競技歴を有し中央競技団体が特に認めた者

- ・中央競技団体が定める条件があれば、その条件も併用する

講習会

コーチ育成コース、上級コーチ育成コースともに、本会と競技団体が一致して中央講習会を実施。初年度となる1977(昭和52)年度は、陸上競技、体操、サッカーなど10競技の受講者を対象とした上級コーチ養成講習会(共通教科)を全国5ブロックで開催した。

ブロック	会 場	期 日
北海道・東北	田沢湖青少年スポーツセンター	1977年9月11～15日
関東・北信越	今市青少年スポーツセンター	1977年9月21～25日
東海・近畿	南紀青少年スポーツセンター	1977年10月31日～11月4日
中国・四国	北条青少年スポーツセンター	1977年9月4～8日
九州	湯布院青少年スポーツセンター	1977年10月16～20日

※原則として1競技団体からは50名程度、各都道府県からは各県1名の参加とされていた

カリキュラム

■創設時／1977(昭和52)年

共通教科40時間、専門教科40時間(計80時間)

■共通教科カリキュラム(抜粋)

I. トレーニングの科学

序 トレーニングとディトレーニング(トレーニングとは)

1. 身体運動の基礎知識
2. 運動に伴う身体機能の一時的変化
3. トレーニングに伴う身体機能の適応
4. トレーニング処方の基本原理
5. 各種トレーニング法
6. トレーニング効果の評価のための方法と基準
7. トレーニングと休養・栄養
8. トレーニング計画の立案と原則

II. スポーツ医学

1. スポーツマンの健康管理
2. スポーツマンの病気
3. スポーツ外傷とスポーツ障害
4. スポーツと救急処置
5. スポーツと医学持論

III. スポーツ人間学

1. コーチングの心理学
2. スポーツの社会学



資格移行

・スポーツトレーナー2級資格保有者

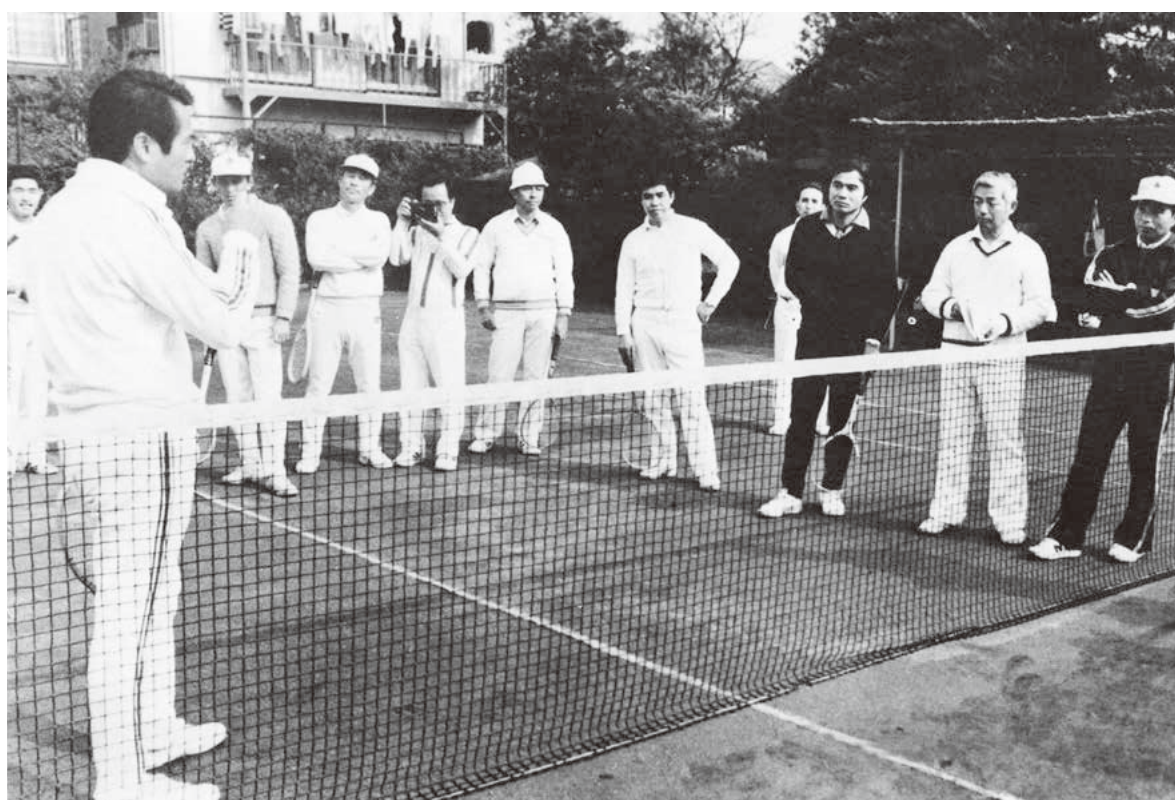
新制度の「コーチ」へ移行を希望する者は、「コーチ」資格取得に必要な共通教科の受講が免除され、加盟競技団体が定める専門教科を履修すれば「コーチ」もしくは「上級コーチ」の資格を取得できると定められた。また専門教科の履修についても、各競技団体と協議の上、優遇措置が講じられるよう配慮された。

・スポーツトレーナー1級資格保有者

新制度の「コーチ」へ移行を希望する者は、「コーチ」ならびに「上級コーチ」資格取得に必要な共通教科の受講が免除され、加盟競技団体が定める専門教科を履修すれば「コーチ」もしくは「上級コーチ」の資格を取得できると定められた。また専門教科の履修についても、各競技団体と協議の上、優遇措置が講じられるよう配慮された。(下表参照)

■ 本会育成の有資格指導者の移行措置(教科免除の一覧)

新種別 既得資格者	スポーツ指導員		コーチ		上級コーチ		トレーナー	
	共通教科	専門教科	共通教科	専門教科	共通教科	専門教科	共通教科	専門教科
スポーツ指導員	新種別へ移行 (両科目の受講免除)							
スポーツトレーナー(2級)			免除				免除	
スポーツトレーナー(1級)			免除		免除		免除	



スポーツドクター

養成期間 / 1982 (昭和57) 年度～

養成実績 / 5,656名

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

1964 (昭和39) 年の東京オリンピック開催は、競技力向上を図るうえでスポーツと医・科学との距離を縮める契機となった。また、国民のスポーツに対する意欲・関心の高まりにともない、一般市民のスポーツと健康面に関する医・科学のサポートも期待されるようになってきた。本会のスポーツ科学委員会 (黒田善雄委員長) は、1977 (昭和52) 年からおこなわれてきたスポーツ関係臨床医による相互研修会を基盤として1982 (昭和57) 年、「スポーツドクター制度」の創設にこぎつけた。これにより、臨床医の資質向上とスポーツの現場での活用が促進されることとなった。

参加資格

■創設時 / 1982 (昭和57) 年

日本国の医師免許を有し、かつ日本体育協会または日本体育協会加盟団体より推薦された者

■現在 / 2015 (平成27) 年

受講開始年度の4月1日時点で日本国の医師免許を4年以上有し、かつ原則として、日本体育協会あるいは日本体育協会加盟 (準加盟) 団体より推薦され日本体育協会が認めた者

講習会

講習会は、スポーツドクター養成委員会が企画・立案する開催要項にもとづき実施。当初は年1回のみの開催だったが、受講希望者の増加に伴い、中央講習会のほか、東、中、西のブロック別に実施されるようになった。第1回講習会は、1983 (昭和58) 年1月14～16日の3日間にわたりおこなわれ、34名がスポーツドクターとして認定された。なお、上述の「スポーツ関係臨床医相互研修会」に1977 (昭和52) 年以降参加し、要件を満たした者は、同制度によって養成されたものとみなされた。

なお、現在は基礎科目を修了した翌年度以降に応用科目を受講するため (同時の受講は認められない)、スポーツドクターとして認定されるには最低2年が必要。

カリキュラム

■創設時／1982(昭和57)年

カテゴリー	カリキュラム	単位数
1	A. スポーツ生理学(含、生化学)	
	(1) 神経、筋	1
	(2) 呼吸	1
	(3) 循環	1
	(4) 内分泌、代謝	1
2	B. トレーニング概論(含、方法論)	2
	C. スポーツバイオメカニクス概論	1
	D. 体力測定とエルゴメトリー、運動処方	1
	小 計	8
3	A. スポーツと年齢	
	(1) 発育期	1
	(2) 中高年齢期	1
	B. スポーツと女性	1
	C. スポーツと栄養・食事	1
4	D. スポーツと安全対策(障害予防)	1
	E. スポーツと薬物	1
	F. スポーツ心理	1
	小 計	7
5	A. メディカルチェックと健康管理	1
	B. スポーツによる内科的障害 (1) スポーツ心(含、心電図)	1

カテゴリー	カリキュラム	単位数
1	(2) 内因性突然死	1
	(3) 内科的疾患とスポーツ	2
	C. スポーツ外傷とスポーツ障害	
	(1) 頭部外傷	1
	(2) 顔面外傷	1
2	(3) 脊髄、脊柱	1
	(4) 上肢	1
	(5) 下肢	1
	D. 運動療法	
	(1) 運動器障害	2
3	(2) 内科疾患とスポーツ	2
	E. 現場における処置	
	(1) 内科的処置	1
	(2) 外科的処置	1
	(3) スポーツマッサージ	1
4	(4) テーピング	1
	小 計	18
5	トピックス(例)	
	(1) プライマリケアとスポーツ医学	
	(2) 健康とスポーツ	
	(3) 記録の限界	
	(4) 疾患予防とスポーツ	
合 計		33

備考：1単位は90分の講習時間とする

有資格者インタビュー

Interview



土肥 美智子さん

スポーツドクター
※2002(平成14)年
資格取得

「より良い状態で競う」をサポート

「スポーツドクター」と「ドクター」は、医療のベーシックな部分でおこなうべき仕事にはほとんど違いはありません。ただ、選手やコーチ、トレーナー、スタッフなど異分野の人たちとチームを組んで行動するため、より協調性やコミュニケーション力が問われます。その意味で、コーチやアスレティックトレーナー、スポーツ栄養士などと同様に、日本体

育協会がスポーツドクターを養成することはとても大きな意義があると考えています。例えば私がコーチ養成講習会の講師としてスポーツ医学の最新の動向をお話ししたり、逆にドクターのカリキュラムの中にトレーニング理論を取り入れることで、より現場の役に立つサポートが可能になることもあります。

私がスポーツ医学を志した1991(平成3)年当時は、整形外科や生理学が主な仕事。いまは予防医学、コンディショニングへとシフトし、「出ることに意義がある」から「良い状態が出る」という時代を迎えています。選手たちがケガや病気を訴えることなく無事に大会で実力を発揮できることが、私たちの最大の成功。誰も気づいてはくれませんが、それがこの仕事の醍醐味でもあるんです。

(国立スポーツ科学センター メディカルセンター副主任研究員)

■ 現在／2015(平成27)年

基礎科目：25単位(25時間)

カテゴリー	カリキュラム		時間
基礎	①	スポーツ医学概論	1h
	②	神経・筋の運動生理とトレーニング効果	1h
	③	呼吸・循環系の運動生理とトレーニング効果	1h
	④	内分泌・代謝系の運動生理とトレーニング効果	1h
	⑤	運動と栄養・食事・飲料	1h
	⑥	女性と運動	1h
	⑦	発育期と運動ー小児科系	1h
	⑧	中高年者と運動ー内科系	1h
	⑨	発育期と運動ー整形外科系	1h
	⑩	中高年者と運動ー整形外科系	1h
	⑪	メンタルヘルスと運動	1h
	⑫	運動のためのメディカルチェックー内科系	1h
	⑬	運動のためのメディカルチェックー整形外科系	1h
	⑭	運動と内科的障害(急性期・慢性期)	1h
	⑮	スポーツによる外傷と障害(1)ー上肢	1h
	⑯	スポーツによる外傷と障害(2)ー下肢	1h
	⑰	スポーツによる外傷と障害(3)ー脊椎・体幹	1h
	⑱	スポーツによる外傷と障害(4)ー頭部	1h
	⑲	運動負荷試験と運動処方の基本	1h
	⑳	運動療法とリハビリテーションー内科系疾患	1h
	㉑	運動療法とリハビリテーションー運動器疾患	1h
	㉒	ドーピング防止	1h
	㉓	障害者とスポーツ	1h
	㉔	保健指導	1h
	㉕	スポーツ現場での救急処置	1h
			25h

応用科目：27単位(27時間)

カテゴリー	カリキュラム		時間
応用	㉖	スポーツと環境44	1h
	㉗	スポーツによる精神的障害	1h
	㉘	メンタルトレーニング(神経系のトレーニング)	1h
	㉙	筋力トレーニングの理論と実際	1h
	㉚	持久性トレーニング	1h
	㉛	スポーツバイオメカニクス	1h
	㉜	アスリートの体力評価	1h
	㉝	スポーツによる内科的障害	1h
	㉞	循環器疾患とスポーツ	1h
	㉟	呼吸器疾患とスポーツ	1h
	㊱	腎・肝・消化器疾患とスポーツ	1h
	㊲	スポーツ外傷・障害の最新情報(1)ー脊柱・骨盤・大腿	1h
	㊳	スポーツ外傷・障害の最新情報(2)ー肩	1h
	㊴	スポーツ外傷・障害の最新情報(3)ー肘・手関節・手指	1h
	㊵	スポーツ外傷・障害の最新情報(4)ー膝	1h
	㊶	スポーツ外傷・障害の最新情報(5)ー下腿・足関節・足部	1h
応用	㊷	スポーツ外傷・障害の最新情報(6)ーその他の外科的疾患	1h
	㊸	アスレティック・リハビリテーション	1h
	㊹	アスリートの健康管理の実際	1h
	㊺	ドーピング・コントロールの実際	1h
	㊻	大会救護と救急医療	1h
	㊼	競技と安全対策	1h
	㊽	テーピング・ブレース	1h
	㊾	スポーツと海外遠征	1h
	㊿	スポーツと歯科	1h
	51	スポーツと眼科	1h
	52	スポーツとアレルギー疾患	1h
			27h

C 級スポーツ指導員、B 級スポーツ指導員、A 級スポーツ指導員

育成期間 / 1988 (昭和63) 年度～2004 (平成16) 年度

育成実績 / 79,167 名 (C 級スポーツ指導員 61,195 名、B 級スポーツ指導員 13,615 名、A 級スポーツ指導員 4,357 名)

※ 2004 (平成16) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

前項で紹介した通り、1988 (昭和63) 年の公認スポーツ指導者制度改定により、従来のスポーツ指導員に相当する資格は、コーチ資格と同じ「競技別資格」に分類され、「地域スポーツ指導者」として地域においてスポーツ指導にあたる役割が期待された。また資格の種類についても、コーチ資格と同様、領域別に C 級から A 級までの3段階に区分されることとなった。※ 1988 (昭和63)～2004 (平成16) 年度まで文部大臣の事業認定

対 象

C 級スポーツ指導員

地域のスポーツクラブやスポーツ教室における競技別の基礎的、導入的な技術指導等にあたる者

B 級スポーツ指導員

地域のスポーツクラブの育成、運営の指導と、競技別スポーツ技術の専門的指導およびスポーツ大会等諸行事の企画、運営等にあたる者

A 級スポーツ指導員

地域スポーツ組織の育成、運営の指導助言と、C 級スポーツ指導員の育成・指導等にあたる者

参加資格

C 級スポーツ指導員

- ・ 満20歳以上の者

B 級スポーツ指導員

- ・ 原則として C 級スポーツ指導員資格取得後3年以上の指導実績を有する者で、満23歳以上の者

A 級スポーツ指導員

- ・ 原則として B 級スポーツ指導員資格取得後5年以上の指導実績を有する者

講習会

C 級、B 級、A 級スポーツ指導員の養成講習会は、それぞれ国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業の「初級」「中級」「上級」講習会として、本会と本会加盟競技団体の共催で開催。コーチ資格と同様に、「共通科目」と「専門科目」に分けて実施した。講習形態については、共通科目は原則として都道府県体育協会が、

専門科目は都道府県競技団体がそれぞれ主管して集合講習により実施した（共通科目は1996〈平成8〉年から全面通信教育導入）。1988（昭和63）年度は、陸上競技、スキー、ボート（漕艇）、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、卓球、バドミントン、ラグビーフットボール、なぎなたの10競技を対象に24都道府県でC級スポーツ指導員の養成講習会がおこなわれ、730名が受験。そのうち638名の修了が認められた。

カリキュラム

■創設時／1989（平成元）年

C級スポーツ指導員

共通科目 40時間、専門科目 40時間（計80時間）

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	4
	スポーツ心理学	4
	スポーツ経営学	4
	スポーツ生理学	14
	スポーツ医学	6
	スポーツ指導論	6
	地域におけるスポーツ行政	2
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	8
	実技	24
	指導実習	8



B級スポーツ指導員

共通科目 40時間、専門科目 40時間（計80時間）

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	4
	スポーツ心理学	6
	スポーツ経営学	6
	スポーツ生理学	10
	スポーツ医学	8
	スポーツ指導論	4
	地域におけるスポーツ行政	2
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	8
	実技	24
	指導実習	8



A級スポーツ指導員

共通科目 40時間、専門科目 40時間（計80時間）

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	8
	スポーツ心理学	6
	スポーツ経営学	6
	スポーツ生理学	4
	スポーツ医学	6
	スポーツ指導論	6
	地域におけるスポーツ行政	4
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	8
	実技	24
	指導実習	8



制度改定にともなう資格移行

・スポーツ指導員資格保有者

本会が主催し、各都道府県体育協会の主管する資格移行講習会（6時間）を受講し、所定の資格移行申請書

を、各都道府県体育協会を経て本会へ提出した者は、中央競技団体および本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査によりC級スポーツ指導員へ移行できるものとした。また、下記の条件に該当する者で、中央競技団体および本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査で認められた者に限り、B級スポーツ指導員資格移行講習会の受講により、B級スポーツ指導員へ移行できるものとした。

●既存のスポーツ指導員資格取得後10年以上、年齢満35歳以上で、その指導活動実績が特に顕著として、所属都道府県体育協会が推薦した者

●C級スポーツ指導員資格移行後、1年以上を経ている者

・スポーツトレーナー 2級

特にスポーツ指導員への移行を希望する者は、所定の資格移行申請書を、各都道府県体育協会を経て本会へ提出し、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査によりC級スポーツ指導員の共通科目課程の講習および試験のすべてが免除された。

・スポーツトレーナー 1級

特にスポーツ指導員への移行を希望する者は、所定の資格移行申請書を、各都道府県体育協会を経て本会へ提出し、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査によりC級およびB級スポーツ指導員の共通科目課程の講習および試験のすべてが免除された。(下表参照)

移行資格 既存資格	C級スポーツ指導員		B級スポーツ指導員		A級スポーツ指導員	
	共通科目	専門科目	共通科目	専門科目	共通科目	専門科目
スポーツ指導員	補講(6h)	免除	特定の者免除	特定の者免除	—	—
スポーツトレーナー 2級	免除	—	—	—	—	—
スポーツトレーナー 1級	免除	—	免除	—	—	—

※「特定の者免除」とは、実績が特に顕著として加盟団体が推薦し、本会スポーツ指導者育成専門委員会が認める者

※「講習免除」は、試験のみを受験する



C 級コーチ、B 級コーチ、A 級コーチ

育成期間	／1988 (昭和63) 年度～2004 (平成16) 年度
育成実績	／11,449 名 (C 級 コーチ 8,177 名、B 級 コーチ 2,498 名、A 級 コーチ 774 名)
※ 2004 (平成16) 年10月1日時点登録者数	

資格創設の背景

文部省(当時)の保健体育審議会は、1983(昭和58)年に設置された「社会体育指導者資格付与制度に関する小委員会」での審議を重ね、1986(昭和61)年、「社会体育指導者の資格付与制度について」を建議。民間団体がおこなう社会体育指導者養成事業で、一定の基準に達したものを文部大臣が認定・告示することとなった。この背景には、一般のスポーツ実施者の増加およびニーズの多様化と、これに対応する質の高い指導者を求める声が高まってきたという社会状況がある。本会ではかかる制度に対応した指導者を養成すべく、1988(昭和63)年に公認スポーツ指導者制度を改定(同年8月24日施行)。従来のスポーツ指導員、コーチに相当する資格を「競技別指導者」として総称し、領域別にC級からA級までの3段階に区分した。その他、国の制度とは別に、各競技において社会的にも認められる特に優れた指導者については「マスターコーチ」として認定することとした。※1988(昭和63)～2004(平成16)年度まで文部大臣の事業認定

対 象

C 級コーチ

競技別スポーツ技術についての基礎的、専門的指導と活動組織の育成指導等にあたる者

B 級コーチ

競技別スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導および選手の特性にに応じた競技力向上の指導等にあたる者

A 級コーチ

新たな技術の研究開発と高度な技術指導、諸外国の競技力の分析と新たな戦術、戦法の研究開発、C 級コーチの育成・指導等にあたる者

マスターコーチ

当該競技において指導者として資質・能力が特に優れ競技別指導者の育成・指導等にあたる者。かつ年齢50歳以上の者

参加資格

C 級コーチ

満22歳以上の者で、次の事項に該当の上、各当該事業認定中央競技団体が認めた者

- ・相当の指導実績または競技歴を有し、都道府県競技団体が推薦した者

- ・ 相当な指導実績と競技歴を有し、将来我が国の中心的指導者になり得る者として当該中央競技団体が特に指名した者

B 級コーチ

- ・ 原則としてC級コーチ資格取得後3年以上の指導実績を有する者で、各当該事業認定中央競技団体が認めた者

A 級コーチ

- ・ 原則としてB級コーチ資格取得後5年以上の指導実績を有する者で、当該事業認定中央競技団体が特に認めた者

講習会

C 級、B 級、A 級コーチの養成講習会は、それぞれ国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業の「初級」「中級」「上級」講習会として、本会と本会加盟競技団体の共催で開催。すべての指導者が共通して学ぶべき「共通科目」と各競技の特性に応じた基礎理論や実技等を学ぶ「専門科目」に分けて実施した。このうち本会がおこなう共通科目については、前期・後期2回の集合講習、6か月の通信教育を通じて検定・審査がなされた。C 級コーチの第1回養成講習会は1988(昭和63)年11月から、初年度に認定された8競技団体のうち、陸上競技、テニス、バレーボール、バドミントン、ラグビーフットボール、なぎなたの6競技で実施。なおB 級コーチは1990(平成2)年度から、A 級コーチは1993(平成5)年から養成講習会がスタートした。

カリキュラム

■ 創設時／1989(平成元)年

C 級コーチ

共通科目 158 時間、専門科目 350 時間(計 508 時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	12
	スポーツ心理学	16
	トレーニング科学	64
	スポーツ医学	36
	スポーツと栄養	8
	スポーツ指導論	14
	研究協議等	8
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	50
	実技	260
	指導実習	40



B 級コーチ

共通科目 84 時間、専門科目 175 時間(計 259 時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	12
	スポーツ心理学	16
	トレーニング科学	18
	スポーツ医学	18
	スポーツと栄養	4
	スポーツ指導論	8
	研究協議等	8
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	30
	実技	105
	指導実習	40



A 級コーチ

共通科目 84 時間、専門科目 175 時間（計 259 時間）

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	12
	スポーツ心理学	16
	トレーニング科学	20
	スポーツ医学	20
	スポーツと栄養	4
	スポーツ指導論	4
	研究協議等	8
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	30
	実技	105
	指導実習	40



制度改定にともなう資格移行

・コーチ資格保有者

所定の資格移行申請書を、中央競技団体を経て本会へ提出した者は、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査により C 級コーチへ移行できるものとした。また、実績が特に顕著として中央競技団体が推薦した者については、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査によって B 級コーチへの移行が認められた。

・上級コーチ資格保有者

所定の資格移行申請書を、中央競技団体を経て本会へ提出した者は、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査により B 級コーチへ移行できるものとした。また、実績が特に顕著として中央競技団体が推薦した者については、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査によって認められた者に限り、A 級コーチへ移行できるものとした。

・スポーツトレーナー 2 級

所定の資格移行申請書を、中央競技団体を経て本会へ提出した者は、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査により C 級コーチの共通科目課程の講習が免除された。

・スポーツトレーナー 1 級

所定の資格移行申請書を、中央競技団体を経て本会へ提出した者は、本会スポーツ指導者育成専門委員会の審査により C 級コーチの共通科目課程の講習および試験のすべてが免除された。（下表参照）

移行資格 既存資格	C 級コーチ		B 級コーチ		A 級コーチ	
	共通科目	専門科目	共通科目	専門科目	共通科目	専門科目
コーチ	免除	免除	特定の者免除	特定の者免除	—	—
上級コーチ	免除	免除	免除	免除	特定の者免除	特定の者免除
スポーツトレーナー 2 級	講習免除	—	—	—	—	—
スポーツトレーナー 1 級	免除	—	—	—	—	—

※「特定の者免除」とは、実績が特に顕著として加盟団体が推薦し、本会スポーツ指導者育成専門委員会が認める者

※「講習免除」は、試験のみを受験する

C 級教師、B 級教師、A 級教師

育成期間 / 1990 (平成2) 年度～2004 (平成16) 年度

育成実績 / 4,389 名 (C 級教師 3,090 名、B 級教師 724 名、A 級教師 575 名)

※ 2004 (平成16) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

1988 (昭和63) 年の公認スポーツ指導者制度改定にあたり、従来から本会で養成されていた「コーチ」「スポーツ指導員」と異なり、水泳やスキーといった商業スポーツ施設の指導者養成については、関係団体のみが実施するという考え方も一部にはあった。しかし、理事会内に設けられた「社会体育指導者資格付与制度に関するプロジェクト」(座長：堤義明副会長) で協議を重ねた結果、商業スポーツ施設の指導者も含めた3つの領域すべてを本会および加盟団体に一元化すべきとの結論に至り、各競技団体と一本化に向け調整を図った。その結果、1990 (平成2) 年5月23日、水泳、スキー、テニスの3競技が事業認定を受け、「教師」の資格名称の下で養成がスタート (その後、スケート、エアロビック、ゴルフも事業認定団体に追加)。これにより、現在につながる3種類の競技別資格のすべてが整った。※1990 (平成2) ～2004 (平成16) 年度まで文部大臣の事業認定

対 象

C 級教師

主として、商業スポーツ施設において職業としてスポーツの指導をする者で、競技別スポーツ技術についての専門的指導と各種事業の企画・運営などにあたる者

B 級教師

主として、商業スポーツ施設において職業としてスポーツの指導をする者で、競技別スポーツ技術についての専門的指導と、個々の指導対象者の目的に応じたプログラムの企画・立案にあたる者

A 級教師

主として、商業スポーツ施設において職業としてスポーツの指導をする者で、競技別スポーツ技術についての専門的指導と施設の経営管理、C 級教師の育成指導、地域スポーツ組織との連携等にあたる者

参加資格

C 級教師

- ・満20歳以上で、商業スポーツ施設において指導にあたっている者およびこれから指導者になろうとする者

B 級教師

- ・原則として、C 級教師資格取得後3年以上の指導実績を有する者

A 級教師

- ・原則として、B 級教師資格取得後5年以上の指導実績を有する者

講習会

C級、B級、A級教師の養成講習会は、それぞれ国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業の「初級」「中級」「上級」講習会として、本会と本会加盟競技団体の共催で開催した。事業認定後、当面の間は各競技団体で養成された既存資格保有者の資格移行が優先され、1990(平成2)年度は全国7会場でC級教師の資格移行講習会を実施。第1期認定者は1,717名(水泳803名、スキー757名、テニス157名)を数えた。

カリキュラム

■創設時／1989(平成元)年

C級教師

共通科目300時間、専門科目700時間(計1,000時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	40
	スポーツ心理学	34
	スポーツ経営学	30
	スポーツ生理学	70
	スポーツ医学	36
	スポーツと栄養	12
	スポーツ指導論	40
	施設の経営・管理	18
	指導対象者へのサービスに関する知識	12
	地域におけるスポーツ行政	4
	研究協議	4
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	100
	実技	520
	指導実習	80

B級教師

共通科目150時間、専門科目350時間(計500時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	12
	スポーツ心理学	16
	スポーツ経営学	14
	スポーツ生理学	30
	スポーツ医学	16
	スポーツと栄養	4
	スポーツ指導論	20
	施設の経営・管理	24
	指導対象者へのサービスに関する知識	6
	地域におけるスポーツ行政	4
	研究協議	4
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	60
	実技	210
	指導実習	80

A級教師

共通科目150時間、専門科目350時間(計500時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	16
	スポーツ心理学	22
	スポーツ経営学	20
	スポーツ生理学	10
	スポーツ医学	20
	スポーツと栄養	10
	スポーツ指導論	12
	施設の経営・管理	24
	指導対象者へのサービスに関する知識	8
	地域におけるスポーツ行政	4
	研究協議	4
専門科目	種目の特性に応じた基礎理論	60
	実技	210
	指導実習	80



制度改定にともなう資格移行

本会加盟中央競技団体が養成し資格認定した指導者で、現に商業スポーツ施設において職業として指導活動に従事している者は、補講講習を受講することによりC級教師もしくはB級教師への移行が認められた。

〈C級教師移行講習会への参加資格〉

満20歳以上で、当該中央競技団体の定める資格を有し、現に商業スポーツ施設において指導している者

〈B級教師移行講習会への参加資格〉

C級教師資格移行者で、当該中央競技団体が活動実績が顕著であると認めた者

スポーツプログラマー 1 種 (スポーツプログラマー)、 スポーツプログラマー 2 種 (フィットネストレーナー)

1 種

育成期間 / 1992 (平成 4) 年度～

※ 2005 (平成 17) 年の制度改定後も「スポーツプログラマー」として養成

育成実績 / 3,718 名 ※ 2015 (平成 27) 年 10 月 1 日時点登録者数

2 種

育成期間 / 1992 (平成 4) 年度～ 2004 (平成 16) 年度

※ 2005 (平成 17) 年の制度改定後も制度上「フィットネストレーナー」として残されたが、新規養成は行っていない

育成実績 / 1,065 名 ※ 2004 (平成 16) 年 10 月 1 日時点登録者数

資格創設の背景

1988 (昭和 63) 年 1 月の文部省告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」において事業認定された資格は「スポーツ指導員」「コーチ」「教師」の「競技別指導資格」のみであった。しかしスポーツニーズの多様化に伴い、文部省 (当時) は同年 6 月に告示を改正。運動・スポーツに取り組む人に対して、相談、スポーツプログラムの提供や実技指導をおこなう「スポーツプログラマー」資格を追加した。当初、地域のスポーツクラブで指導にあたる 1 種については日本体育施設協会が、商業スポーツ施設で指導にあたる 2 種については日本健康スポーツ連盟および日本スポーツクラブ協会が事業認定を受けていたが、講習の効率等に鑑み、1 種については 1992 (平成 4) 年から、2 種については翌 1993 (平成 5) 年から当該団体との協同認定事業として実施することとなった。なお、1999 (平成 11) 年に 1 種は「スポーツプログラマー」、2 種は「フィットネストレーナー」へと名称変更された。※ 1992 (平成 4)～2004 (平成 16) まで文部大臣の事業認定

対 象

スポーツプログラマー 1 種

主に地域において、各年齢層の住民に対し適切なスポーツ活動ができるよう相談及び指導・助言をおこなう者

スポーツプログラマー 2 種

主として、商業スポーツ施設において、スポーツ活動を行う者に対する相談及び指導補助をおこなうとともに、各種トレーニングの基本指導等を職業としておこなう者

参加資格

スポーツプログラマー 1 種

- ・受講する年の 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の者

スポーツプログラマー 2種

・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者

講習会

1種は日本体育施設協会、2種は日本健康スポーツ連盟、日本スポーツクラブ協会との共催でおこない、本会が共通科目講習会を担当した。1種に関しては共通科目80時間をⅠ期(40時間)とⅡ期(40時間)に分け、集合講習会の形で講習会を実施(Ⅰ期については1996(平成8)年より全面通信教育を導入)。2種については共通科目300時間をⅠ～Ⅳ期の集合講習と通信教育に区分しておこなった。

カリキュラム

スポーツプログラマー 1種

■ 創設時／1992(平成4)年

共通科目80時間、専門科目80時間(計160時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	8
	スポーツ心理学	10
	スポーツ経営学	10
	スポーツ生理学	24
	スポーツ医学	14
	スポーツ指導論	10
	地域におけるスポーツ行政	4
専門科目	スポーツ相談に関する基礎理論	6
	運動と健康	6
	体力診断の理論	8
	スポーツプログラミング理論	8
	運動・スポーツの基礎理論	6
	実技	34
	指導実習	12

■ 現行／2015(平成27)年

共通科目70時間、専門科目63時間(計133時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目Ⅰ	文化としてのスポーツ	3.75
	指導者の役割Ⅰ	5
	トレーニング論Ⅰ	3.75
	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ	7.5
	スポーツと栄養	2.5
	指導計画と安全管理	3.75
	ジュニア期のスポーツ	5
共通科目Ⅱ	地域におけるスポーツ振興	3.75
	社会の中のスポーツ	5
	スポーツと法	5
	スポーツの心理Ⅰ	7.5
	スポーツ組織の運営と事業	10
専門科目	対象に合わせたスポーツ指導	7.5
	運動と健康	1
	フィットネス・エクササイズの理論と実際	26
	フィットネス・エクササイズと健康管理	8
	体力測定と評価	6
	フィットネスプログラムの実際	16
	スポーツ相談の実際	6

スポーツプログラマー 2種

共通科目300時間、専門科目350時間(計650時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	40
	スポーツ心理学	34
	スポーツ経営学	30
	トレーニング科学	70
	スポーツ医学	36
	スポーツと栄養	12
	スポーツ指導論	40
	施設の経営管理	18
	指導対象者へのサービスに関する知識	12
	地域におけるスポーツ行政	4
	研究討議等	4
専門科目	スポーツ相談に関する基礎理論	350
	運動と健康	
	体力診断の理論	
	スポーツプログラミング理論	
	運動・スポーツの基礎理論	
	実技	
	指導実習	



少年スポーツ指導員、 少年スポーツ上級指導員

育成期間 / 1992 (平成4) 年度～2004 (平成16) 年度

育成実績 / 3,704名 (少年スポーツ指導員 3,245名、少年
スポーツ上級指導員 459名)

※ 2004 (平成16) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

1988 (昭和63) 年の公認スポーツ指導者制度改定における目的の一つには、「スポーツドクター制度、スポーツ少年団指導者制度など、別々に制度化されていた指導体制を一元的に網羅し、相互の連携を密接に保ちながら役割に応じた活動を促進する」ことがあった。1992 (平成4) 年、文部大臣認定「社会体育の知識・技能審査事業」の新たな領域として「少年スポーツ指導者」が設けられたことを契機に、本会では公認スポーツ指導者制度の一部を改訂し、「少年スポーツ指導員」「少年スポーツ上級指導員」資格を創設。従来スポーツ少年団で実施されてきた指導者育成制度との整合性を持たせつつ、より一層の活動促進を図ることとした。

※ 1992 (平成4) ～2004 (平成16) 年度まで文部大臣の事業認定

対 象

少年スポーツ指導員

地域において、スポーツ活動を実施している少年スポーツクラブやグループで少年期 (発育発達期) における適切な活動のための運動プログラムの提供と基礎的指導・助言ならびに、少年スポーツクラブの育成・運営のための基礎的指導・助言をおこなう者

少年スポーツ上級指導員

地域において、スポーツ活動を実施している少年スポーツクラブやグループで少年期 (発育発達期) における適切な活動のための運動プログラムの開発・提供と専門的指導・助言、少年スポーツ組織の育成運営のための指導・助言ならびに少年スポーツ指導員の育成指導をおこなう者

参加資格

少年スポーツ指導員

- ・ 受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者
- ・ 地域においてスポーツ活動を実施している少年スポーツクラブやグループで実際の指導にあたっている指導者及びこれから指導者になろうとする者

少年スポーツ上級指導員

- ・ 原則として、少年スポーツ指導員資格取得後3年以上 (指導実績等により短縮されることがある) の指導実績を有する者。ただし、大学の体育学関係の学部、学科または教育系大学 (学部) の体育専攻等を卒業し

た者にあつては、少年スポーツ指導員資格取得後1年を経ての受講を認めることができるが、受講を開始する年の4月1日現在、満23歳以上の者とする

講習会

講習はそれぞれ共通科目40時間、専門科目40時間以上が義務づけられた。「少年スポーツ指導員」の共通科目については、同じカリキュラムで運営されている「C級スポーツ指導員養成講習会」を受講することとした(都道府県体育協会主管)。また専門科目は、スポーツ少年団が養成する「日本スポーツ少年団認定育成員」の養成講習会と兼ねて、本会が直接開催するものとした。また少年スポーツ上級指導員については、共通科目は同じカリキュラムで運営されている「スポーツプログラマー1種」または「B級スポーツ指導員」の養成講習会を受講することとした。

カリキュラム

■ 創設時／1992(平成4)年

少年スポーツ指導員

共通科目40時間、専門科目40時間(計80時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	4
	スポーツ心理学	4
	スポーツ経営学	4
	スポーツ生理学(含、実習)	14
	スポーツ医学(含、実習)	6
	スポーツ指導論	6
	地域におけるスポーツ行政	2
専門科目	少年育成の基礎理論	6
	少年スポーツの育成論	4
	少年スポーツ指導の基礎理論	10
	実技	14
	指導実習	6

※カリキュラムは1992(平成4)年度のもの



少年スポーツ上級指導員

共通科目40時間、専門科目40時間(計80時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	社会体育概論	4
	スポーツ心理学	6
	スポーツ経営学	6
	スポーツ生理学(含、実習)	10
	スポーツ医学(含、実習)	8
	スポーツ指導論	4
	地域におけるスポーツ行政	2
専門科目	少年育成の基礎理論	6
	少年スポーツの育成論	4
	少年スポーツ指導の基礎理論	10
	実技	10
	指導実習	10

※カリキュラムは1992(平成4)年度のもの



制度改定にともなう資格移行

・日本スポーツ少年団認定育成員資格保有者

日本スポーツ少年団が養成する認定育成員の資格保有者は、制度開始から5年間の時限措置により、合宿形式の補講講習会を受講することで「少年スポーツ指導員」の養成課程修了者とみなされることとした。



アスレティックトレーナー

育成期間 / 1994 (平成6) 年度～

※文部大臣認定事業は1998 (平成10) 年から。2005 (平成17) 年の制度改定後も継続して養成

育成実績 / 2,623名 ※2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

1980年代半ばになり、国内でもアスリートのコンディショニングにかかわる「トレーナー」の役割への関心は高まりつつあったが、スポーツの現場でトレーナーとして活動する者のバックグラウンドは鍼灸師、柔道整復師、アメリカなど国外の資格保有者などさまざまであり、「トレーナー」という職域は確立されていなかった。本会では1994 (平成6) 年に「アスレティックトレーナー」の育成をスタート。その役割と位置づけを明確に定め、トレーナーの認知および資質の向上を図ることとした。なお、この事業は1998 (平成10) 年、文部大臣が認定する「社会体育指導者の知識・技能審査事業」の認定を受けた。※1994 (平成6) ～2004 (平成16) 年度まで文部大臣の事業認定

対 象

スポーツドクターおよびコーチとの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の応急処置、リハビリテーションおよび体力トレーニング、コンディショニング等を担当する者

参加資格

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者
- ・本会加盟団体、または本会が特に認める国内統轄競技団体が推薦し、本会が認めた者

講習会

事業開始から2年間は、すでにトレーナーとして本会加盟団体やプロスポーツで活動している者を対象に特別講習会を実施し、271名を認定。本格的な養成講習会は1996 (平成8) 年からスタートした。共通科目 (228時間) については、公認C級およびB級コーチの共通科目カリキュラムを前期・後期に分け受講。専門科目は3回の集合講習会を受講したうえで理論試験と実技試験がおこなわれた。

アスレティックトレーナーにはコーチやスポーツ指導員のような上級の資格はないが、一定の基準を満たし、本会指導者育成専門委員会承認された者には「アスレティックトレーナーマスター」の称号が与えられた。



カリキュラム

■創設時／1994(平成6)年

共通科目 228時間、専門科目 136時間(計364時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目	スポーツ社会学	28
	スポーツ心理学	28
	トレーニング科学	61
	スポーツ医学	56
	スポーツと栄養	12
	スポーツ指導論	26
	地域におけるスポーツ行政	6
	研究協議等	11
専門科目	アスレティックトレーナーの役割	6
	トレーニング科学	8
	スポーツ医学	18
	スポーツと食事	10
	救急法実習	22
	アスレティックリハビリテーション	20
	テーピング実習	16
	コンディショニング実習	24
	ドーピング・コントロール	6
	現場における安全確保	6

■現行／2015(平成27)年

共通科目 152.5時間、専門科目 600時間(計752.5時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
共通科目Ⅰ	文化としてのスポーツ	3.75
	指導者の役割Ⅰ	5
	トレーニング論Ⅰ	3.75
	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ	7.5
	スポーツと栄養	2.5
	指導計画と安全管理	3.75
	ジュニア期のスポーツ	5
	地域におけるスポーツ振興	3.75
共通科目Ⅱ	社会の中のスポーツ	5
	スポーツと法	5
	スポーツの心理Ⅰ	7.5
	スポーツ組織の運営と事業	10
	対象に合わせたスポーツ指導	7.5
共通科目Ⅲ	指導者の役割Ⅱ	7.5
	アスリートの栄養・食事	5
	スポーツの心理Ⅱ	10
	身体のかみと働き	10
	トレーニング論Ⅱ	20
	競技者育成のための指導法	10
	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ	20
	アスレティックトレーナーの役割	30
専門科目	スポーツ科学	120
	運動器の解剖と機能	60
	スポーツ外傷・障害の基礎知識	60
	健康管理とスポーツ医学	30
	検査・測定と評価	60
	予防とコンディショニング	90
	アスレティックリハビリテーション	90
	救急処置	30
	スポーツと栄養	30

※その他、現場実習180時間

有資格者インタビュー

Interview



岩垣 光洋 さん

アスレティックトレーナー
※2005(平成17)年
資格取得

ATをもっと身近な存在に

僕はいま、プロ野球・読売巨人軍のトレーナーを務めています。ジャイアンツがアスレティックトレーナーを球団に置くのは、僕が初めてのケースとか。理学療法士や鍼灸・あん摩マッサージ師といったトレーナーとトレーニングコーチとのつなぎ役として、ケガをした選手がより早く復帰し、より良いパフォーマンスができるような環境づくりに取り組んでいるところです。

アスレティックトレーナー(AT)と聞くと、多くの方は「スポーツ選手」のからだをケアをする職業と思われるようです。しかし、健康なからだづくりやケガの予防といった事柄に関する専門的な知識・技術を持つATが活躍できる場は、もっとたくさんあるはずだと、僕は考えています。たとえば、地域に暮らすお年寄りに対し、ATが近隣の医師、治療院、自治体と一緒にサポートにあたることで、より健康で幸せな暮らしを送ることができるようになるかもしれません。あるいは、もし地域の小・中学校にひとりずつATが置かれるようになったら、スポーツ障害に悩む子どもたちは減ることでしょう。競技レベルが異なろうとも、ATがおこなうべき仕事・役割は変わらない。大学や社会人野球、プロ球団で活動するなかで、僕はそのことを知りました。これからは、それを一般の人々に伝えていきたいと考えています。

(読売巨人軍アスレティックトレーナー)

指導員、上級指導員

育成期間 / 2005 (平成17) 年度～

育成実績 / 117,577名 (指導員 104,653名、上級指導員 12,924名)

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

2005 (平成17) 年の指導者制度の改訂においても、従来からの「コーチ」「スポーツ指導員」「教師」という競技別指導者の枠組は、そのまま維持されることとなった。しかし、資格の種類が多く複雑との指摘を踏まえ、C・B・Aというこれまでの3分類を2分類へと変更。そして地域スポーツ指導者については「スポーツ指導員」という名称からスポーツの文字を外し、「指導員」および「上級指導員」へと名称を変更した。

対 象

指導員

地域のスポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたる者

上級指導員

地域のスポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた競技別の技術指導にあたるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う者

参加資格

指導員

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者（その後、満18歳以上に引き下げ）
- ・その他の条件については各中央競技団体が定める

上級指導員

- ・受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者
- ・その他の条件については各中央競技団体が定める

講習会

「指導員」の講習会は、学校法人日本放送協会学園（NHK学園）の通信講座による共通科目（35時間）、都道府県体育協会と都道府県競技団体、中央競技団体の開催する専門科目に分かれて実施。「上級指導員」は、共通科目（集合講習14時間、自宅学習56時間）、専門科目ともに都道府県体育協会、都道府県競技団体が講習会を開催することとした。本会免除適応コースの修了者、他の公認スポーツ指導者資格（スポーツドクターを除く）を有している場合には、共通科目の全部または一部が免除された。

なお、上級指導員のうち、「指導者としての資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等に
あたる者として競技団体の推薦があった者については、「マスター」の称号が付与された。

カリキュラム

指導員

共通科目 I 35時間（通信講座）

専門科目 40時間以上

上級指導員

共通科目 I + II 70時間（集合講習14時間、自宅学習56時間）

専門科目 20時間以上

※時間数は制度改訂時のもの。現行カリキュラムは100ページ参照。

制度改訂にともなう資格移行

・C級スポーツ指導員資格保有者

旧制度におけるC級スポーツ指導員資格保有者は、資格移行のための講習会を受講することなく、当該競技の「指導員」への移行が認められた。

・B級スポーツ指導員、A級スポーツ指導員資格保有者

旧制度におけるB級およびA級スポーツ指導員は、資格移行のための講習会を受講することなく、当該競技の「上級指導員」への移行が認められた。

・コーチ資格とC～A級スポーツ指導員資格を併せて保有している者

旧制度における「スポーツ指導員」資格の他に「コーチ」資格を併せて保有している場合、C級コーチ資格保有者は「コーチ」、B級およびA級コーチ資格保有者は「上級コーチ」の資格へと一本化することとした。

有資格者インタビュー

Interview



小野木 朋徳 さん

陸上競技指導員

※2012（平成24）年
資格取得

「いい指導者になる義務を我々は負っている」

長年、地域でサッカーの指導をしています。小学校で陸上競技を始めた息子のマンツーマン指導もしていましたが、次第に競技の道へ進むようになったため、その期待に応えようと日体協の公認資格を取りました。養成講習会を通じて実感したことは、「経験則だけに基づいた指導が、いかに競技者に不利益を与えているか」です。息子が進んだ中学には陸上部がなかったため、しばらく指導を続けましたが、近隣中学校で外部指導をされている日体協の公認指導者と出会い、その指導を受けるよう

に。日本のトップで活躍された方でしたが経験主義ではなく、常に最新の情報を取り入れており、的確なアドバイスとトレーニング理論には、驚かされました。おかげで息子は目を瞠るほどの成長を見せています。いまやスポーツは一部のトップアスリートのものでなく、地域の幼児からお年寄りまで幅広い年代の方に必要とされています。2度目の東京オリンピックを前にスポーツへの関心が高まるなか、もっと医・科学を学び、個々の健康に役立ちたい、私はそう考えました。「我々はいいい指導者になる義務を負っている」のではないか。息子は私の手を離れましたが、私の学びは当分終わりそうにありません。

コーチ、上級コーチ

育成期間 / 2005 (平成17) 年度～

育成実績 / 21,521名 (コーチ 16,525名、上級コーチ 4,996名)

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

2000 (平成12) 年の「行政改革大綱」で「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」が示され、「スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」が2005 (平成17) 年度末を持って廃止されることとなった。本会では指導者育成専門委員会内に指導者制度検討プロジェクトを設置。資格の種類が多く複雑、資格取得指導者の活用が不十分、資格取得のための講習会が硬直している等の指摘を受けていた従来の制度を見直し、2005 (平成17) 年より新たな「公認スポーツ指導者制度」を創設。C・B・A級というこれまでの3分類を2分類へと変更した。

対 象

コーチ

地域において、競技者育成のための指導にあたる者

上級コーチ

ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる者

参加資格

コーチ

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者
- ・その他の条件については各中央競技団体が定める

上級コーチ

- ・受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者
- ・その他の条件については各中央競技団体が定める

講習会

講習は「共通科目」と「専門科目」で構成され、前者を本会が実施。共通科目は座学形式の集合講習と自宅学習に分かれ、自宅学習では、テキストと共に送付されるワークブックを使用し、各自で学習する。本会免除適応コースの修了者、他の公認スポーツ指導者資格（スポーツドクターを除く）を有している場合には、共通科目の全部または一部が免除される。

なお、上級コーチのうち、「指導者としての資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等に
あたる者として競技団体の推薦があった者については、「マスター」の称号が付与されることとした。

カリキュラム

コーチ

共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ 152.5時間（集合講習40時間、自宅学習112.5時間）

専門科目 60時間以上

上級コーチ

共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ 192.5時間（集合講習62時間、自宅学習130.5時間）

専門科目 40時間以上

※時間数は制度改訂時のもの。現行カリキュラムは100ページ参照。

制度改訂にともなう資格移行

・C級コーチ資格保有者

旧制度におけるC級コーチ資格保有者は、資格移行のための講習会を受講することなく、当該競技の「コー
チ」への移行が認められた。

・B級コーチ、A級コーチ資格保有者

旧制度におけるB級およびA級コーチは、資格移行のための講習会を受講することなく、「上級コーチ」
への移行が認められた。

・C～A級コーチ資格とC～A級スポーツ指導員資格を併せて保有している者

旧制度における「コーチ」資格の他に「スポーツ指導員」資格を併せて保有している場合、「コーチ」も
しくは「上級コーチ」のいずれかの資格へと一本化することとした。

教師、上級教師

育成期間 / 2005 (平成17) 年度～

育成実績 / 4,705 名 (教師 3,350 名、上級教師 1,355 名)

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

1990 (平成2) 年から養成が始まった「教師」資格については、水泳、スキー、テニスの3競技からスタートしたが、商業スポーツ施設における有資格指導者のニーズの高まりと共に養成を実施する競技も増加。2005 (平成17) 年に改訂された公認スポーツ指導者制度の下では、この3競技に加えスケート、ボウリング、エアロビック、ゴルフでも養成がおこなわれることとなった。

対 象

教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行う。会員 (顧客) が満足できるよう個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する者

上級教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行う。会員 (顧客) が満足できるよう個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。各種事業計画の立案、地域スポーツ経営のためのコンサルティングなどに関する中心的役割を担う者

参加資格

教師

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者
- ・その他の条件については各中央競技団体が定める

上級教師

- ・受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者
- ・その他の条件については各中央競技団体が定める

講習会

教師資格の場合、他の競技別資格 (コーチ、指導員) と比べ資格が職業と結びつきやすいため、カリキュラム上、より高度な知識が要求されている。「教師」および「上級教師」の講習会は、共通科目 (集合講習) を本会が実施。専門科目については、各競技団体が計画、実施した。本会免除適応コースの修了者、他の公認スポーツ指導者資格 (スポーツドクターを除く) を有している場合には、共通科目の全部または一部が免

除された。

なお、上級教師のうち、「指導者としての資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等にあたる者として競技団体の推薦があった者については、「マスター」の称号が付与されることとした。

カリキュラム

教師

共通科目 I + II + III 152.5時間（集合講習40時間、自宅学習112.5時間）

専門科目 80時間以上

上級教師

共通科目 I + II + III + IV 192.5時間（集合講習62時間、自宅学習130.5時間）

専門科目 60時間以上

※時間数は制度改訂時のもの。現行カリキュラムは100ページ参照。

制度改訂にともなう資格移行

・C級教師資格保有者

旧制度におけるC級教師資格保有者は、資格移行のための講習会を受講することなく、当該競技の「教師」への移行が認められた。

・B級教師、A級教師資格保有者

旧制度におけるB級およびA級スポーツ指導員は、資格移行のための講習会を受講することなく、当該競技の「上級教師」への移行が認められた。

ジュニアスポーツ指導員

育成期間 / 2005 (平成17) 年度～

育成実績 / 4,622 名

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

旧制度で養成されていた「少年スポーツ指導員」、「少年スポーツ上級指導員」のふたつの資格は、資格の種類・ランク等の整理統合を図った2005 (平成17) 年度の制度改訂によって幼少年期の身体づくり、動きづくりを指導するフィットネス系の「ジュニアスポーツ指導員」へと一本化。同時に、「少年スポーツ上級指導員」の専門科目には地域スポーツクラブの運営に関するカリキュラムが含まれていたことから、同資格保有者には、「ジュニアスポーツ指導員」のほか、翌2006 (平成18) 年に新設された「アシスタントマネジャー」の資格も付与することとした。

対 象

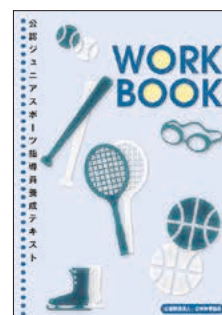
地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う者

参加資格

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者

講習会

共通科目、専門科目ともに本会が主催し、共通科目は学校法人日本放送協会学園 (NHK 学園) の通信講座、専門科目は前期・後期に分けた集合講習会 (27 時間) と自宅学習 (13 時間) によって実施された。本会免除適応コースの修了者、他の公認スポーツ指導者資格 (スポーツドクターを除く) を有している場合には、共通科目の全部が免除された。



カリキュラム

■ 創設時／2005(平成17)年

共通科目 I 35時間(通信講座)

専門科目 40時間

カテゴリー	カリキュラム	時間
専門科目	基礎(ジュニア期のスポーツの考え方、ジュニアスポーツ指導員の役割、子どもの発達とコミュニケーションスキル)	12
	乳幼児期[2～4歳](動きの発達とスキルの獲得〈基本的動作の習得〉、運動あそび・ゲームの実際※コーディネーション能力を高める運動を含む)	5
	児童前期[5～8歳](動きの発達とスキルの獲得〈動作の習熟〉、運動あそび・ゲームの実際※コーディネーション能力を高める運動を含む)	5
	児童後期[9～12歳](動きの発達とスキルの獲得〈スポーツスキルの上達〉、スポーツスキル獲得の実際※コーディネーション能力を高める運動を含む)	5
	青年前期[13～15歳](動きの発達とスキルの獲得〈より専門性の高いスポーツスキルの習得〉、スポーツスキル獲得の実際※コーディネーション能力を高める運動を含む)	5
	指導実習(指導実習、評価、筆記)	8

制度改訂にともなう資格移行

・少年スポーツ指導員資格保有者

旧制度における少年スポーツ指導員資格保有者は、資格移行のための講習会を受講することなく、「ジュニアスポーツ指導員」への移行が認められた。

・少年スポーツ上級指導員資格保有者

旧制度における少年スポーツ指導員資格保有者は、資格移行のための講習会を受講することなく、「ジュニアスポーツ指導員」および「アシスタントマネジャー」への移行が認められた。

有資格者インタビュー

Interview



堀 美和子さん

ジュニアスポーツ指導員
※2009(平成21)年
資格取得

「失敗しなきゃダメ」と言える指導を

学生時代から神経系の発達や働きに興味があり、ドイツ・ライプチヒ大学等でも勉強をしてきました。その後、スポーツ指導をするにあたり、日本体育協会の「ジュニアスポーツ指導員」養成講習会を受講。理由の一つは、人の成長を育む指導をしたいのはもちろん、資格によって指導を受ける側(保護者)の安心感が得やすいこと、もう一つは日本で行われている指導の基本的な流れを勉強しておきたいと考えたからです。

ジュニア層へのスポーツ指導は、その後の彼らのスポーツへのかかわり方を左右し、からだや心の成長にも影響を及ぼします。そんな役割だからこそ、特にジュニアの指導にあたる者はつねに勉強し、引き出しを多く持たなければならないと思います。

いまの子どもたちを見ていると、デジタル機器等のゲーム等での遊びが増え、身体を動かす遊びが減り、動きの質・量ともに落ちており、また自分のことをうまく表現できない子が増えています。失敗しなきゃダメという躰や、仲間と直接ぶつかり向き合う機会が少なく、不安で心が萎縮してしまっているんですね。だから私は失敗したことを褒めるようにしています。大事なのは、失敗した後にはどうすれば同じ失敗を繰り返さないかを、子どもたちが自分で、あるいは仲間たちと一緒に考えること。それが「人の成長」につながるのだと信じています。

スポーツリーダー

育成期間 / 2005 (平成17) 年度～

育成実績 / 289,930 名

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

2005 (平成17) 年の制度改定で新たに設けられた。地域のスポーツクラブやサークルなどでリーダー的な存在として活動することが期待されるスポーツ指導者としての基礎資格である。同資格の取得によって、コーチや指導員等の競技別資格やフィットネス系の資格、マネジメント資格を取得する際の共通科目が一部免除となるため、スポーツ指導者としてのスタートを切るうえで最適な資格として位置づけられた。2006 (平成18) 年度からは、スポーツ少年団認定員の養成講習会と兼ねて開催されるようになっている。

対 象

地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者

参加資格

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者 (平成19年度から、満18歳以上に引き下げ)

講習会

学校法人日本放送協会学園 (NHK 学園) の通信講座、都道府県スポーツ少年団が開催する「スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会」の受講、またスポーツリーダー養成集合講習会コースとして認定された団体の講習会など、スポーツリーダー資格の取得にはさまざまな機会が用意されている。

カリキュラム

共通科目 I 35時間 (通信講座)

アシスタントマネジャー、 クラブマネジャー

育成期間 / 2006 (平成18) 年度～

育成実績 / 5,971名 (アシスタントマネジャー 5,578名、
クラブマネジャー 393名)

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

文部省 (当時) が2000 (平成12) 年9月に策定した「スポーツ振興基本計画」では、生涯スポーツ社会の実現に向けた拠点として「総合型地域スポーツクラブ」の育成が想定された。多種目・多世代・多志向の参加者が集うスポーツコミュニティを管理・運営するには、組織運営に関する専門的なマネジメントスキルを備えた人材が欠かせない。本会では2005 (平成17) 年の公認スポーツ指導者制度改訂にあたり、「マネジメント資格」の領域を新設し、クラブ運営の中心的な役割を担う「クラブマネジャー」およびそのサポートにあたる「アシスタントマネジャー」の養成をスタートした。

対 象

アシスタントマネジャー

総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする者

クラブマネジャー

総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行う。総合型地域スポーツクラブが円滑に行われるために必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者

参加資格

アシスタントマネジャー

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者 (平成26年度から、満18歳以上に引き下げ)

クラブマネジャー

- ・受講する年の4月1日現在、満20歳以上で、所属クラブからの推薦を受けることができ、下記の①～③のいずれかを満たす者。ただし、申し込みにあたっては加盟団体を通して申し込むこととする
 - ①総合型の地域スポーツクラブなどでクラブマネジャーとして活動している者
 - ②総合型地域スポーツクラブなどでクラブマネジャーとしての活動が予定されている者
 - ③本会が特別に認める者

※文書作成、表計算、プレゼンテーション資料作成、電子メールなど一般的なパソコンスキルを有すること。オンライン講習に備え、自宅もしくは職場等に高速通信環境が整っていること

※資格創設当初は、「アシスタントマネジャー」「クラブマネジャー」は積み上げ型ではなく、別個独立の資格だったが、2015(平成27)年度より、「クラブマネジャー」の受講条件に「公認アシスタントマネジャー資格」が加えられた。

講習会

アシスタントマネジャー

共通科目は、学校法人日本放送協会学園(NHK学園)の通信講座、専門科目は都道府県体育協会や広域スポーツセンター、自治体等の団体が本会の承認を得て実施する集合講習および自宅学習によって受講する。

クラブマネジャー

共通科目、専門科目とも本会が実施する集合講習およびオンライン講習によって受講する。検定試験では、所属クラブにおける5年間の運営を想定した事業計画書の作成とこれに基づくプレゼンテーションによって合否判定がなされた。

※2015(平成27)年度以降は、受講条件に「アシスタントマネジャー資格」が加えられたため、専門科目のみの講習となった。

カリキュラム

■創設時／2006(平成18)年

アシスタントマネジャー

共通科目 I 35時間(通信講座)

専門科目 35時間(集合講習14時間+自宅学習21時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
専門科目	基礎Ⅰ(地域スポーツクラブとは、地域スポーツクラブの現状、クラブマネジャーの役割)	15
	基礎Ⅱケーススタディ(クラブのつくり方、クラブの運営)	20

クラブマネジャー

共通科目 I 35時間(オンライン講習)

専門科目 167.5時間(集合講習67時間+オンライン学習84.5時間+実習16時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
専門科目	基礎Ⅰ(地域スポーツクラブとは、地域スポーツクラブの現状、クラブマネジャーの役割)	15
	基礎Ⅱケーススタディ(クラブのつくり方、クラブの運営)	20
	コミュニケーションスキル(ロジカルシンキング〈論理的思考法〉、コミュニケーション)	34
	マーケティング(マーケティング、スポーツ・プロダクト)	17.5
	運営(スポーツクラブ経営の戦略、人・組織のマネジメント、施設の管理と運営、スポーツクラブの安全管理、ホスピタリティ)	35
	財務(クラブ経営と財務・会計)	14
	評価(事業計画書の作成)	16
	実習(現場実習)	16





田原 由美さん

クラブマネジャー
※2011(平成23)年
資格取得

地域間をつなぐスポーツネットワークづくり

養成講習会を受ける前に抱いた「本当に役に立つのかな？」という少し冷めた見方は、良い意味で裏切られました。リスクマネジメントやクラブメンバーとのかかわり方といった多様な講義内容は、総合型地域スポーツクラブという未知の団体を立ち上げ、運営するうえで心づよい助けになってくれたからです。

ジュニアサッカーの指導をしていた経験上感じるのですが、スポーツ指導者はどうしても「自分の思い」が先に立ってしまいがち。しかしクラブマネジャーにはそれだけでなく、地域コミュニティ全体のことを考えて調整役に回ることが求められます。一から企画を立案し、資金繰りや人集めなどに知恵を絞る作業は簡単ではありませんが、何もないところから人の輪が形づくられていくところに、クラブマネジャーの醍醐味を感じます。今後は自分のクラブだけでなく、県内のクラブ間、九州ブロックのクラブ間の風通しを良くし、同じ志を持つ仲間としてネットワークづくりに励んでいきます！

日体協には、講習会終了後にも「プレゼンテーション」や「リーダーシップ」、「簿記」といった課目をより深く学べるような継続的なケアを、今後期待しています。

(長崎県体育協会クラブアドバイザー)

スポーツ栄養士

育成期間 / 2008 (平成20) 年度～

育成実績 / 172名

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

スポーツ指導、特に競技力を向上させる上で「栄養」の重要性は以前から指摘されており、過去の指導者養成カリキュラムでも「スポーツと栄養」の項目が立てられていた。また競技の特性に応じた栄養の摂り方やコンディショニングにおける栄養の重要性が、時代を追うごとに認識され、正確な情報と知識を持つ専門家の存在が必要となってきた。さらに、地域スポーツの場面においても、発育発達期における栄養摂取や食育などのニーズが高まってきたことから、本会は2008(平成20)年、日本栄養士会との協同認定による「スポーツ栄養士」の育成に着手した。

対 象

地域におけるスポーツ活動の現場や、都道府県での競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートをおこなう者

参加資格

- ・受講する年の4月1日現在、満22歳以上の管理栄養士で、スポーツ栄養指導の経験がある者または予定のある者のうち、本会および日本栄養士会が認めた者

講習会

共通科目は、本会主催の集合講習会および自宅学習、専門科目の集合講習は日本栄養士会が主催する集合講習に加え、40時間のインターンシップも必要とされた。検定ではインターンシップをまとめたレポートの提出とプレゼンテーション、口頭試験の結果により合否が判定された。

カリキュラム

■ 現行 / 2015 (平成27) 年

共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ 152.5時間(集合講習40時間、自宅学習112.5時間)

専門科目 116.5時間以上(集合講習及び実技・実習、インターンシップ含む)

カテゴリー	カリキュラム	時間
専門科目	①スポーツ栄養士に必要な基礎的知識	16.5
	②スポーツ栄養ケア・マネジメント(講義)	3
	③スポーツ栄養アセスメント(講義・実習)	10
	④食事管理(講義・演習)	15
	⑤食事・栄養指導法(講義・演習)	21
	⑥スポーツ医学(講義)	5
	⑦運動生理・生化学(講義)	3
	⑧エビデンスベーススポーツニュートリション(講義)	3
	⑨インターンシップ	40

スポーツデンティスト

育成期間 / 2013 (平成25) 年度～

育成実績 / 67 名

※ 2015 (平成27) 年10月1日時点登録者数

資格創設の背景

スポーツ活動と歯の関係については、日本医師会や1990 (平成2) 年発足の日本スポーツ歯科医学会などによる研究が進められ、競技者のパフォーマンスや健康に大きな影響をおよぼすことが指摘されてきた。2011 (平成23) 年に施行された「スポーツ基本法」では、第16条で歯学の研究推進が謳われ、2012 (平成24) 年の「スポーツ基本計画」でも、マウスガード着用に関する記述が見られるなど、スポーツにおける歯科の重要性が認識されつつあった。そこで本会では日本歯科医師会との協議を重ねた結果、2013 (平成25) 年より協同認定事業として「スポーツデンティスト」の育成に着手することとした。

対 象

歯科医師の立場からスポーツにかかわる国民の健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、予防、研究等にあたる者

参加資格

- ・受講する年の4月1日現在で日本国の歯科医師免許を4年以上有し、都道府県歯科医師会または日本体育協会加盟競技団体等から推薦された者で日本歯科医師会および日本体育協会が認めた者

講習会

講習会は、スポーツドクター養成講習会と同一カリキュラムの医科共通 (医科共通ⅠとⅡを合わせて25単位)、専門科目にあたるスポーツ歯科医学Ⅰ・Ⅱを受講。提出されたスポーツ歯学臨床経歴書を基に、スポーツデンティスト部会の審査によって新規登録対象者が決定されるものとした。日本スポーツ歯科医学会認定医の資格を保有している場合、スポーツ歯科医学Ⅱが免除された。

なおスポーツ歯科医学は、医科共通を修了した翌年度以降の受講となるため (同時の受講は認められない)、スポーツデンティストとして認定されるには最低2年が必要。

カリキュラム

■創設時／2013(平成25)年

医科共通 25 単位 (25 時間)

スポーツ歯科医学 21 単位 (23 時間)

カテゴリー	カリキュラム	時間
スポーツ歯科医学Ⅰ	①スポーツ歯科概論	1
	②スポーツ医学のトピックス	1
	③スポーツと歯科(1): 競技選手に多い疾患－硬組織疾患	1
	④スポーツと歯科(2): 競技選手に多い疾患－軟組織疾患	1
	⑤スポーツと歯科(3): 歯科疾患の予防	1
	⑥スポーツと歯科(4): 咬合と全身の関係－神経筋機能	1
	⑦スポーツと歯科(5): 咬合と全身の関係－身体平衡機能	1
	⑧スポーツと歯科(6): 咬合と全身の関係－脳機能、生活体力・ADL ほか	1
	⑨薬物療法とドーピングコントロール	1
	⑩海外遠征と歯科	1
	⑪唾液検査の実際	1
	⑫咬合解析・顎運動検査の実際	1
	⑬顎関節障害に対する運動療法の実際	1
	⑭オーラルリハビリテーションの実際	1
スポーツ歯科医学Ⅱ	⑮スポーツ外傷と障害(1): 硬組織・軟組織等	1
	⑯スポーツ外傷と障害(2): 筋組織とテーピング	1
	⑰スポーツ外傷と障害(3): 顎骨・軟組織の外科対応	1
	⑱スポーツ歯科外傷の安全対策(1): 総論・安全指導	1
	⑲スポーツ歯科外傷の安全対策(2): マウスガード、フェイスガード	1
	⑳スポーツ歯科外傷の安全対策(3): マウスガード製作・調整	3
	㉑スポーツ現場における歯科的応急処置	1

2005(平成17)年改訂時および現行の共通科目カリキュラム一覧

■共通科目ごとの到達目標

科目	到達目標
共通科目Ⅰ	スポーツ指導の基礎的知識と指導法を身につける
共通科目Ⅱ	多様なニーズに対応する知識と指導法を身につける。スポーツ教室や各種イベントの企画立案の方法を身につける。クラブの育成に関する知識を身につける
共通科目Ⅲ	競技者育成の高度な知識と指導法を身につける
共通科目Ⅳ	トップアスリートの特徴に関する知識を身につける。国際的視野を持った指導者としての知識を身につける

■制度改訂時

	科目名	内容	時間数		科目名	内容	時間数
共通Ⅰ	文化としてのスポーツ	スポーツの概念と歴史 文化としてのスポーツ	3.75	共通Ⅲ	社会の中のスポーツ	社会の中のスポーツ 我が国のスポーツ振興施策	5
	指導者の役割Ⅰ	スポーツ指導者とは 指導者の心構え・視点 競技者育成プログラムの理念	5		指導者の役割Ⅱ	プレーヤーと指導者の望ましい関係 ミーティングの方法 競技者育成プログラムの理念に基づく展開	7.5
	トレーニング論Ⅰ	体力とは トレーニングの進め方 トレーニングの種類	3.75		スポーツと法	スポーツ事故におけるスポーツ指導者の法的責任 スポーツと人権	5
	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ	スポーツと健康 スポーツ活動中に多いケガや病気の救急処置	7.5		アスリートの栄養・食事	アスリートの栄養摂取と食生活	5
	スポーツと栄養	スポーツと栄養	2.5		スポーツの心理Ⅰ	スポーツと心 スポーツにおける動機づけ コーチングの心理	7.5
	指導計画と安全管理	指導計画のたて方 スポーツ活動と安全管理	3.75		スポーツの心理Ⅱ	メンタルマネジメント 指導者のメンタルマネジメント	10
	ジュニア期のスポーツ	発育発達期の身体的特徴、心理的特徴 発育発達期に多いケガや病気の発育発達期のプログラム	5		身体のかみつきと働き	運動器のかみつきと働き 呼吸循環器系のかみつきとエネルギー供給 スポーツバイオメカニクスの基礎	10
	地域におけるスポーツ振興	地域におけるスポーツ振興方策と行政のかかわり 地域スポーツクラブの機能と役割	3.75		トレーニング論Ⅱ	トレーニング理論とその方法 トレーニング計画とその実際 体力テストとその活用 スキルの獲得とその獲得過程	20
			35		競技者育成のための指導法	競技者育成と評価 競技者育成システムにおける指導計画 競技力向上のためのチームマネジメント 競技スポーツとIT	10
					スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ	アスリートの健康管理 アスリートの内科的障害と対策 アスリートの外傷・障害と対策 アスレティックリハビリテーションとトレーニング計画 コンディショニングの手法 スポーツによる精神障害と対策 特殊環境下での対応 アンチドーピング	20
共通Ⅱ	社会の中のスポーツ	社会の中のスポーツ 我が国のスポーツ振興施策	5	共通Ⅳ	トップアスリートを取り巻く諸問題	トップアスリートの特徴 海外遠征の諸問題とその対応 国際競技力向上のための環境 情報戦略 競技者を取り巻く環境	20
	スポーツと法	スポーツ事故におけるスポーツ指導者の法的責任 スポーツと人権	5		指導能力を高めるためのスキルアッププログラム	コミュニケーションスキル プレゼンテーションスキル	20
	スポーツの心理Ⅰ	スポーツと心 スポーツにおける動機づけ コーチングの心理	7.5				40
	スポーツ組織の運営と事業	スポーツ組織の運営 スポーツ事業の計画・運営・評価 広域スポーツセンターの機能と役割	10				
	対象に合わせたスポーツ指導	中高年者とスポーツ 女性とスポーツ 障害者とスポーツ	7.5				
			35				



■ 現行

	科目名	内容	時間数
共通Ⅰ	文化としてのスポーツ	スポーツの概念と歴史 文化としてのスポーツ	3.75
	指導者の役割Ⅰ	スポーツ指導者とは	5
		スポーツ指導者の倫理	
		指導者の心構え・視点	
		世界の舞台を目指すアスリートの発掘・育成の重要性と指導者の役割	
	トレーニング論Ⅰ	体力とは	3.75
		トレーニングの進め方	
		トレーニングの種類	
	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ	スポーツと健康	7.5
		スポーツ活動中に多いケガや病気の救急処置	
		スポーツと栄養	
	指導計画と安全管理	指導計画の立て方	3.75
		スポーツ活動と安全管理	
	ジュニア期のスポーツ	発育発達期の身体的特徴、心理的特徴	5
		発育発達期に多いケガや病気の発育発達期のプログラム	
		地域におけるスポーツ振興方策と行政のかかわり	
	地域におけるスポーツ振興	総合型地域スポーツクラブの必要性と社会的意義	3.75
		地域におけるスポーツクラブとしての「スポーツ少年団」	
共通Ⅱ	社会の中のスポーツ	社会の中のスポーツ 我が国のスポーツプロモーション	5
	スポーツと法	スポーツ事故におけるスポーツ指導者の法的責任	5
		スポーツと人権	
	スポーツの心理Ⅰ	スポーツと心	7.5
		スポーツにおける動機づけ	
		コーチングの心理	
	スポーツ組織の運営と事業	総合型地域スポーツクラブの育成と運営	10
		スポーツ組織のマネジメントと事業のマーケティング	
		スポーツ事業のプロモーション	
		中高年者とスポーツ	
	対象に合わせたスポーツ指導	女性とスポーツ	7.5
		障害者とスポーツ	
			35

	科目名	内容	時間数
共通Ⅲ	指導者の役割Ⅱ	プレーヤーと指導者の望ましい関係	7.5
		ミーティングの方法	
		世界の頂点を目指すアスリートの育成・強化の在り方と指導者の役割	
	アスリートの栄養・食事	アスリートの栄養摂取と食生活	5
	スポーツの心理Ⅱ	メンタルマネジメント	10
		リラクセーション	
		イメージトレーニング	
		集中力のトレーニング	
		心理的コンディショニング	
	身体へのしぐみと働き	あがり、スランプの克服	10
		指導者のメンタルマネジメント	
		運動器のしくみと働き	
	トレーニング論Ⅱ	呼吸循環器系の働きとエネルギー供給	20
		スポーツバイオメカニクスの基礎	
		トレーニング理論と方法	
		トレーニング計画とその実際	
	競技者育成のための指導法	体力テストとその活用	10
		スキルの獲得とその獲得過程	
		トップアスリートを育てるために～指導者が持つべき視点～	
		トップアスリートの育成・強化の方法とその評価	
共通Ⅳ	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ	競技力向上のためのチームマネジメント	20
		競技力向上のための情報とその活用	
		アスリートの健康管理	
		アスリートの内科的障害と対策	
	トップアスリートを取り巻く諸問題	アスリートの外傷・障害と対策	20
		アスレティックリハビリテーションとトレーニング計画	
		コンディショニングの手法	
		スポーツによる精神障害と対策	
	指導能力を高めるためのスキルアッププログラム	特殊環境下での対応	20
		ドーピング防止	
		海外遠征の諸問題とその対応	
		国際競技力向上のための環境	
	情報戦略	情報戦略	20
		競技者を取り巻く環境	
	コミュニケーションスキル	コミュニケーションスキル	20
		プレゼンテーションスキル	
			40

2015（平成27）年度現在の養成資格一覧

■スポーツ指導基礎資格

資格	役割	認定により備えられる知識と能力
スポーツリーダー	・地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる	・スポーツに関する基礎的知識 ・ボランティアに関する基礎的知識

■競技別指導者資格

資格	役割	認定により備えられる知識と能力
指導員	・地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたる ・特に発達期の子どもの対しては、総合的な動きづくりに主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導にあたる ・地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる ・施設開放において利用者の指導支援を行う	・スポーツに関する基礎的知識 ・ボランティアに関する基礎的知識 ・競技者育成プログラムの理念と方法 ・初心者に対する基礎的指導法
上級指導員	・地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる ・事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う ・地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中心的な役割を担う ・広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にあたる	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・多様な能力やニーズに対する指導法 ・スポーツ教室や各種イベントの企画立案 ・組織の育成に関する知識
コーチ	・地域において、競技者育成のための指導にあたる ・広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる ・広域スポーツセンターが実施する地域スポーツクラブの巡回指導に協力し、より高いレベルの実技指導をおこなう	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・国内大会レベルの競技者に対する高度な指導法
上級コーチ	・ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる ・国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして組織的な指導にあたる	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・国際大会レベルの競技者に対する高度な指導法
教師	・商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として、質の高い実技指導をおこなう ・会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・多様な能力やニーズに対応する高度な指導法 ・ホスピタリティに関する知識 ・商業スポーツ施設等の経営に関する基礎的知識
上級教師	・商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い実技指導を行う ・会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する ・各種事業に関する計画の立案、指導方針の決定など組織内指導者の中心的役割を担う ・地域スポーツ経営のためのコンサルティングならびに経営受託の企画・調整をおこなう	・競技者育成プログラムの理念と方法 ・多様な能力やニーズに対応する高度な指導法 ・スポーツ教室や各種イベントの企画立案 ・組織の育成に関する知識 ・商業スポーツ施設等の健全な経営能力

■フィットネス系資格

資格	役割	認定により備えられる知識と能力
ジュニアスポーツ指導員	・地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導をおこなう	・幼・少年期における活動プログラムに関する知識 ・発達発達過程の心と身体の特徴を踏まえた指導法
スポーツプログラマー	・主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言をおこなう	・フィットネスの維持や向上のための指導能力 ・フィットネスの維持や向上に関するプログラムを企画する能力 ・スポーツ相談に関する能力 ・体力測定に関する能力

■メディカル・コンディショニング資格

資格	役割	認定により備えられる知識と能力
スポーツドクター	・スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる ・競技会等における医事運営ならびにチームドクターとしてのサポートにあたる ・スポーツ医学の研究、教育、普及活動等を通して、スポーツ活動を医学的な立場からサポートする	・スポーツ医・科学に関する専門的知識 ・ドーピング防止に関する専門的知識 ・運動処方に関する専門的知識
スポーツデンティスト	・歯科医師の立場からスポーツにかかわる国民の健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、予防、研究等にあたる	・スポーツ医・科学に関する基本的知識 ・スポーツに関する歯科の専門的知識 ・スポーツにおけるマウスガードに関する知識と作成方法
アスレティックトレーナー	・スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、外傷・障害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等にあたる	・機能解剖・運動学的な知識 ・スポーツ外傷の救急処置に関する知識と技能 ・スポーツ障害の予防対策に関する知識と技能 ・競技者のスポーツ現場復帰への援助に関する知識と技能 ・競技者のコンディショニングに関する知識と技能
スポーツ栄養士	・地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する自己管理能力を高めるための栄養教育や、食事環境の整備に関する支援等、栄養サポートを行う	・スポーツ医・科学に関する専門的知識 ・スポーツ栄養に関する専門的知識 ・他の専門職と連携する能力 ・競技者に対する栄養教育／栄養指導を実践する能力 ・競技者の栄養管理マネジメントの能力

■マネジメント資格

資格	役割	認定により備えられる知識と能力
アシスタントマネジャー	・総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントのための諸活動をサポートする	・スポーツに関する基礎的知識 ・地域スポーツクラブのマネジメントに関する基礎的知識を有し、協働できる能力
クラブマネジャー	・総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントをおこなう ・総合型地域スポーツクラブが円滑におこなわれるために必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する	・スポーツに関する基礎的知識 ・地域スポーツクラブ創設のためのマネジメント能力 ・地域スポーツクラブの健全な経営のためのマネジメント能力 ・事業の計画立案能力、各種資源の調達活用能力、情報収集・分析能力

資料編

(太字は本誌、それ以外は付録CDに収録)

〈規程類〉

- 1-1 公認スポーツ指導者制度
- 1-2 公認スポーツ指導者登録規程、同細則
- 1-3 公認スポーツドクター設置要綱
- 1-4 全国スポーツ指導者連絡会議運営規則
- 1-5 アスレティックトレーナー連絡会議運営規則
- 1-6 スポーツドクター代表者協議会運営規則
- 1-7 公認スポーツ指導者等表彰要綱
- 1-8 公認スポーツ指導者処分基準

〈作成物〉

- 2-1 スポーツ指導者育成事業推進プラン2013
- 2-2 これからのスポーツ指導者育成事業の推進方策(2004年)
- 2-3 21世紀のスポーツ指導者～望ましいスポーツ指導者とは～(2003年)
- 2-4 スポーツ指導者のための倫理ガイドライン(2013年)
- 2-5 学校運動部活動指導者の実態に関する調査(概要版)(2014年)
- 2-6 公認スポーツ指導者実態調査報告書(2010年3月)
- 2-7 公認スポーツ指導者リーフレット
- 2-8 公認スポーツ指導者ポスター

〈宣言〉

- 3-1 スポーツ宣言日本(2011年)
- 3-2 スポーツ界における暴力行為根絶宣言(2013年)

〈資料〉

- 4-1 登録公認スポーツ指導者者数推移
- 4-2 文部大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」事業認定団体一覧
- 4-3 歴代指導者育成担当委員会委員名簿
- 4-4 歴代指導者等表彰受賞者名簿
- 4-5 指導者育成30年を振り返って
(平成7年度第2回全国スポーツ指導者連絡会議パネルディスカッション)
- 4-6 公認スポーツ指導者海外研修派遣団員名簿
- 4-7 公認スポーツ指導者全国研修会テーマ一覧

資料
1-1

公認スポーツ指導者制度

◎創設時(1977年)

財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度

国民スポーツ振興と競技力向上にあたる「スポーツ指導者」の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は加盟競技団体ならびに加盟地方団体と一致して「(財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

1. 目的

本制度は次の事項の実現をはかることを目的とする。

- 1) 各スポーツの特性に対応した指導体制を確立する。
- 2) 多様なスポーツ活動に対応した指導者を、一貫した育成システムによりその資質と指導力の向上をはかる。
- 3) 指導者の各組織内における位置づけと、指導技能や指導能力に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する。
- 4) 競技別および地域別に指導者の組織的関係をすすめる活動促進をはかる。
- 5) 現行のスポーツ指導者育成事業は発展的に本制度に組み入れ、計画的に育成をはかる。

2. 指導者の種類と役割

本会が育成し、公認するスポーツ指導者は次の分類による。

1) スポーツ指導員(Instructor)

主として地域におけるスポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、導入的かつ基礎的なスポーツ技術の指導や、一般的な身体活動の指導を行ない、かつ活動組織の育成・指導にあたる者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力に対応する基礎的知識と指導技能を身につけ、一応の指導経験を有する者。

2) コーチ

① コーチ(Coach)

スポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導にあたる者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力に対応する専門的な知識と指導技能を身につけ、相当な指導経験を有する者。

② 上級コーチ(Senior Coach)

スポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導とスポーツ指導員等の育成・指導にあたるとともに、新たな技術の研究開発や高度な技術指導をも行ない得る者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力および当該スポーツの特性に対応する専門的知識と高度な指導技能を身につけ、相当な競技経験と指導経験を有する者。

3) トレーナー(Trainer)

身体活動およびスポーツ活動を実践している人の体力トレーニング、コンディショニングを専門に指導する者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力に対応するトレーニング法の理論と実践、救急法、テーピング、マッサージ、健康管理などの知識と技能を身につけ指導経験を有する者。

3. 指導者の育成

前項のスポーツ指導員の資質と指導力の向上をはかるため、次の育成コースを設けて育成講習を実施し、その修了者に資格認定を行なう。

1) スポーツ指導員育成コース(都道府県講習会)

都道府県体育協会と都道府県競技団体が一致して講習会を実施する。

2) コーチ育成コース(中央講習会)

- ① コーチ育成コース
- ② 上級コーチ育成コース

両コースとも、本会と競技団体が一致して講習会を実施する。

3) トレーナー育成コース(ブロック・中央講習会)

本会が実施する。

前記の各育成コースは、別に定める教科項目を基準に共通教科と専門教科から編成され、各教科とも単位制とし段階を追って履修できる。

4. 指導者の登録

前項で育成された「スポーツ指導者」は、組織的に指導体制を整備するため、別に定める登録規定により本会ならびに加盟団体へ登録を行なう。

5. 指導者の組織と活動

公認スポーツ指導者や所属するグループ、クラブ、団体など、組織の育成や活動を促進するためスポーツ指導者協議会を組織する。

1) 組織の原則

本会が認定し、登録したすべての指導者による自主的な、指導者自身の組織とする。

2) 組織の形態

- ① スポーツクラブ指導者連絡会議

各活動単位としてのスポーツ組織に所属する指導者が、施設の共用などを基盤に参画範囲を定めて連絡会議を構成し、当該スポーツ組織の活動を促進するため連絡協調をはかる。

- ② 市区町村スポーツ指導者協議会

各スポーツ組織で活動する各種指導者により協議会を組織し、地域内の指導者の連係と指導者バンクの設置などにより、地域住民の要請に応える体勢を整備する。

- ③ 都道府県スポーツ指導者協議会

各市町村スポーツ指導者協議会の代表と競技別指導者の代表により協議会を組織し、地域の特性に即した指導活動の方策を協議し、その促進をは

かるとともに、県内指導者の把握と指導者バンクを設置し、市区町村バンクの活動を援助する。

- ④ 競技別スポーツ指導者協議会

競技別スポーツ指導者の各都道府県協議会、および各都道府県協議会の代表により全国協議会を組織し、競技特性に即した技術の開発、研究、指導法の研究を行ない、競技別性能の向上をはかる方策を協議し、その徹底につとめる。

- ⑤ 全国スポーツ指導者連絡会議

各都道府県スポーツ指導者協議会の代表と競技別スポーツ指導者協議会の代表により連絡会議を組織し、団体相互の連携を密にして、地域におけるスポーツ活動の振興と競技別技能の向上をはかる方策を協議し、その徹底につとめる。

3) 組織の機能

各組織の役割の他に次の機能を備える。

- ① 指導者の資質向上をはかる研修会等を開催する。
- ② 各種情報交換や広報活動を行なう。
- ③ 指導者相互の連絡協調。
- ④ 本会ならびに関係団体への協力。

6. 指導者の育成ならびに資格認定に関する暫定措置

本会が育成し資格認定した既存の有資格者については、今後の積極的な活用をはかるため新制度への移行の優先措置を講じる。また、当分の間、3項で定めた資格認定に関して、当該競技団体との協議により必要な暫定措置を講じる。

なお、上記移行措置および暫定措置は別に定める。

付則

本制度は昭和52年4月1日から実施する。ただし、本制度の制定を前提に、昭和51年度中に本会との共催で実施された下記競技別指導者養成中央講習会(上級コーチ育成コース)は、実施の期日にかかわらず適用される。サッカー、レスリング、卓球、バレーボール、バスケットボール、水泳。

◎文部大臣事業制定時(1989年)

財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度(改訂)

(趣旨)

1. 国民スポーツ振興と競争力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は加盟団体と一体となって「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

(目的)

2. この制度は次の事項の達成をはかることを目的とする。
 - (1) 各種競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立する。
 - (2) 多様なスポーツ活動に対応した指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること。
 - (3) 指導者の各組織内における位置づけと、役割に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する。
 - (4) 種類別、地域別、競技別に指導者の組織的連携をすすめ活動促進をはかること。

(指導者の種類と役割)

3. 本会が養成し公認するスポーツ指導者の種類と役割は次のとおりとする。

(1) 競技別指導者

イ) 地域スポーツ指導者

a. C級スポーツ指導員

地域のスポーツクラブやスポーツ教室における競技別の基礎的、導入的な技術指導等にあたる者。

b. B級スポーツ指導員

地域のスポーツクラブの育成、運営の指導と、競技別スポーツ技術の専門的指導およびスポーツ大会等諸行事の企画、運営等にあたる者。

c. A級スポーツ指導員

地域スポーツ組織の育成、運営の指導助言と、C級スポーツ指導員の育成・指導等にあたる者。

ロ) 競技力向上指導者

a. C級コーチ

競技別スポーツ技術についての基礎的、専門的指導と活動組織の育成指導等にあたる者。

b. B級コーチ

競技別スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導および選手の特성에応じた競技力向上の指導等にあたる者。

c. A級コーチ

新たな技術の研究開発と高度な技術指導、諸外国の競技力の分析と新たな戦術、戦法の研究開発、C級コーチの育成・指導等にあたる者。

ハ) マスターコーチ

当該競技において指導者として資質・能力が特に優れ競技別指導者の育成・指導等にあたる者。かつ年齢50歳以上の者。

(2) スポーツドクター

スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる者。

(3) トレーナー

スポーツドクターとの協力のもとに選手の健康管理、トレーニングの調整、スポーツ外傷、障害の応急処置、リハビリテーション等にあたる者。

およびスポーツ活動を実践している人に対する体力トレーニング、コンディショニング等の指導にあたる者。

(4) スポーツ少年団指導者

イ) 指導員

単位団の育成・指導にあたるとともに、団内における育成母集団をはじめ組織の強化等にあたる者。

ロ) 育成指導員

都道府県、市区町村スポーツ少年団組織の育成、スポーツ少年団の普及と活動の促進および指導員の育成指導等にあたる者。

(5) 体力テスト員

イ) 体力テスト判定員

体力テストの実施と普及および実施結果の判定にあたる者。

ロ) 体力テスト指導員

都道府県内における体力テストの普及と企画に参画するとともに、体力テスト判定員の養成にあたる者。

(指導者の養成)

4. 前項に定める各種スポーツ指導者を養成するため別に定める教科科目に基づき次の講習会を実施する。
 - (1) C級スポーツ指導員養成講習会
 - イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「地域スポーツ指導者初級養成講習会」として実施する。
 - ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
 - (2) B級スポーツ指導員養成講習会
 - イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「地域スポーツ指導者中級養成講習会」として実施する。
 - ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
 - (3) A級スポーツ指導員養成講習会
 - イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「地域スポーツ指導者上級養成講習会」として実施する。
 - ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
 - (4) C級コーチ養成講習会
 - イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「競技力向上指導者初級養成講習会」として実施する。
 - ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
 - (5) B級コーチ養成講習会
 - イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「競技力向上指導者中級養成講習会」として実施する。
 - ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
 - (6) A級コーチ養成講習会
 - イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「競技力向上指導者上級養成講習会」として実施する。
 - ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
 - (7) スポーツドクター養成講習会
 - イ) 本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。
 - (8) トレーナー養成講習会
 - イ) 本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。
 - (9) スポーツ少年団指導者養成講習会
 - イ) 都道府県ごとに実施する。
 - ロ) 本会(日本スポーツ少年団)と開催地都道府県体育協会(都道府県スポーツ少年団)との共催で実施する。
 - (10) スポーツ少年団育成指導員養成講習会
 - イ) 本会(日本スポーツ少年団)が実施する。
 - (11) 体力テスト判定員養成講習会
 - イ) 本会または、都道府県体育協会が実施する。
 - (12) 体力テスト指導員養成講習会
 - イ) 本会が実施する。
 - (13) 前各号の指導者養成にかかる講習会の運営方法、受講資格、教科内容、審査等細目については別に定める。

(指導者の登録・認定)
5. 前項で養成されたスポーツ指導者の認定は別に定める登録規定により、登録した者を対象とする。

(スポーツ指導者協議会)
6. 本会は次のスポーツ指導者協議会を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策等について協議する。
 - (1) 競技別スポーツ指導者協議会全国会議
 - (2) 全国公認スポーツドクター協議会
 - (3) 日本スポーツ少年団指導者協議会
 - (4) その他本会が必要と認めたもの

上記各号については、協議会ごとに別に定める。
7. 前項、各号の代表をもって「各協議会代表者会議」を構成し、相互の連携を密にして、活動の促進方策等について協議する。

(移行措置および暫定措置)
8. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者のうち、スポーツドクター、スポーツ少年団指導員、育成指導員、体力テスト員については、施行日において自動的にこの制度に移行したものとみなす。
9. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者のうち、旧スポーツ指導者制度(昭和52年4月1日施行)によるスポーツ指導員、コーチ、上級コーチについては、この制度の競技別指導者への優先的移行措置を講ずる。

また旧スポーツ指導者制度施行以前に養成され資格認定を受けたスポーツトレーナー1・2級についても同様とする。ただしこの優先的移行措置は、当該中央競技団体が国の事業認定団体となった日から原則として5年間に限るものとし、この期間中は本会公認スポーツ指導者資格の保全措置を講ずる。

なお、旧制度により修了し、未登録となっている者については、この制度施行日から1年間限り保全措置を講じることとし、この期間中登録行為のない場合、その権利は自動的に消滅する。
10. 前項およびその他の移行措置、暫定措置については、別に定める。

(付則)

この制度改訂は昭和63年8月24日から施行する。

◎平成17年改訂時(2005年)

財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度

〈趣旨〉

1. 国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は、加盟団体と一体となって「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

〈目的〉

2. この制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。
 - (1) 各競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立すること。
 - (2) 多様なスポーツニーズに対応した指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること。
 - (3) 指導者の各組織内における位置づけと役割に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する。
 - (4) 種類別、地域別、競技別に指導者の組織的関係をすすめ、活動促進をはかること。

〈指導者の種類と役割〉

3. 本会が公認するスポーツ指導者の種類と役割は、次のとおりとする。

(1) スポーツリーダー

地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者。

(2) 競技別指導者

ア. 指導員

地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた競技別の技術指導等にあたる者。

イ. 上級指導員

地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、年齢、競技レベルに応じた競技別の技術指導にあたりとともに、事業計画の立案など

クラブ内指導者の中心的な役割を担う者。

ウ. コーチ

地域において、競技者育成のための指導にあたる者。

エ. 上級コーチ

ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる者。

オ. 教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、個々人の年齢、性別、技術レベルやニーズに合わせたサービスを提供する者。

カ. 上級教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、各種事業計画の立案、地域スポーツ経営のためのコンサルティングなどに関する中心的役割を担う者。

(3) スポーツドクター

スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる者。

(4) アスレティックトレーナー

スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康管理、障害予防、スポーツ外傷・障害の応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる者。

(5) フィットネストレーナー

商業スポーツ施設において、スポーツ活動を行う者に対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を職業として行う者。

(6) スポーツプログラマー

地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う者。

(7) ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う者。

〈指導者の養成〉

4. 本会が公認するスポーツ指導者を養成するため、別に定めるカリキュラムに基づき、次の講習会を実施する。

(1) スポーツリーダー養成講習会

本会又は本会加盟団体が実施するが、地方公共団体等でも実施することができる。

(2) 競技別指導者養成講習会

本会と本会加盟競技団体等の共催で実施する。

(3) スポーツドクター養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(4) アスレティックトレーナー養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(5) スポーツプログラマー養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(6) ジュニアスポーツ指導員養成講習会

本会が実施する。

- (7) 前各号の指導者養成にかかる講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等細目については、別に定める。

〈指導者の登録・認定〉

5. 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。
- (1) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録した者を対象とする。
- (2) 登録指導者は、本会と本会加盟団体の組織内指導者とする。

〈マスター称号の付与〉

6. 指導者として資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等にあたる者として下記により推薦のあった者に対し、指導者育成専門委員会の審

査を経て、マスターの称号を付与する。

- (1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成・指導等にあたる者として、別に定める基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者。
- (2) アスレティックトレーナーの指導・育成等にあたる者として、別に定める基準に基づき、本会が推薦する者。

〈指導者の権利〉

7. 公認スポーツ指導者には、下記に掲げる権利を与える。

- (1) 本会が発行する指導者向け情報誌及び指導者必携書の購読
- (2) 本会及び本会加盟団体が実施する研修事業等への参加資格
- (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入資格
- (4) 公認スポーツ指導者ブレザー等公式需品の購入資格

〈指導者協議会〉

8. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策などについて協議する。

(1) 全国スポーツ指導者連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に、各都道府県スポーツ指導者協議会の代表と各中央競技団体の指導者養成部門の代表が出席し、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため、公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議する。

(2) 都道府県別スポーツ指導者協議会

都道府県体育協会の指導者育成に関する委員会の下に、各都道府県内の公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進をはかるとともに、県内の市区町村別・競技別の組織化を推進する。

(3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

本会指導者育成専門委員会の下に、各都道府県体育協会のスポーツドクターの代表及び各中央競技団体のスポーツドクターの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等をはかる。

(4) 全国公認アスレティックトレーナー連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に、中央競技団体、都道府県体育協会、プロスポーツ団体及び本会に所属する公認アスレティックトレーナーの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等をはかる。

(5) その他

上記各号については、それぞれ別に定める。

〈指導者の活動促進〉

9. 公認スポーツ指導者の活動促進をはかるため、本会は、加盟団体と一体となって、各種活動促進方策の推進に努める。

〈移行措置および暫定措置〉

10. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者については、平成17年10月1日にお

いて自動的にこの制度に移行するものとする。

11. 前項及びその他の移行措置、暫定措置については、別に定める。

〈附則〉

1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。
2. この制度改訂は、平成元年2月8日から施行する。
3. この制度改訂は、平成4年9月14日から施行する。
4. この制度改訂は、平成5年9月27日から施行する。
5. この制度改訂は、平成6年7月5日から施行する。
6. この制度改訂は、平成10年10月1日から施行する。
7. この制度改訂は、平成11年6月8日から施行する。
8. この制度改訂は、平成12年3月7日から施行する。
9. この制度改訂は、平成12年10月20日から施行する。
10. この制度改訂は、平成17年4月1日から施行する。

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度

〈趣旨〉

1. 国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は、加盟団体等と一体となって「公益財団法人 日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

〈目的〉

2. この制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。
 - (1) 各競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立すること。
 - (2) 多様なスポーツニーズに対応した指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること。
 - (3) 指導者の各組織内における位置づけと役割に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保すること。
 - (4) 種類別、地域別、競技別に指導者の組織的連係をすすめ、活動促進をはかること。

〈指導者の種類と役割〉

3. 本会が公認するスポーツ指導者の種類と役割は、次のとおりとする。
 - (1) スポーツリーダー
地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者。
 - (2) 競技別指導者
 - ア. 指導員
地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた競技別の技術指導等にあたる者。
 - イ. 上級指導員
地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、年齢、競技レベルに応じた競技別の技術指導にあたり、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う者。
 - ウ. コーチ
地域において、競技者育成のための指導にあたる者。

エ. 上級コーチ

ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる者。

オ. 教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、個々人の年齢、性別、技術レベルやニーズに合わせたサービスを提供する者。

カ. 上級教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、各種事業計画の立案、地域スポーツ経営のためのコンサルティングなどに関する中心的役割を担う者。

(3) スポーツドクター

スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる者。

(4) スポーツデンティスト

歯科医師の立場からスポーツマンの健康管理、歯科口腔領域のスポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる者。

(5) アスレティックトレーナー

スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる者。

(6) スポーツ栄養士

地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者。

(7) フィットネストレーナー

商業スポーツ施設において、スポーツ活動を行う者に対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を職業として行う者。

(8) スポーツプログラマー

地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う者。

(9) ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う者。

(10) マネジメント指導者

ア. アシスタントマネジャー

総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする者。

イ. クラブマネジャー

総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行う。また、総合型地域スポーツクラブなどに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者。

〈指導者の養成〉

4. 本会が公認するスポーツ指導者を養成するため、別に定めるカリキュラムに基づき、次の講習会を実施する。

(1) スポーツリーダー養成講習会

本会又は本会加盟団体等が実施する。

(2) 競技別指導者養成講習会

本会と本会加盟競技団体等の共催で実施する。

(3) スポーツドクター養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(4) スポーツデンティスト養成講習会

本会と日本歯科医師会の共催で実施する。

(5) アスレティックトレーナー養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(6) スポーツ栄養士養成講習会

本会と日本栄養士会の共催で実施する。

(7) スポーツプログラマー養成講習会

本会と日本体育施設協会の共催で実施する。

(8) ジュニアスポーツ指導員養成講習会

本会が実施する。

(9) マネジメント指導者養成講習会

本会又は本会加盟団体等が実施する。

- (10) 前各号の指導者養成にかかる講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、講習・試験の免除、審査等細目については、別に定める。

(11) 講習・試験免除適応コース

別に定める講習・試験免除承認システムに基づき、本会が定めるカリキュラムと同等の教育課程を設定していると本会が承認した大学、専門学校、その他スポーツ関連団体を講習・試験免除適応コースとすることができる。

(12) スポーツ指導者養成コース

別に定める養成コース申請基準を満たすスポーツ関連団体等をスポーツ指導者養成コースとすることができる。

〈指導者の責務〉

5. 公認スポーツ指導者は次の責務を負う。

- (1) スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
- (2) スポーツを行う者や社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (3) スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。
- (4) 公益財団法人日本体育協会倫理規程を遵守すること。

〈指導者の登録・認定・処分〉

6. 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

- (1) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録した者を対象とする。
- (2) 登録指導者は、本会と本会加盟団体の組織内指導者とする。
- (3) 本会は、資格の認定を受けた者が前項第4号に違反したと認められたとき、別に定める基準により処分を行う。

〈マスター称号の付与〉

7. 指導者として資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等にあたる者として下記により推薦のあった者に対し、指導者育成専門委員会の審査を経て、マスターの称号を付与する。

- (1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成・指導等にあたる者として、別に定める基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者。
- (2) アスレティックトレーナーの指導・育成等にあたる者として、別に定める基準に基づき、本会が推薦する者。

〈指導者の権利〉

8. 公認スポーツ指導者には、下記に掲げる権利を与える。

- (1) 本会が発行する指導者向け情報誌及びスポーツ指導者手帳の購読
- (2) 本会及び本会加盟団体が実施する研修事業等への参加資格
- (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入資格
- (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用資格
- (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用資格

〈指導者協議会〉

9. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策などについて協議する。

- (1) 全国スポーツ指導者連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に設置し、各都道府県スポーツ指導者協議会の代表と各中央競技団体の指導者養成部門の代表が出席し、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため、公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議する。

- (2) 都道府県別スポーツ指導者協議会

都道府県体育協会の指導者育成に関する委員会の下に設置し、各都道府県内の公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進を図るとともに、県内の市区町

村別・競技別の組織化を推進する。

- (3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

本会指導者育成専門委員会の下に設置し、各都道府県体育協会のスポーツドクターの代表及び各中央競技団体のスポーツドクターの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を図る。

- (4) アスレティックトレーナー連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に設置し、中央競技団体、都道府県体育協会、プロスポーツ団体及び本会に所属するアスレティックトレーナーの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を図る。

- (5) その他

上記各号については、それぞれ別に定める。

〈指導者の活動促進〉

10. 公認スポーツ指導者の活動促進を図るため、本会は、加盟団体と一体となって、各種活動促進方策の推進に努める。

〈移行措置および暫定措置〉

11. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者については、平成17年10月1日において自動的にこの制度に移行するものとする。

12. 前項及びその他の移行措置、暫定措置については、別に定める。

〈附則〉

1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。
2. この制度は、平成元年2月8日から施行する。
3. この制度は、平成4年9月14日から施行する。
4. この制度は、平成5年9月27日から施行する。
5. この制度は、平成6年7月5日から施行する。
6. この制度は、平成10年10月1日から施行する。
7. この制度は、平成11年6月8日から施行する。
8. この制度は、平成12年3月7日から施行する。
9. この制度は、平成12年10月20日から施行する。
10. この制度は、平成17年4月1日から施行する。
11. この制度は、平成17年7月13日から施行する。
12. この制度は、平成20年3月5日から施行する。
13. この制度は、平成23年4月1日から施行する。
14. この制度は、平成24年11月7日から施行する。
15. この制度は、平成26年7月23日から施行する。

資料
1-2

公認スポーツ指導者登録規程、同細則

◎文部大臣事業認定時(1989年)

財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者登録規程

- 第1条 この規程は、財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)公認スポーツ指導者制度第5項に基づき、公認スポーツ指導者養成講習会修了者の登録・認定に関することについて定める。
- 第2条 登録は、本会公認スポーツ指導者制度第2項にのっとり、本会公認スポーツ指導者資格認定を目的とする。
- 第3条 登録は、本会が別に定める条件を満たした登録の対象者が、本会加盟団体を通じ、個人単位で申請する。
2. 前項の登録にあたっては、別に定める登録料を納めるものとする。
- 第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。
2. 前項の更新にあたっては、資格有効期限内に本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。
なお、正当な理由なく1年間以上更新を行わない場合は、登録の対象者としての資格を失う。
4. スポーツ少年団指導者、体力テスト員については別に定める。
- 第5条 本会は、第3条の定めにより登録した者に対し、本会公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」を交付する。
- 第6条 資格の認定を受けた者が、本会公認スポーツ指導者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、資格が取り消される。
- 第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。
- 附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

◎現行

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者登録規程

(総則)

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)公認スポーツ指導者制度第6項に基づき、公認スポーツ指導者養成講習会修了者の登録・認定に関することについて定める。

(目的)

- 第2条 登録は、本会公認スポーツ指導者制度第2項にのっとり、本会公認スポーツ指導者資格認定を目的とする。

(申請方法)

- 第3条 登録は、次の条件のいずれか一つを満たしたものが個人単位で申請する。
- (1) 公認スポーツ指導者養成講習会修了者
 - (2) 本会が承認した講習・試験免除適応コース及び講習会等を修了し、所定の検定試験に合格した者
 - (3) マスターに認定された者
2. 前項の登録にあたっては、別に定める登録料を納めるものとする。
- (有効期限)

- 第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。ただし、スポーツリーダー資格については、有効期限を設けないものとする。

2. 前項の更新にあたっては、資格有効期限が切れる6か月前までに本会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。ただし、本会が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

(認定証・登録証)

- 第5条 本会は、第3条の定めにより登録した者に対し、本会公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」を交付する。また、更新登録者に対しては、「登録証」を交付する。ただし、スポーツリーダー資格及びマスターについては、「認定証」のみ交付する。

(雑則)

- 第6条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
この規程は、平成7年10月1日から施行する。
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
この規程は、平成26年7月23日から施行する。

◎現行

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者登録規程 細則

第1条(総則)

本細則は、公益財団法人日本体育協会(以下、「本会」という。)公認スポーツ指導者登録規程(以下「登録規程」という。)第6条に基づき、登録に関して必要な事項について定める。

第2条(登録の方法)

資格登録にあたっては、登録規程第3条に基づき、登録申請をおこない、本細則第6条に定める登録料の納入が完了した者を公認スポーツ指導者として認定する。

第3条(登録の単位)

登録は、本会公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。

- すでに1資格以上登録している指導者が新たに資格を登録した時には、その新たに登録した資格の有効期限はすでに登録している資格と同一の期日とする。

第4条(手続き期間と認定日)

資格登録に係る手続きは、登録認定日以前に完了していなければならない。

- 登録認定日は、原則として、毎年10月1日付もしくは4月1日付とする。
- ただし、一部資格については、手続きの都合上、10月1日付のみとする。

第5条(登録番号)

本会公認スポーツ指導者には、登録番号を付与する。登録番号には7桁の数字を用いる。

第6条(登録料)

納入する登録料は、全資格共通の基本登録料及び資格毎に設定する資格別登録料の合計金額とする。

- 初めて当該資格を登録する場合に限り、前項の登録料に加え初期登録手数料を納入する。なお、登録規程第4条第3項に基づき資格を再登録した場合についても初期登録手数料を納入するものとする。
- 資格を追加または昇格した場合には、初期登録手数料に加え、新たな資格分の資格別登録料を納入する。ただし、資格別登録料は、資格有効期間相当分とする。
- 登録料を変更する際は、事前に登録者に告知するものとする。

第7条(資格証明書)

登録規程第5条に定める「登録証」・「認定証」については、新規登録、更新登録、資格の追加または昇格の都度、登録証を発行する。

第8条(資格の保留・停止)

本細則第4条に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「資格保留」となる。

- 資格保留期間は有効期限後1年間とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うことができる。

とができる。

- 保留後1年間経過した場合、「資格停止」となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

第9条(資格の再登録)

「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。

第10条(資格の辞退)

資格の辞退手続きは、公認スポーツ指導者本人もしくは代理人から行い、本人の意思を確認できる場合に受理する。

- 資格を辞退した後、再度登録を希望する場合には、登録規程第4条第3項に定める手続きを行うことにより再登録することができる。
- 有効期限内に資格を辞退した場合、いかなる理由があっても一度納入された登録料は返還しない。

第11条(指導者の個人情報)

公認スポーツ指導者の個人情報は、本会個人情報保護方針に基づき、本会、都道府県体育協会等、協同認定団体及び同団体の都道府県団体等にて共同利用する。

- その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途「個人情報の取り扱いについて」に定める。

第12条(諸変更連絡窓口)

公認スポーツ指導者は、住所、連絡先等の諸情報に変更があった場合は、指導者マイページ・書面・電話等により直ちに本会もしくは関連加盟団体に届け出なければならない。

第13条(指導者へのサービス)

公認スポーツ指導者には、下記のサービスを提供する。

- ・本会が発行する指導者向け情報誌及びスポーツ指導者手帳。
- ・本会及び本会加盟団体等が実施する研修事業への参加。
- ・公認スポーツ指導者総合保険制度への個人加入。
- ・公認スポーツ指導者公式需品の購入。
- ・指導者マイページの利用。

第14条(その他)

本細則に記載されない事項については、本会にて審議・決定する。

第15条(変更)

本細則は、日本体育協会指導者育成専門委員会の議決により変更することができる。

附則

本細則は平成24年4月1日制定し、平成24年4月1日付登録より適用する。

本細則は平成26年7月23日より適用する。

資料
1-3

公認スポーツドクター設置要項

◎創設時(1982年)

財団法人日本体育協会公認スポーツドクター制度

財団法人日本体育協会は、「財団法人日本体育協会スポーツ指導者等公認スポーツドクター制度」を制定する。

1. 財団法人日本体育協会は、スポーツドクターを公認する。

(スポーツドクター制度の目的)

2. 公認スポーツドクター制度制定の目的を次の通りとする。

- (1) 広くスポーツ医学を普及・啓蒙すること
- (2) 本会公認スポーツドクターを養成すること
- (3) 本会公認スポーツドクターの組織を整備し、活動の促進を図ること
- (4) 本会公認スポーツドクターの資質の向上を図ること

(スポーツドクターの役割)

3. 本会公認スポーツドクターの役割は次の通りとする。

- (1) スポーツマンの健康管理
- (2) スポーツ障害、スポーツ外傷の診断・治療・予防
- (3) スポーツ参加者の健康診断
- (4) 競技会開催に際しての医事運営
- (5) チームドクターとしての参加

(養成講習会)

4. 本会公認スポーツドクターを養成するための講習会を次の要領で開催する。

- (1) 本講習会を企画・運営するスポーツドクター養成委員会を設置する
- (2) 本講習会の開催要項は、前号の委員会が開催前年度に企画立案し、開催年度に公示する。
- (3) 本講習会のカリキュラムは、別に定める本会公認スポーツドクター養成カリキュラムによる
- (4) 本講習会に参加した者には、それぞれ修得した単位を記入した受講証を交付する

(受講資格)

5. 本講習会に参加する者の受講資格は、日本国の医師免許を有し、かつ本会または本会加盟団体より推薦されたものとする。

(審査)

6. 本会公認スポーツドクターの認定に係わる審査は次の通りとする。

- (1) 本会に本会公認スポーツドクター認定審査委員会を設置する
- (2) 本審査を受ける者は、次の条件を備えているものとする
 - (イ) 本会公認スポーツドクター養成講習会を履修し、所定のカリキュラムの単位を全て修得したもの
 - (ロ) 日本国の医師免許取得後5年以上経過したもの
 - (ハ) スポーツマンを対象とした相当のスポーツ

医学の臨床経験を有するもの

- (3) 審査を申請する者につき、第1号の審査委員会が審査を行う

(登録)

7. 本会公認スポーツドクターは、登録によりその資格を取得する。

登録については次の通りとする

- (1) 前項の審査に合格したものは、すみやかに本会に登録を行うものとする
- (2) 登録は所定の登録申請書により、別に定める登録料を添えて行うものとする
- (3) 本会会長は、登録申請受理後、本要項第6項の審査委員会が審査した資格を確認の上「財団法人日本体育協会公認スポーツドクター」として認定し、公認証を交付する。また、その旨を申請者の推薦母体に通知する
- (4) 登録期間は4カ年とする
- (5) 登録期間が満了に達する本会公認スポーツドクターは、満了前までに少なくとも1回の研修会を受講したのち、前各号に準じて登録を行い、登録料を納入して資格の更新を行うものとする

(組織)

8. 本会公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等をはかる組織として、次の協議会を設置する。

- (1) 全国公認スポーツドクター協議会
- (2) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

(特典)

9. 本会公認スポーツドクターは次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が発行するスポーツ医・科学研究報告書刊行物の無料頒布
- (2) 本会ならびに本会加盟団体が実施する海外研修を含む事業への参加資格

(認定の取消)

10. 次の各号に該当するときは、本会公認スポーツドクター資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 本要項第7項第5号の登録の更新を行わないとき
- (2) 本会公認スポーツドクターとしてふさわしくないと本会が認めたとき

(付則)

11. この制度は、昭和57年4月1日から実施する。ただし、この制度の制定を前提に昭和52年度以降本会が実施したスポーツ関係臨床医相互研修会に参加し、これを履修し要件を満たした者は、この制度によって養成されたものとみなし、本要項第6項による審査を受ける資格を有するものとする。

公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター設置要項

公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という)は、「本会公認スポーツ指導者制度」に基づき公認スポーツドクターの育成と活動促進を目的として「本会公認スポーツドクター設置要項」を次の通り定める。

1. 役割

スポーツドクターの役割は次の通りとする。

- (1) スポーツ活動を行う者に対する健康管理と競技能力向上の援助。
- (2) スポーツ外傷・障害に対する予防、診断、治療、リハビリテーションなど。
- (3) 競技会等の医事運営並びにチームドクターとしての参加。
- (4) スポーツ医学の研究、教育、普及活動。
- (5) その他上記に準ずる必要な事項。

2. 養成

スポーツドクターの養成は、次の講習会によって行う。

(1) 講習会の開催

スポーツドクター養成講習会は、本会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会が、別に定める本会公認スポーツドクター養成カリキュラム(基礎科目・応用科目)により企画、運営する。

(2) 受講資格

受講者は、受講開始年度の4月1日時点で日本国の医師免許を4年以上有し、かつ原則として、本会あるいは本会加盟団体・準加盟団体(以下「本会加盟団体」という)より推薦されたものとする。

(3) 受講の免除

講習会の受講者で、日本医師会認定健康スポーツ医に認定された者、または日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論Aを修了した者は、それぞれ発行された認定証または、修了証の確認など必要な手続により、講習会における基礎科目25単位の受講を免除することができる。

3. 登録資格の審査

審査は次の通りとする。

- (1) 本会スポーツドクター部会で審査する。
- (2) 審査を受けるものは、次の条件を備えなければならない。
 - ① 講習会の全単位(52単位)を修得した者。
 - ② 相当のスポーツ医学の臨床経験を有する者。

4. 登録・認定

本会公認スポーツドクターは、登録により認定される。

登録については次の通りとする。

- (1) 前項の審査に合格した者は、「公認スポーツ指導者登録規程」に基づき、指定された期日までに登録手続きを行う。
- (2) 本会は、手続きが完了した者に対し「認定証」及び「登録証」を交付する。
- (3) 登録による認定有効期間は、4年間とする。

5. 登録・認定の更新

- (1) 認定の更新をしようとする者は、資格有効期限が切れる6ヶ月前までに本会が定める研修を修了し、前項に準じた登録手続きを行う。
- (2) 前号の研修は、本会スポーツドクター部会が別に定める。

6. 組織

公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を図る組織として、加盟団体スポーツドクター代表者協議会を設置する。

7. 特典

公認スポーツドクターは、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が発行する情報誌やスポーツ医・科学研究報告書などの無料配布。
- (2) 本会ならびに本会加盟団体が実施する海外研修などを含む事業への参加資格。

8. 認定の保留、停止、取り消し

本会公認スポーツドクターの認定保留、停止、取消については「公認スポーツ指導者登録規程」及び同細則に基づくものとする。

附則

この設置要項は、昭和57年4月1日から施行する。

但し、この要項の制定を前提に昭和52年度以降本会が実施したスポーツ関係臨床医相互研修会に参加し、これを履修し条件を満たした者はこの要項によって養成されたものとみなし、本要項第3項による審査を受ける資格を有するものとする。

この設置要項改訂は、平成3年4月1日から施行する。

この設置要項改訂は、平成11年3月8日から施行する。

この設置要項改訂は、公益財団法人日本体育協会設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

この設置要項改訂は、平成26年3月7日制定し、平成26年4月1日から施行する。

資料
1-4

全国スポーツ指導者連絡会議運営規則

◎創設時(1979年)

財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議運営規則

(総則)

第1条 この規則は、財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という)が、公認スポーツ指導者制度に基づいて開催する全国スポーツ指導者連絡会議(以下「全国会議」という)の運営に関することを定める。

(目的)

第2条 全国会議は、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため、公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上ならびにスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 全国会議は前条の目的を達成するため、次の各号について協議する。

- 一 スポーツ指導者の研修および資質の向上に関すること。
- 二 スポーツ指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- 三 スポーツ指導者の社会的地位の向上に関すること。
- 四 スポーツ指導者の安全対策に関すること。
- 五 スポーツ指導者育成策の研究ならびに建議に関すること。
- 六 スポーツ技術および指導法の研究と開発に関すること。
- 七 各都道府県スポーツ指導者協議会ならびに日本体育協会加盟競技団体の普及指導部門との連絡調整に関すること。
- 八 その他、各前号に関連すること。

(構成)

第4条 全国会議は次の各号に掲げる代表および日本体育協会国民スポーツ委員会をもって構成する。

- 一 都道府県スポーツ指導者協議会の代表、47名(都道府県ごとに1名)
- 二 日本体育協会加盟競技団体の普及部門の代表、38名(加盟競技団体ごとに1名)

(会議の開催)

第5条 全国会議は年1回以上開催とする。

- 2 全国会議の議事は出席した構成員の合意で決定する。

(幹事会)

第6条 全国会議に幹事会をおく。

- 2 幹事会は幹事および日本体育協会国民スポー

ツ委員会指導者組織小委員をもって構成する。

- 3 幹事会は指導者問題に関する研究協議を行なうとともに、全国会議および関連諸会議の開催についての企画立案ならびに準備運営にあたる。
- 4 幹事会は随時これを開催する。
- 5 幹事会の議事は、第2項および第3項の出席者の合意で決定する。

(代表ならびに幹事)

第7条 第4条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツ指導者協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、日本体育協会に届出る。

- 2 第4条第2号に定める代表は、日本体育協会の各加盟競技団体が選任し、日本体育協会に届出る。
- 3 前条第2項に定める幹事は全国会議において次の各号より互選する。
 - 一 第4条第1号に定める代表のうちから日本体育協会加盟団体規程第3条の地域区分毎に1名(関東地域は2名)
 - 二 第4条第2号に定める代表のうちから10名以内
- 4 前項により幹事に互選された者は代表の資格を喪う。その場合は、その者の属する都道府県スポーツ指導者協議会あるいは加盟競技団体が第1項または第2項に準じて後任を選任する。
- 5 代表ならびに幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事長)

第8条 幹事は互選で幹事長を決める。幹事長は、日本体育協会国民スポーツ振興事業担当理事との協議の上、全国会議および幹事会を招集してその議長となる。

(運営規則の変更)

第9条 この規則は全国会議の合意を得たのち、日本体育協会国民スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

付則

- 1 この規則は昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行当初における都道府県スポーツ指導者協議会の代表のうちから互選する幹事は第7条第3項の規定に拘らず下表に掲げる者(略)が昭和54年4月1日に同条同項により互選されたものとみなす。

公益財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議運営規則

(総則)

第1条 この規則は、公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という）が、公認スポーツ指導者制度に基づいて開催する全国スポーツ指導者連絡会議（以下「全国会議」という）の運営に関することを定める。

(目的)

第2条 全国会議は、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上ならびにスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(構成)

第3条 全国会議は、公認スポーツ指導者及び日本体育協会加盟競技団体等の指導者養成部門の代表者で構成する。

(協議事項)

第4条 全国会議は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) スポーツ指導者の研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツ指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) スポーツ指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) スポーツ指導者の安全対策に関すること。
- (5) スポーツ指導者育成策の研究ならびに建議に関すること。
- (6) スポーツ技術および指導法の研究と開発に関すること。
- (7) 各都道府県スポーツ指導者協議会ならびに日本体育協会加盟競技団体および協力団体の指導者養成部門との連絡調整に関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

(会議の出席者)

第5条 全国会議は、次の各号に掲げる代表および日本体育協会指導者育成専門委員会委員をもって開催する。

- (1) 公認スポーツ指導者で組織する都道府県スポーツ指導者協議会の代表各1名
- (2) 日本体育協会加盟競技団体の指導者養成部門の代表各1名
- (3) 日本体育協会と指導者養成を協同実施している団体の指導者養成部門の代表各1名
- (4) 日本体育協会加盟関係スポーツ団体指導普及部門の代表各1名。

(会議の開催)

第6条 全国会議は、年1回以上開催する。

2. 全国会議の議事は、出席者の合意で決定する。
3. 全国会議および幹事会の業務主体は、日本体育協会とする。

(幹事会)

第7条 全国会議に幹事会を置く。

2. 幹事会は、幹事および日本体育協会指導者育成専門委員会委員若干名をもって構成する。
3. 幹事会は、指導者問題に関する研究協議を行なうとともに、全国会議および関連諸会議の開催

についての企画立案ならびに準備運営にあたる。

4. 幹事会は、随時これを開催する。

5. 幹事会の議事は、出席者の合意で決定する。

(代表ならびに幹事)

第8条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツ指導者協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、日本体育協会に届出る。

2. 第5条第2号に定める代表は、日本体育協会の各加盟競技団体が選任し、日本体育協会に届出る。

3. 第5条第3号に定める代表は、日本体育協会の各協力団体が選任し、日本体育協会に届出る。

4. 前条第2項に定める幹事は、全国会議において次の各号により互選する。

(1) 第5条第1号に定める代表のうちから日本体育協会加盟団体規程第4条の地域区分毎に1名（関東地域は2名）

(2) 第5条第2号に定める代表のうちから10名以内

5. 前項により幹事に互選された者は、代表の資格を失う。その場合は、その者の属する都道府県スポーツ指導者協議会、あるいは加盟競技団体が第1項または第2項に準じて後任を選任する。

6. 代表ならびに幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事長および副幹事長)

第9条 幹事は、互選で幹事長および副幹事長を決める。幹事長は、日本体育協会指導者育成専門委員会委員長と協議の上、全国会議および幹事会を招集してその議長となる。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営規則の変更)

第10条 この規則は全国会議の合意を得たのち日本体育協会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することができる。

付則

1. この規則は昭和54年4月1日から施行する。

2. この規則施行当初における都道府県スポーツ指導者協議会の代表のうちから互選する幹事は、第7条第3項の規定に拘らず下表に掲げる者（略）が、昭和54年4月1日に同条同項により互選されたものとみなす。

3. この規則改正（幹事長および副幹事長）は昭和60年8月7日から施行する。

4. この規則改正（国民スポーツ専門委員会）は、平成2年1月24日から施行する。

5. この規則改正（指導者育成専門委員会）は、平成3年4月1日から施行する。また、本規程に定める加盟団体とは準加盟団体も含むこととする。

6. この規則改正（協力団体）は、平成7年3月29日から施行する。

7. この規則改正（構成および会議の出席者）は、平成16年3月2日から施行する。

8. この規則改正は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

9. この規則改正（会議の出席者）は、平成27年3月5日から施行する。

資料
1-5

アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

◎ 現行

日本体育協会アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

(目的)

第1条

アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、アスレティックトレーナー連絡会議(以下「連絡会議」という)を開催する。

(構成)

第2条

連絡会議は、次の各号に掲げる有資格者の代表、トレーナー部会委員および学識経験者をもって構成する。

- (1) 競技団体所属の有資格者
- (2) 都道府県体育協会所属の有資格者
- (3) プロスポーツ団体等所属の有資格者
- (4) 日本体育協会所属の有資格者

また、その選任は、日本体育協会で決定する。

(運営委員会)

第3条

連絡会議に運営委員会を置き、連絡会議の協議内容等の企画、立案及び準備、運営にあたる。

2. 運営委員は、第2条に掲げる者の中から20名程度を日本体育協会が選任する。
3. 運営委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結

の時までとする。ただし、再任を妨げないものとし、任期終了後も次期運営委員が就任するまではその権利・義務を有するものとする。

(会議)

第4条

連絡会議は、年1回以上開催し、運営委員会は、随時これを開催する。

(運営委員長および副委員長)

第5条

運営委員は、互選で運営委員長および副委員長を選出する。

2. 運営委員長は、日本体育協会・トレーナー部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる。
3. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(規則の変更)

第6条

この規則は、日本体育協会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することが出来る。

付則 この規則は、平成11年11月26日から施行する。
平成17年11月25日改定
平成27年11月26日改訂

資料
1-6

スポーツドクター代表者協議会運営規則

◎ 創設時

財団法人日本体育協会加盟団体スポーツドクター代表者協議会運営規則

(総則)

第1条

この規則は、財団法人日本体育協会(以下「本会」という)が、「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づいて開催する加盟団体スポーツドクター代表者協議会(以下「協議会」という)の運営に関することを定める。

(目的)

第2条

協議会は、本会公認スポーツドクター(以下「スポーツドクター」という)相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を促進するための方策について協議することを目的とする。

(構成)

第3条

協議会は、本会加盟(準加盟)団体の医事組織等の代表者で構成する。

(協議事項)

第4条

協議会は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) スポーツドクターの研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツドクターの交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) スポーツドクターの社会的地位の向上に関すること。
- (4) スポーツドクターの安全対策に関すること。
- (5) スポーツドクター育成策の研究ならびに建議に関すること。
- (6) スポーツ医学の研究、教育、普及活動に関すること。
- (7) 各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織、ならびに本会加盟(準加盟)競技団体の医事組織との連絡調整に関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

(会議の出席者)

第5条

協議会は、次の各号に掲げる代表および本会

指導者育成専門委員会スポーツドクター部会（以下「スポーツドクター部会」という）部会員をもって開催する。ただし代表が欠席の場合は、その代理を出席者とする。

(1) スポーツドクター等で組織する各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織の代表各1名

(2) 本会加盟（準加盟）競技団体の医事組織等の代表各1名

（会議の開催）

第6条 協議会は、年1回以上開催する。

2. 協議会の議事は、出席者の合意で決定する。

3. 協議会の業務主体は、日本体育協会とする。

（代表）

第7条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツドクター協議会が選任し、当該都道府県

体育協会の認証を受けて、本会に届出る。

2. 第5条第2号に定める代表は、本会加盟（準加盟）競技団体が選任し、本会に届出る。

3. 代表の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

（運営）

第8条 協議内容等の企画、立案及び準備、運営はスポーツドクター部会が行う。

2. スポーツドクター部会部会長は協議会を招集して、その議長となる。

（運営規則の変更）

第9条 この規則は協議会の合意を得たのち本会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1. この規則は平成19年5月25日から施行する。

◎現行

公益財団法人日本体育協会加盟団体スポーツドクター代表者協議会運営規則

（総則）

第1条 この規則は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という）が、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づいて開催する加盟団体スポーツドクター代表者協議会（以下「協議会」という）の運営に関することを定める。

（目的）

第2条 協議会は、本会公認スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という）相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を促進するための方策について協議することを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は、本会加盟（準加盟）団体の医事組織等の代表者で構成する。

（協議事項）

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

(1) スポーツドクターの研修および資質の向上に関すること。

(2) スポーツドクターの交流と情報交換、広報活動に関すること。

(3) スポーツドクターの社会的地位の向上に関すること。

(4) スポーツドクターの安全対策に関すること。

(5) スポーツドクター育成策の研究ならびに建議に関すること。

(6) スポーツ医学の研究、教育、普及活動に関すること。

(7) 各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織、ならびに本会加盟（準加盟）競技団体の医事組織との連絡調整に関すること。

(8) その他前各号に関連すること。

（会議の出席者）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる代表および本会

指導者育成専門委員会スポーツドクター部会（以下「スポーツドクター部会」という）部会員をもって開催する。ただし代表が欠席の場合は、その代理を出席者とする。

(1) スポーツドクター等で組織する各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織の代表各1名

(2) 本会加盟（準加盟）競技団体の医事組織等の代表各1名

（会議の開催）

第6条 協議会は、年1回以上開催する。

2. 協議会の議事は、出席者の合意で決定する。

3. 協議会の業務主体は、日本体育協会とする。

（代表）

第7条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツドクター協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、本会に届出る。

2. 第5条第2号に定める代表は、本会加盟（準加盟）競技団体が選任し、本会に届出る。

3. 代表の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

（運営）

第8条 協議内容等の企画、立案及び準備、運営はスポーツドクター部会が行う。

2. スポーツドクター部会部会長は協議会を招集して、その議長となる。

（運営規則の変更）

第9条 この規則は協議会の合意を得たのち本会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することができる。

附則

1. この規則は平成19年5月25日から施行する。

2. この規則は平成23年4月1日から施行する。

公認スポーツ指導者等表彰要項

◎ 現行

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者等表彰要項

1. 趣旨

永年にわたりスポーツ指導者として、スポーツの指導育成及び組織化、競技力の向上、公認スポーツ指導者制度の発展その他国民スポーツの振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績があった者を表彰し、その功に報いるとともに、将来のスポーツ界を担う若手指導者の奨励を通じて、今後における公認スポーツ指導者制度の一層の発展に資する。

2. 表彰の基準

表彰の対象は、以下の各号の基準を満たす者とし、第1号から第4号までは公認スポーツ指導者とする。

(1) 永年表彰

公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算15年以上にわたりスポーツの指導育成及び組織化等に尽力し、顕著な功績が認められ、原則として所属する中央・都道府県・市区町村の各競技団体若しくは都道府県・市区町村体育（スポーツ）協会、又は国・地方公共団体から表彰を受けた者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(2) 優秀選手育成賞

公認スポーツ指導者として、競技の普及や競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において、優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。ただし、過去において同一選手の成績に基づき本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(3) 若手指導者奨励賞

受賞年度に満30歳以下の者のうち、今後、当該推薦団体において中心的な役割を担うことが期待される者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(4) 退任感謝状

おおむね15年以上にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任した公認スポーツ指導者

(5) 特別功労表彰

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者、並びに公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた本会が特に認めた者。

3. 候補者の推薦

候補者の推薦は、次の各号により行うものとする。

- (1) 前項第1号に定める候補者については、加盟都道府県体育（スポーツ）協会及び加盟中央競技団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。この場合、都道府県体育（スポーツ）協会については、前年度公認スポーツ指導者登録者数500名まで1名、以下500名までを越えるごとに1名を増やした人数を、中央競技団体については、1団体3名以内を推薦することができる。
- (2) 前項第2号および第3号に定める候補者については、加盟中央競技団体が別に定める様式により推薦を行うものとする。
- (3) 前項第4号に定める候補者については、加盟団体が特に必要と認めた場合に推薦を行うものとする。
- (4) 前項第5号に定める候補者については、本会が直接推薦を行うものとする。

4. 被表彰者の決定

被表彰者は、本会会長が指導者育成専門委員会の審査を経て、決定するものとする。ただし、前項第4号については、加盟団体長にその審査を委任することができる。

5. 表彰の方法

表彰の基準第1号、第2号、第4号、第5号については、本会会長が表彰状又は感謝状を授与する。

表彰の基準第3号については、本会指導者育成専門委員会委員長が表彰状を授与する。

6. 附則

この要項は平成7年5月16日から施行する。

この要項は平成11年3月8日から施行する。

この要項は平成19年8月22日から施行する。

この要項は公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

この要項は平成27年9月24日から施行する。

公認スポーツ指導者処分基準

◎現行

日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本体育協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、公認スポーツ指導者(以下「公認指導者」という。)に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。(違反行為)
2. この基準において違反行為とは、公認指導者として遵守する義務のある公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本体育協会倫理規程(抜粋)
(遵守事項)

- 第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
 4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
 5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
 6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(処分の種類、内容)

3. 前項に定める違反行為を行った際に、当該公認指導者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。
 - (1) 注意
違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して課す。
 - (2) 厳重注意
違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は資格停止となることを通告する。主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。
 - (3) 資格停止
文書での通知を以って、一定期間資格を停止し、再教育プログラムを課す。資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為

に課す。

(4) 資格取消し

文書での通知を以って、保有資格を取り消し、資格取得のための講習会における共通科目・専門科目の修了も無効とする。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

4. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
5. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
6. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。
7. 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
8. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第4項、第5項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関)

9. 処分の決定は、日本体育協会指導者育成専門委員会(以下「専門委員会」という。)内に設置する処分審査会において決定する。

(再教育プログラム)

10. 資格取消処分を受けた者で公認指導者資格を再取得しようとする者または資格停止処分を受けた者(停止期間は問わない)で公認指導者資格を回復しようとする者は、専門委員会が実施する再教育プログラム(反省文の提出、倫理に関する研修等)を受講し、修了しなければならない。
11. 資格停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、処分審査会において、被害者との示談の有無、被害者の宥恕、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の資格停止期間の半分を下回らない限度で、当初の資格停止期間を短縮することができる。
12. 前二項における再教育プログラムの内容及びその修了判定については専門委員会で決定する。

(基準の改廃)

13. この基準の改廃は、専門委員会の決議を経て行う。(施行日)
14. 本基準は、平成26年7月23日より施行する。

日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準別表

表 1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為(暴力・体罰)

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	資格停止 12 か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	資格取消し
〈考慮すべき要素〉 ①違反行為の態様(故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等) ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度(暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか) ⑥被害者の心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無等を含む) ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む) ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等)	
〈加重・軽減要素の例〉 ○加重要素(処分内容を重くする) 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	厳重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
〈考慮すべき要素〉 ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） 〈加重・軽減要素の例〉 ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
〈考慮すべき要素〉 ①違反行為の態様(故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等) ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度 ⑥被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む) ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む) ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等) 〈加重・軽減要素の例〉 ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表 4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止 12 か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 24 か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
〈考慮すべき要素〉 ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） 〈加重・軽減要素の例〉 ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）

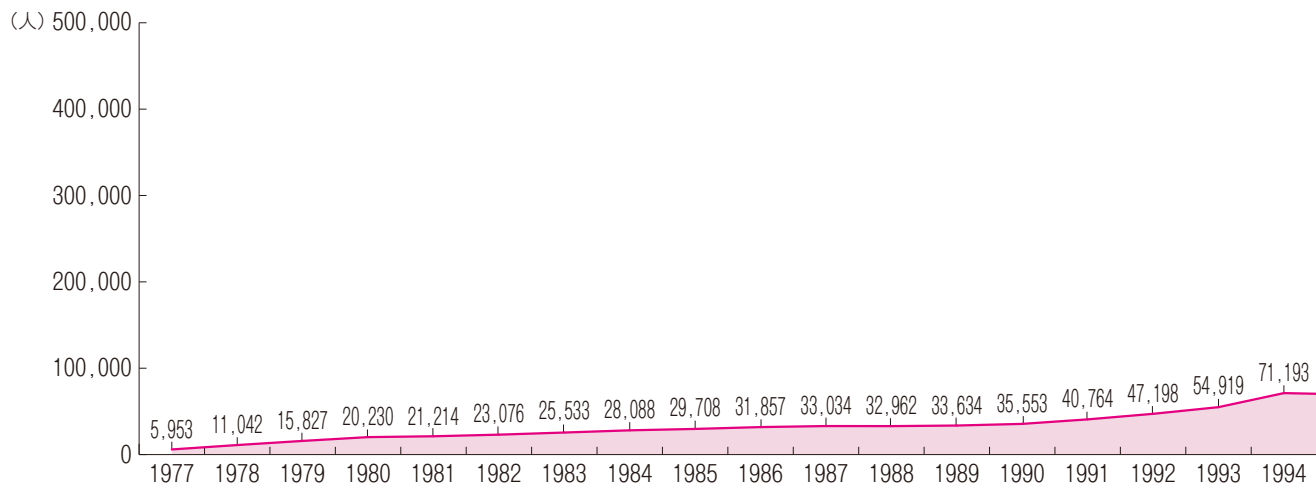
違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	厳重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
〈考慮すべき要素〉 ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） 〈加重・軽減要素の例〉 ○加重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等	

表6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	資格取消し
〈考慮すべき要素〉 ①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等） ②加害者の地位・立場 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） 〈加重・軽減要素の例〉 ○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等	

資料
4-2

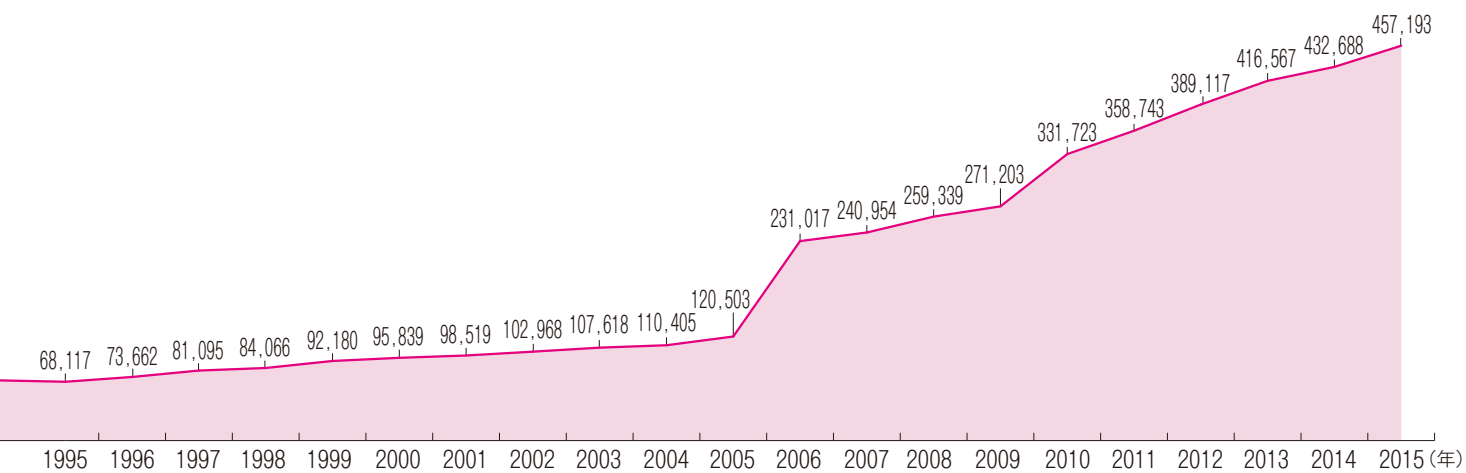
日本体育協会公認スポーツ指導者登録者数推移



	Phase2																	
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
登録指導者総数	5,953	11,042	15,827	20,230	21,214	23,076	25,533	28,088	29,708	31,857	33,034	32,962	33,634	35,553	40,764	47,198	54,919	71,193
スポーツトレーナー 2級	1,059	1,381	1,519	1,530	607	1,071	1,025	1,014	910	904	897	945	932	815	769	719	585	568
スポーツトレーナー 1級	636	875	854	860	1,108	548	531	518	462	445	451	467	512	411	400	392	328	311
コーチ(1977年改訂)		19	231	407	731	981	1,318	1,532	1,712	1,835	2,089	2,100	1,751	1,466	927	473	360	244
上級コーチ(1977年改訂)		209	598	863	910	1,036	1,054	1,175	1,286	1,432	1,536	1,622	1,415	1,383	807	625	455	288
C級コーチ													484	760	1,296	1,747	1,846	2,407
B級コーチ													333	389	939	1,281	1,422	1,570
A級コーチ													40	89	289	351	380	522
コーチ(2005年改訂)																		
上級コーチ(2005年改訂)																		
スポーツ指導員	4,258	8,558	12,625	16,570	17,858	19,406	21,532	23,625	24,915	26,512	27,230	26,518	20,194	13,234	8,957	6,472	4,483	3,667
C級スポーツ指導員													6,428	15,124	21,204	28,668	31,480	39,923
B級スポーツ指導員															1,158	3,199	8,435	11,405
A級スポーツ指導員																	1	817
指導員																		
上級指導員																		
C級教師															1,717	2,895	3,258	3,448
B級教師																255	656	797
A級教師																	35	131
教師																		
上級教師																		
スポーツドクター						34	73	224	423	729	831	1,310	1,545	1,882	2,301			2,722
アスレティックトレーナー																		
スポーツ栄養士																		
スポーツデンティスト																		
スポーツプログラマー 1種 (スポーツプログラマー)																121	602	1,169
スポーツプログラマー 2種 (フィットネストレーナー)																	231	418
少年スポーツ指導員																	304	675
少年スポーツ上級指導員																	58	111
ジュニアスポーツ指導員																		
スポーツリーダー																		
アシスタントマネジャー																		
クラブマネジャー																		

※公認スポーツ指導者登録制度がスタートした1977(昭和52)年は登録申請者数。1978(昭和53)年以降は登録者数

※1982(昭和57)年以降は実人数。それ以前は複数資格の保有による重複あり



Phase3										Phase4										
1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
68,117	73,662	81,095	84,066	92,180	95,839	98,519	102,968	107,618	110,405	120,503	231,017	240,954	259,339	271,203	331,723	358,743	389,117	416,567	432,688	457,193
517	697	599	550	521	510	419	405	395	367		191	186	179	169	156	146	142	128	85	82
269	415	341	311	288	294	258	239	235	228		106	100	97	81	72	68	65	55	36	32
147	162	135	75	68	135	96	85	51	41											
159	195	154	122	108	165	152	97	70	64											
2,525	3,670	5,172	5,918	6,236	6,572	6,790	7,422	7,911	8,177											
1,574	2,121	2,138	2,164	2,190	2,249	2,405	2,507	2,551	2,498											
529	636	807	832	804	795	795	808	824	774											
										8,569	9,097	9,733	10,243	11,412	12,263	12,989	13,984	14,988	15,421	16,525
										3,560	3,853	3,777	4,175	4,409	4,589	4,708	4,961	5,092	5,106	4,996
2,724	2,417	2,014	1,706	1,388	1,510	1,244	1,130	962	863											
37,228	37,487	38,300	43,781	46,020	48,010	51,792	55,260	59,198	61,195											
12,145	13,028	13,831	13,403	14,757	15,109	13,807	13,453	13,537	13,615											
2,174	2,981	3,625	4,065	4,587	4,627	4,449	4,505	4,418	4,357											
										73,180	76,056	78,486	80,224	85,678	90,248	94,341	99,468	104,309	101,256	104,653
										15,772	15,084	14,864	14,804	14,857	14,568	14,672	15,247	14,784	13,150	12,924
3,293	3,359	3,387	3,304	3,211	3,202	3,150	3,245	3,132	3,090											
804	905	853	853	770	838	827	811	735	724											
255	370	460	499	530	611	619	613	555	575											
										3,317	3,582	3,662	3,670	3,802	3,803	3,758	3,904	3,830	3,431	3,350
										1,603	1,828	1,786	1,770	1,678	1,649	1,597	1,609	1,549	1,380	1,355
		3,371		3,727	3,841	3,992	4,057	4,195	4,370	4,504	4,697	4,837	5,006	5,195	5,286	5,390	5,471	5,502	5,596	5,656
45	249	272	305	351	379	469	542	623	702	776	879	997	1,131	1,356	1,493	1,595	1,861	2,078	2,324	2,623
														14	35	65	92	127	152	172
																				67
1,608	2,004	2,253	2,466	2,719	2,947	3,122	3,479	3,747	3,996	4,107	4,243	4,460	4,531	4,715	4,679	4,675	4,858	4,759	3,848	3,718
792	1,069	1,150	1,224	1,205	1,206	1,132	1,118	1,088	1,065	1,046	989	886	814	796	770	701	726	684	551	517
1,168	1,668	1,971	2,187	2,368	2,481	2,614	2,804	2,932	3,245											
161	229	262	301	332	358	387	388	459	459											
										3,625	3,794	4,100	4,266	4,589	4,801	4,902	5,286	5,436	4,623	4,622
											106,180	112,076	126,884	130,525	184,935	205,740	226,999	247,824	269,843	289,930
										444	438	965	1,449	1,794	2,208	3,166	4,155	5,096	5,512	5,578
												39	96	133	168	230	289	326	374	393

日本体育協会指導者育成50周年記念事業実行委員会

委員長 監物 永三

委員 知念 かおる

委員 葛西 順一

委員 松尾 哲矢

委員 佐々木 秀幸*

委員 笠原 一也*

委員 鴨門 義夫*

(*は本誌編集委員を兼務)

[参考文献、資料]

- ・日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史 (2012)
- ・日本体育協会 75 年史 (1986)
- ・体協時報 (第 1 号～第 487 号)
- ・指導者のためのスポーツジャーナル (第 1 号～第 291 号)
- ・SPORTS JAPAN (第 1 号～第 22 号)
- ・東京オリンピック選手強化対策本部報告書 (1965)
- ・東京オリンピックスポーツ科学研究報告 (1965)
- ・公認スポーツ指導者海外研修報告書(昭和 53 年度～平成 13 年度)
- ・公認スポーツ指導者オフィシャルブック(オフィシャルガイド)

指導者育成 **50** 年のあゆみ 1965-2015



スポーツ振興くじ助成事業

2016 (平成 28) 年 3 月 31 日発行

発行

公益財団法人 日本体育協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館

制作印刷

広研印刷株式会社

制作協力

株式会社走狗



SPORTS
JASA OFFICIAL LICENSE

50th

スポーツを未来へ継承する

指導者育成

50

年のあゆみ

1965-2015